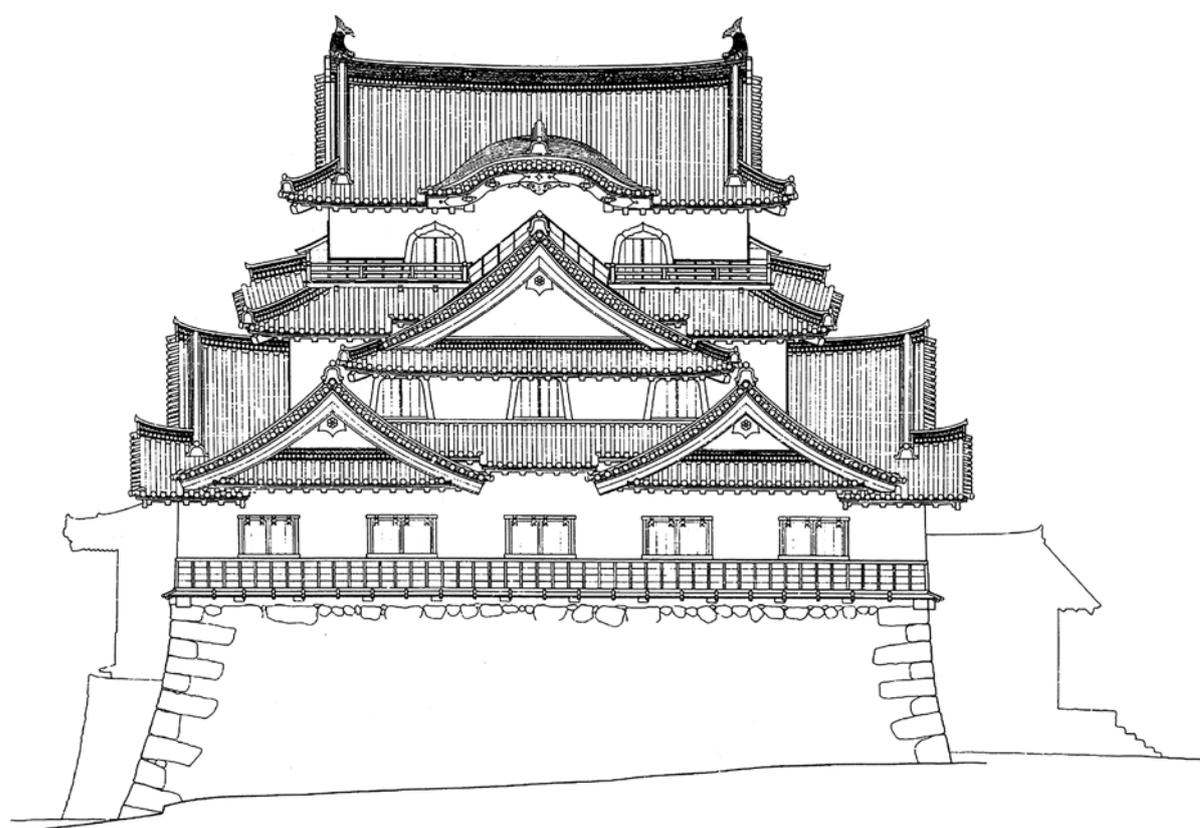


国宝・重要文化財（建造物）
彦根城天守ほか6棟保存活用計画



令和5年3月31日

彦根市

国宝・重要文化財（建造物）
彦根城天守ほか6棟保存活用計画

令和5年3月31日

彦根市



彦根城天守



御城内御絵図 (彦根城博物館蔵)

例 言

1. 本計画は、滋賀県彦根市金亀町に所在する国宝・重要文化財（建造物）彦根城天守ほか6棟の保存活用計画である。
2. 本書は、国庫補助事業である「国宝、重文彦根城天守、附櫓及び多聞櫓ほか5棟建造物保存修理（公開活用）事業」の一部として刊行するものである。なお、事業で認定を受けた保存活用計画は、体裁を整えて刊行する。
3. 本計画は、彦根市が令和3年度から令和4年度までの2ヵ年で国庫補助金の交付を得て策定した。
4. 本計画の作成にあたり、計画作成に関する調査・支援業務を一般財団法人建築研究協会に委託した。
5. 文化庁の定める「重要文化財（建造物）保存活用計画標準計画の作成要領」（以下、「作成要領」とする。）に従い、保存管理、環境保存、防災、活用に係る各計画及び保護に係る諸手続を定める。
6. 本計画では文化財建造物に関する保存活用について重点的にとりあげ、文化財建造物以外の敷地の保存活用については、「特別史跡彦根城跡保存活用計画」（平成28年3月作成）、「特別史跡彦根城跡整備基本計画（案）」（令和5年策定予定）に従う。
7. 本計画策定にあたっては、有識者による「国宝・重要文化財建造物保存活用計画検討委員会」を設置し、検討を行った。

国宝・重要文化財建造物保存活用計画検討委員会

委員

麓 和 善（名古屋工業大学名誉教授）
高瀬 要一（奈良文化財研究所文化遺産部元部長）
林 良 彦（奈良文化財研究所文化遺産部元部長）
林 康 裕（京都大学大学院教授）
西形 達明（関西大学名誉教授）
森山 修治（日本大学工学部教授）
北後 明彦（神戸大学名誉教授）
志賀谷 光弘（彦根商工会議所専務理事）（～令和4年10月）
野崎 孝志（彦根商工会議所専務理事）（令和4年12月～）
手塚 崇生（彦根観光協会事務局長）（～令和3年10月）
矢田 全利（彦根観光協会専務理事）（令和3年11月～）

オブザーバー

文化庁文化資源活用課

滋賀県文化スポーツ部文化財保護課 建造物係

滋賀県文化スポーツ部文化財保護課 記念物係

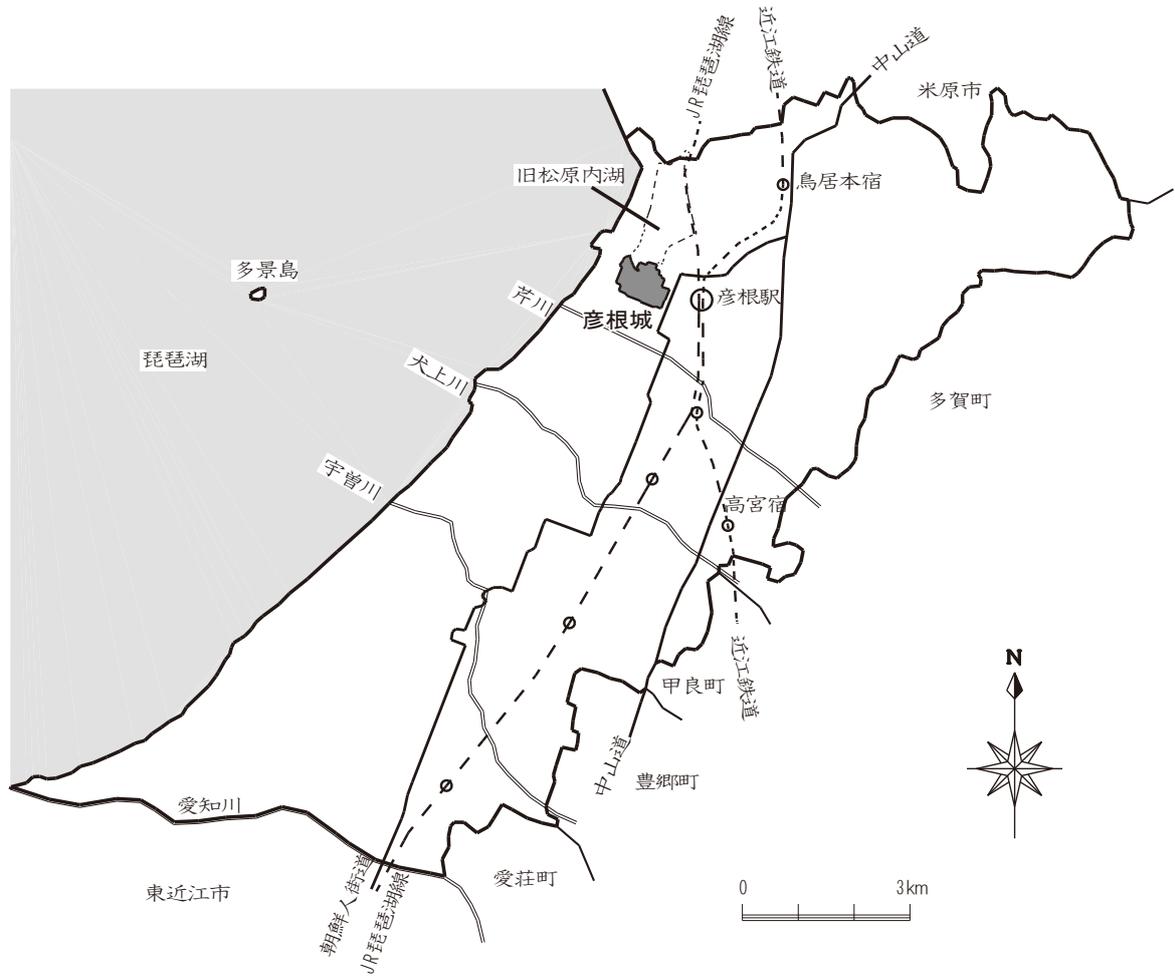
滋賀県文化スポーツ部文化財保護課 彦根城世界遺産登録推進室

彦根市消防本部

事務局

彦根市歴史まちづくり部文化財課

8. 本書にかかる諸記録は、彦根市歴史まちづくり部文化財課において保管している。



彦根城位置図

目 次

第1章 計画の概要	1-1
1 計画の作成	1-1
(1) 計画作成年月日	1-1
(2) 計画作成者	1-1
(3) 計画期間	1-1
2 対象とする建造物	1-1
(1) 国宝・重要文化財（建造物）の名称、構造及び形式	1-1
(2) 所在地	1-2
3 文化財の概要	1-2
(1) 文化財の構成	1-2
(2) 文化財の概要	1-4
(3) 文化財の価値	1-17
4 文化財保護の経緯	1-22
(1) 保存修理	1-22
(2) 防災	1-23
5 保護の現状と課題	1-24
(1) 保存の現状と課題	1-24
(2) 活用の現状と課題	1-24
6 計画の概要	1-25
(1) 計画区域の設定	1-25
(2) 計画の目的	1-25
(3) 基本方針	1-25
(4) 計画の概要	1-26
(5) 委員会の設置	1-26
第2章 保存管理計画	2-1
1 保存管理の現状	2-1

(1) 現在の保存状況	2-1
(2) 頻度の高いき損	2-4
(3) 保存管理の問題点	2-5
2 保護の方針	2-5
(1) 部分の設定と保護の方針	2-5
(2) 部位の設定と保護の方針	2-5
3 管理計画	2-32
(1) 管理体制	2-32
(2) 連絡体制	2-32
(3) 管理方法	2-32
4 修理計画	2-35
(1) 保存修理（維持修理、根本修理）	2-35
(2) 本計画の認定により事前の届出を要しないもの（小規模な修繕等）	2-36
第3章 環境保全計画	3-1
1 環境保全の基本方針	3-1
2 区域の区分と保全方針	3-1
(1) 区域区分の設定	3-1
(2) 保全方針	3-2
3 建造物の区分と保護の方針	3-5
4 環境保全上の課題と対策	3-9
(1) 樹木	3-9
(2) 石垣・雁木（石段）	3-11
(3) 土塁・切岸	3-14
(4) 外部保護柵	3-15
(5) 雨水排水設備	3-16
(6) 虫・獣害対策	3-18
(7) 便益施設等	3-19

第4章 防災計画	4-1
1 防災対策	4-1
(1) 防災に係る現状	4-1
(2) 防災に係る課題	4-10
(3) 防災対策	4-13
2 防犯対策	4-26
(1) 防犯に係る現状	4-26
(2) 防犯に係る課題	4-26
(3) 防犯対策	4-27
3 地震対策	4-29
(1) 地震時の安全性に係る課題と対処方針	4-29
(2) 地震時の対処方針	4-31
4 耐風対策	4-33
(1) 被害の想定	4-33
(2) 当面の改善措置と今後の対処方針	4-34
5 落雷対策	4-36
第5章 公開活用計画	5-1
1 基本方針	5-1
2 基本計画	5-1
3 整備方針	5-5
4 整備計画	5-6
5 外構及び周辺整備計画	5-7
6 運営管理計画	5-7
7 実施に向けての課題	5-9
第6章 保護に係る諸手続	6-1
1 文化財保護法に基づく必要な手続等	6-1
(1) 滅失、き損等	6-1

(2) 修理の届出等	6-2
(3) 現状変更許可申請	6-3
(4) 保存に影響を及ぼす行為の許可申請	6-4
(5) 保存に及ぼす影響が軽微な行為についての協議（現状変更等）	6-5
(6) 防災施設の機能低下等に係る報告	6-6
(7) 本計画の変更	6-7
(8) 現状変更等の許可及び修理の届出の特例	6-7
2 防災・防犯に係る諸手続	6-7
3 関連計画	6-8

巻末資料

第1章 計画の概要

1 計画の作成

(1) 計画作成年月日

令和5年3月31日

(2) 計画作成者

彦根市

(3) 計画期間

計画期間は10年とし、令和5年4月1日から令和15年3月31日までとする。

2 対象とする建造物

本計画では、次に示す6件7棟の建造物を対象とし、「文化財建造物」と記述する。

(1) 国宝・重要文化財（建造物）の名称、構造及び形式

番号	名称	上段 件名 下段 棟名	構造及び形式（記載内容は最新の告示による）	指定番号
				指定年月日
A01	彦根城天守、附櫓及び多聞櫓 天守		天守 三重三階、地下階段室・玄関付、本瓦葺 (※1・2)	00045
				重文指定 昭和26年9月22日 国宝指定 昭和27年3月29日
A02	彦根城天守、附櫓及び多聞櫓 附櫓及び多聞櫓		附櫓及び多聞櫓 各一重櫓、本瓦葺 (※1・2)	00045
				重文指定 昭和26年9月22日 国宝指定 昭和27年3月29日
A03	彦根城 太鼓門及び続櫓		太鼓門 一重櫓門、本瓦葺 続櫓 一重櫓、本瓦葺 (※1)	01153
				重文指定 昭和26年9月22日
A04	彦根城 天秤櫓		中央部一重櫓門、両端二重二階隅櫓、 両隅櫓背面続櫓、各本瓦葺 (※1)	01154
				重文指定 昭和26年9月22日

第1章 計画の概要

A05	彦根城 西の丸三重櫓及び続櫓	三重櫓 三重三階櫓、本瓦葺 東北及び東南続櫓 各一重櫓、本瓦葺 (※1)	01155
			重文指定 昭和26年9月22日
A06	彦根城 二の丸佐和口多聞櫓	矩折一重櫓、東南端二重二階櫓、各本瓦葺 (※1)	01156
			重文指定 昭和26年9月22日
A07	彦根城 馬屋	東西棟 桁行25.2m、梁間5.9m、一重、 入母屋造、井戸屋形附属、 南北棟 桁行31.1m、梁間5.9m、一重、 南面入母屋造、北面東西棟に接続、こけら葺 (※3・4)	01574
			重文指定 昭和38年7月1日 構造形式変更 昭和57年2月16日

※1 文化財保護委員会告示第4号(昭和26年9月22日指定 昭和26年11月5日告示)

※2 文化財保護委員会告示第21号(昭和27年3月29日指定 昭和27年10月16日告示)

※3 文化財保護委員会告示第36号(昭和38年7月1日)

※4 文部省告示第23号(昭和57年2月16日)

名称のうち、ゴシック体の建造物名は国宝、明朝体の建造物名は重要文化財を示す。

(2) 所在地

滋賀県彦根市金亀町

(3) 所有者

所 有 者：彦根市

所有者の住所：滋賀県彦根市元町4番2号

3 文化財の概要

(1) 文化財の構成

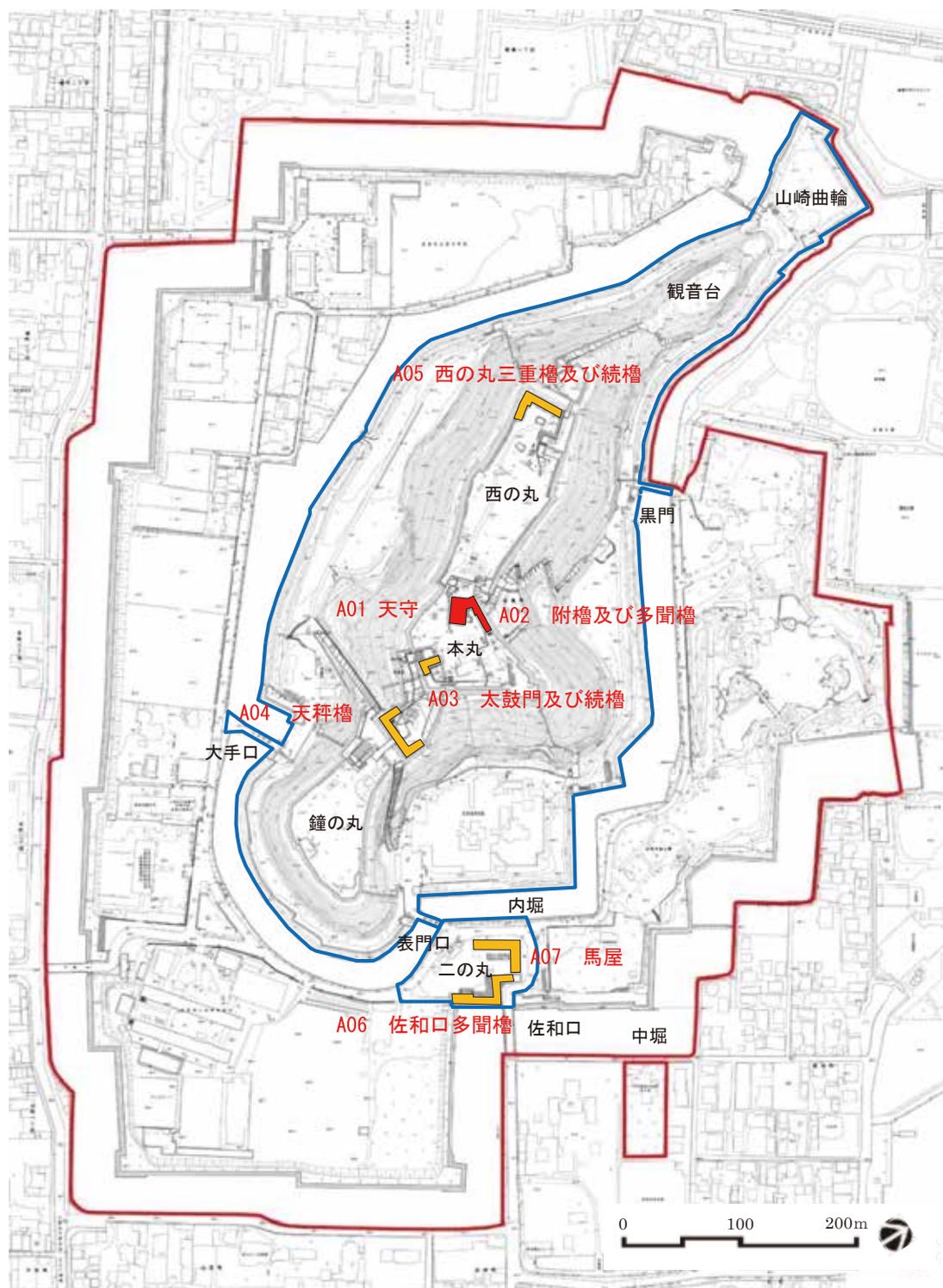
彦根城は、天守がある彦根山(金亀山)を中心とした城域全体が彦根城跡として特別史跡に指定され、天守、附櫓及び多聞櫓2棟が国宝、その他5棟の建造物が重要文化財(建造物)として指定されている。また、平成4年(1992)にユネスコの世界遺産(文化遺産)の暫定リストに登録され、本登録に向けて準備を進めている。

ア 国宝・重要文化財(建造物)

国宝・重要文化財(建造部)は<1-1>「2 対象とする建造物」の表に示した。

イ 特別史跡

種別	指定年月日	名称	指定面積
史跡	昭和26年(1951)6月9日		488,627.79㎡
特別史跡	昭和31年(1956)7月19日	彦根城跡	〃
(追加指定)	平成28年(2016)3月1日		489,932.79㎡



国宝建造物
 重要文化財建造物
 計画区域
 特別史跡指定範囲

図1.3.1 文化財の構成

(2) 文化財の概要

ア 立地環境

彦根城は、滋賀県の北東部、琵琶湖の東側に位置する彦根市に所在し、琵琶湖に程近い彦根山（標高 138.8m）の山上に立地している。江戸時代には、公的には参勤交代の諸大名の通行が認められず、将軍の上洛や朝鮮通信使の通行のみに使用された彦根道（朝鮮人街道）に面し、京都と東国を結ぶ中山道、北陸を結ぶ北国街道への分岐点である鳥居本宿も近く、琵琶湖の水上交通も併せ持った要衝に位置している。

彦根城はそれまでの芹川（善利川）の河口部の流路を変更し、その旧流路を利用して外堀や外町が作られた、三重の堀に囲まれる城郭であった。昭和19年（1944）頃までは、城の北東部にはその三重の堀が接続し、琵琶湖の内湖として港の役割も担っていた松原内湖が存在していたが、食糧増産のため、干拓事業が進められ、陸地化された。また、昭和24年（1949）からの5ヶ年計画で、マラリア撲滅のため、蚊の発生源であった外堀の大部分や玄宮楽々園の西側水面が埋め立てられた。外堀は、その後も開発に伴う埋め立てが進み、現在では一部が細い水路などの形で残っている。

彦根城天守（以下 天守）、彦根城附櫓及び多聞櫓（以下 附櫓及び多聞櫓）は、彦根山頂上付近の、琵琶湖や周囲を一望できる位置にあり、城郭の中核を成す建物である。

本丸に至る道筋には、西の丸及び鐘の丸から登る道筋があるが、彦根城太鼓門及び続櫓（以下 太鼓門及び続櫓）は、鐘の丸から登る道筋上の天守を前にした最後の城門である。門の南側は続櫓の石垣により、北側は本丸の石垣により区切られている。続櫓からは、太鼓丸及び天秤櫓を見渡すことができ、監視を行う軍事的役割を担っていた。

彦根城天秤櫓（以下 天秤櫓）は、大手門と表門からの道が合流する要の位置にあり、太鼓丸南端の高さ約10m程の石垣の上に築かれている。天秤櫓の下は、鐘の丸から本丸へと伸びていた尾根を、築城時の縄張りによって大きく断ち切った堀切となっており、門入口にはそれを渡るための廊下橋が架けられている。

彦根城西の丸三重櫓及び続櫓（以下 西の丸三重櫓及び続櫓）は、本丸の西方に隣接する西の丸の西端に位置し、天秤櫓と同様、西に張り出した出曲輪との間に設けられた深い堀切に面して築かれている。

彦根城二の丸佐和口多聞櫓（以下 佐和口多聞櫓）と彦根城馬屋（以下 馬屋）は、ともに表門口の内堀の外、二の郭二の丸の佐和口に隣接しており、彦根城の表門に繋がる佐和口を守る要であった。

イ 創立沿革

(7) 近世

慶長5年(1600)の関ヶ原合戦後、徳川家康の重臣で上野国高崎城主であった井伊直政は、その活躍が認められ、領地18万石を与えられ、石田三成の旧城であった佐和山城に入り、水陸交通路の要衝地であり、北陸の加賀前田家や西国の豊臣方を抑える徳川方の最前線の地を治める役割を与えられた。

慶長7年(1602)2月、直政の死去後、嫡子直継(直勝)が相続したが、直政の生前より、家老の木俣守勝により、佐和山城に替わる新城の築城を磯山あたりに検討しており、慶長8年(1603)には伏見の家康のもとに出向き、現在の彦根山に計画変更して築城する許可を得た。彦根山は平安時代後期、寛治3年(1089)に白河上皇が、観音霊場として彦根山西寺(彦根寺)を参詣したのを始まりとし、平安時代末期までは観音霊場として知られた場所であった。

慶長9年(1604)、彦根城の築城は、徳川幕府から3名の普請奉行が派遣される公儀普請として開始され、井伊家に加え、尾張、美濃、飛騨、越前、伊勢、伊賀、若狭の7ヶ国の大名の指揮のもと人夫が動員された。普請・作事は短期間に急速に進められ、彦根山の削平、大堀切の開削、石垣普請、善利川流路の付け替え、城下町建設地の造成など大規模な土木工事を伴うものであった。

城下町の町割りは築城とほぼ同時期の慶長9年(1604)に開始され、京橋口にある本町から行われたと伝える。大坂の陣後、弟直孝の代、元和期になると、彦根藩独自による普請に移行して、石垣を築き、惣構までの城郭構築物・建築物が整い、その内部の城下町の建設がほぼ形を成したとされる。惣構には、外堀の内側に「土手」が築かれた。また、同時期に彦根城表御殿が彦根山裾の内堀内に建てられ、藩主の居所が山上から山麓へ移ったと推定される。以後、同御殿は江戸時代を通じて藩主の居所であり、藩の政治や御殿儀礼が行われる政庁として機能した。17世紀中葉には、彦根城及び城下町の基本骨格が完成し、城下町の町は全53町を数え、惣構内の「内町」が22町、惣構外の「外町」が31町を数えた。

天守は慶長11年(1606)末から12年(1607)初頭の頃には完成したと考えられる。隅木の墨書から慶長11年(1606)の5月下旬に2階が組み上がり、6月初旬に3階が組み上がったことがわかる。享保年間(1716-1736)に編纂された『井伊年譜』には、天守は、慶長11年(1606)に大津城の天守を移し、大工棟梁・浜野喜兵衛が恰好を直して建て、鴟尾や瓦は中村与左衛門と浜中加兵衛が小谷の土で焼いたものとあるが、昭和35年(1960)の『国宝彦根城天守・附櫓及び多聞櫓修理工事報告書』では、解体修

第1章 計画の概要

理時の調査では大津城とは確定できないものの、いずれかの城の天守を移築したものであるとしている。

太鼓門及び続櫓は、慶長9年(1604)から慶長11年(1606)にかけて営まれたものと推測される。『彦根山由来記』(中村不能斎著、1910)には旧彦根寺の山門を移築したものとあるが、確証はなく、昭和32年(1957)の『重要文化財彦根城天秤櫓・太鼓門及び続櫓修理工事報告書』では、現在より規模の大きい城郭の櫓門を移築縮小したものとし、続櫓西北隅の鬼瓦に長浜城主内藤家の定紋である「上り藤」があり、長浜城からの再材材と思われる瓦が使用されていることから長浜城の城門を移築したのではないかとしている。文化11年(1814)の「御城内御絵図」には「御局所」の付箋があり、御局所として使われていたようである。その後、文政の修理(文政9年(1826)頃)で門2階は全面的に改修され、大規模な改造が行われた。

天秤櫓は、慶長9年(1604)から慶長11年(1606)にかけて営まれたものと推測される。『井伊年譜』にはクスで造られた長浜城大手門を移築したものとあり、昭和32年(1957)の『重要文化財彦根城天秤櫓・太鼓門及び続櫓修理工事報告書』でも同様に考えられている。その後、嘉永の修理(嘉永2年(1849)頃)で中央部より西方は、折曲りの妻の一部に古式を残すのみで、その他は改造され、石垣もそれまでの乱積(牛蒡積)から落積に変わった。

西の丸三重櫓及び続櫓は、浅井長政の居城・小谷城の建物を移築されたものと伝えてきたが、昭和35年(1960)の解体調査時にはこれを裏付ける資料は得られなかった。また、建立年代についても資料に乏しく明らかになっていないが、本丸に連なる主要郭として、おそらく慶長年間には既に完成していたと考えられている。その後、数次の修理が行われ、嘉永6年(1853)には、当初の柱や梁、土台の多くが取替えられる大規模な修理が行われた。現存する建造物の形式や工法については嘉永年間の建築とみることができる。

佐和口多聞櫓は、彦根城全体が完成する前の元和8年(1622)頃までに建てられていたと考えられているが、明和4年(1767)に火災で焼失しているため詳細は明らかでない。現在の建物は、明和6年(1769)から明和8年(1771)にかけて再建されたものであるが、明治に入り、佐和口冠門と三階櫓門、門北側の多聞櫓が取り壊された。

馬屋は、建立年代は明らかでないが、昭和43年(1968)の『重要文化財彦根城馬屋他一棟修理工事報告書』では、調査した屋根材のこけらの耐用年数から推測して元禄年間(1688-1704)としている。明和4年(1767)に佐和口多聞櫓が焼失した際、隣接する馬屋の東西棟の東寄りが罹災しており、罹災した部分は佐和口多聞櫓の再建が行わ

れた明和6年(1769)から明和8年(1771)にかけて修復が行われた。修復に際し、佐和口多聞櫓に接する東端の一間分を縮小し、被災をまぬかれた南北棟のこけら葺の上に瓦をのせ、馬屋全体を棧瓦葺にしている。江戸末期には南北棟の東面内庭に面する側柱の配置を変え、開口部を広める改修がなされている。『彦根山由来記』によると、腰掛も併設し、周囲には台所や味噌蔵があったと思われる。明治に入り、外回りの壁面に窓が設けられ、南北棟の門から南の部分を取り壊され、長い間、住宅等に転用された。

(4) 近代

明治4年(1871)の廃藩置県により、彦根城表御殿が彦根県庁とされ、同年11月に近江北部が長浜県に再編された際には長浜県庁とされた。その後、県庁が長浜へ移設されると、兵部省の管轄下となり、同年12月に小浜の大阪鎮台第一分営が焼失した際に、歩兵第18大隊が移され、大阪鎮台の分営所が置かれた。工兵第四方面の兵舎に充てられていた時期もある。翌5年(1872)の兵部省廃止により陸軍省の管轄(第四軍管第九師管、工兵第四方面第二園区)となるが、明治6年(1873)には伏見に転出、明治8年(1875)には大津営所が新設されたため、駐屯地としての役割を失った。明治9年(1876)5月には旧彦根藩士族等が中心となり、彦根博覧会が開催され、一般市民に開放された。

明治11年(1878)、陸軍省は彦根城の建造物を撤去することを決定し、この時に城内の多くの建物が壊された。天守も800円(約1,600万円相当)で売却されることが決まっていた。しかし、同年に明治天皇の北陸巡幸に供奉し、新設の県営彦根製糸場(現・彦根市平田町)等の視察のため、彦根を訪れた大蔵卿・大隈重信が彦根城が解体されるのを目撃し、巡幸後、明治天皇に彦根城の保存を奏上したところ、明治天皇は特旨をもって彦根城保存を命じた。これにより、天守や櫓などの建造物は滋賀県が修繕し、陸軍省が管轄を続けることになった。明治15年(1882)には管理が県から犬上郡に委託され、同18年(1885)には城内の空地や濠を借用して勸業試験場、養蚕場や製糸場を設置し、彦根の人々の就産奨励に活用した。山頂には階樂園(遊歩場)が設けられていた。

明治20年代に入ると、彦根城の管理体制が問題とされるようになり、犬上郡長が井伊家による所有を答申し、旧城主である井伊直憲からも滋賀県を通じて政府への働きかけが行われた。明治24年(1891)には皇宮附属地の彦根御料地として編入されて宮内省の所管となったが、同時に井伊直憲に30年間無償貸与され、明治27年(1894)5月18日には井伊直憲に下賜された。

第1章 計画の概要

明治28年(1895)の第4回内国勸業博覧会(京都)の関連事業として、天守や各櫓において美術品や古器物、武器等の展覧会を行うなど、博覧会が開催されるようになった他、明治39年(1904)には外堀に県の水産試験場付属の養魚場が造られ、琵琶湖放流用の鯉の飼養も行われた(昭和41年(1966)まで存続)。明治43年(1910)には皇太子(大正天皇)の行啓があり、それに合わせて橋を改築し、西の丸には御座所(迎春館)が建設された(昭和22年(1947)に奈良県吉野郡天川村洞川に解体移築)。

大正4年(1915)には彦根町が、彦根城跡の内堀より内側と附属の池・堀を井伊家から借用し、公園としての利用を始めた。大正10年代に入ると、内堀沿いで桜の植栽が行われた。

昭和17年(1942)、彦根市長・松山藤太郎が井伊家に対して、彦根城跡の彦根市への寄付を求め、その後、市議会での下付の決議を経て、再度寄付を願った。彦根市からの要望に応じ、昭和19年(1944)2月、井伊家は彦根城跡の土地・建物を彦根市に無償で寄付し、彦根市の所有・管理となった。

(ウ) 戦後

a 文化財指定・世界遺産登録

昭和25年(1950)の文化財保護法制定後、昭和26年(1951)6月9日に彦根城跡が史跡、昭和31年(1951)7月19日には特別史跡に指定され、平成28年(2016)3月1日には中央町及び錦町にある外堀の一角が特別史跡に追加指定された。

また、昭和26年(1951)9月22日に天守、附櫓及び多聞櫓、太鼓門及び続櫓、天秤櫓、西の丸三重櫓及び続櫓、二の丸佐和口多聞櫓が重要文化財に、翌27年(1952)3月29日には天守、附櫓及び多聞櫓2棟が国宝に指定された。昭和38年(1963)7月1日には馬屋が重要文化財に指定され、昭和57年(1982)2月16日には解体修理を受けて構造及び形式の記載事項の変更が行われた。平成4年(1992)にはユネスコの世界遺産(文化遺産)の暫定リストに登録された。

b 建造物修理

国宝・重要文化財指定後、彦根城全体の修理計画を立て、昭和30年(1955)から第一期工事として天秤櫓、太鼓門及び続櫓、第二期工事として天守、附櫓及び多聞櫓、第三期工事として西の丸三重櫓及び続櫓、佐和口多聞櫓の修理工事に着手し、昭和37年(1962)に完了した。その後、昭和41年(1966)には新たに重要文化財指定を受けた馬屋の修理も行い、昭和43年(1968)の工事完了を以て、文化財建造物のすべての修理工事は一旦完了した。しかし、昭和の修理から約半世紀が経過し、経年による風食、部材

の劣化等の破損が進行し、再び修理の必要性が生じ、平成に入って各文化財建造物の破損状況に応じて部分修理を行っている。

また、平成8年(1996)1月17日には「文化財建造物等の地震における安全性確保に関する指針」、平成11年(1999)4月8日には「重要文化財(建造物)耐震診断指針」(平成24年(2012)6月21日改正)、平成13年(2001)4月10日には「重要文化財(建造物)耐震基礎診断実施要領」(平成24年(2012)6月12日改正)が文化庁より示され、文化財建造物への耐震対策が求められるようになった。

彦根城においても上記の指針等により、平成27年(2015)に馬屋、令和元年(2019)に天守、附櫓及び多聞櫓に対し耐震基礎診断を実施した。令和5年(2023)からは天守の耐震補強工事、防災工事を行い、今後も順次、保存修理工事を進めていく予定である。

c 公開活用

天秤櫓及び西の丸三重櫓及び続櫓は、昭和24年(1949)に彦根観光博覧会が開かれた際には博覧会場として使用され、平成19年(2007)の「国宝彦根城400年祭」に際して特別展示会場として使用された。

佐和口多聞櫓は、井伊直弼の没後100年記念事業が行われた昭和35年(1960)まで井伊美術館として使用された。その後、彦根城博物館が開館する昭和62年(1987)までの約30年間は天秤櫓が井伊美術館として使用された。

(1) 城内整備

昭和35年(1960)、日米修好通商条約締結100周年を記念して、彦根市民の寄付により、彦根城佐和口に北多聞櫓の外観を模した開国記念館が建設された。昭和62年(1987)には、市制50周年を記念し、彦根城表御殿跡地に江戸時代の資料に基づいて表御殿の建物の主要部分を復元した彦根城博物館が開館した。なお、彦根城博物館が所蔵する古文書の内、近世資料の27,800件は、江戸幕府の政治史の資料、譜代藩伝来資料としての価値を評価され、「彦根藩井伊家文書」という名称で、平成8年(1996)に重要文化財に指定されている。

天守前広場の御文庫があった場所の建物を天守管理事務所として使用しており、昭和61年(1986)には表門山道入口の遠侍跡に、彦根城を管理する、表門券売所を併設したRC造平屋建の彦根城管理事務所(現・彦根城運営管理センター)が建設された。大手門及び黒門にも券売所を設置している。また、時報鐘の東にある木造平屋建・棧瓦葺の建物(大正頃)を聴鐘庵として観覧者に呈茶する施設として活用している。鐘の

第1章 計画の概要

丸には売店もあり、便所（西の丸・太鼓門・鐘の丸・黒門・二の丸）を建設する等、便益施設及び管理施設の充実を計っている。また、表門口に近い佐和口多聞櫓と馬屋の西側の空閑地を未舗装であるが二の丸駐車場として運営している。

ライトアップ用の照明は昭和22年（1947）に初めて天守用に設置され、その後改修を行い、平成25年（2013）にはLED照明に改修している。現在では西の丸三重櫓と馬屋にも設置されている。

表1.3.1 彦根城関連年表

所有	年号	西暦	歴史
井伊家	慶長6	1601	井伊直政が徳川家康から佐和山就封を命じられる
	慶長7	1602	井伊直政死去
	慶長8	1603	彦根藩家老・木俣守勝が伏見で徳川家康に上申し、彦根山への築城が許可される
	慶長9	1604	井伊直継により彦根城の築城が着手され、鐘の丸が完成と伝わる
	慶長11	1606	この頃、天守が完成
	元和1	1615	井伊直孝により普請が再開される
	元和8	1622	この頃、築城の大部分が完成(焼失前の佐和口多聞櫓もこの頃か)
	寛永10	1633	西の丸三重櫓屋根修理
	慶安3	1650	天守・多聞櫓修理
	寛文2	1662	地震により石垣が大破損し、三の丸石垣修理
	元禄		この頃、馬屋が完成か(元禄年間 1688-1704)
	宝永1	1704	天守修理
	宝永3	1706	天秤櫓修理
	元文1	1736	馬屋屋根修理
	寛保1	1741	米蔵・京橋櫓門が焼失
	明和4	1767	「彦根二之曲輪御細工櫓」より出火し、佐和口多聞櫓と馬屋の東端部の一部が焼失(「年代記」(彦根市立図書館蔵))
	明和6	1769	佐和口多聞櫓の再建開始(～明和8(1771)頃完成)
	天明4	1784	天秤櫓修理
	安永1	1772	二之曲輪の石垣修理
	安永5	1776	天守修理
	寛政3	1791	大雨風により塀や櫓の屋根や壁が破損
	寛政8	1796	天守修理(～寛政9(1797))
	文化11	1814	「御城内御絵図」(彦根城博物館蔵)作成
	文政2	1819	近江一帯の大地震により石垣が損壊し、文政5年(1822)まで修理
	文政9	1826	太鼓門の大修理
	天保7	1836	彦根藩・普請奉行により「御城下惣絵図」(彦根城博物館蔵)作成
	天保12	1841	天守修理(梁補強)
	嘉永4	1851	天守修理、本丸石垣の修復を幕府から許可される
	嘉永6	1853	西の丸三重櫓の大修理
嘉永7	1854	天秤櫓西側修理 6月の伊賀上野大地震の被害により、本丸石垣の修復を幕府から許可される	
万延1	1860	5月の大雨風、洪水により天守修理	
文久2	1862	天守修理	
兵部省	明治4	1871	廃藩置県により兵部省の所管となる
陸軍省	明治5	1872	兵部省廃止により、陸軍省の所管となる
	明治6	1873	「全国城郭存廃ノ処分並兵営地等撰定方」の布告(廃城令)
	明治9	1876	旧彦根藩士族・武節貫治等により彦根博覧会開催
	明治11	1878	明治10年より城郭取り壊しの中、城内の建物が一旦公売された(天守800円)が、明治天皇の御巡幸に会し、大隈重信の進言により保存が命じられる
	明治15	1882	彦根城の管理が県から犬上郡に委託
	明治18	1885	城内平地に勸業試験場、山頂に階樂園(遊歩場)設置
	明治19	1886	天守修理
	明治22	1889	天守附櫓修理

第1章 計画の概要

宮内省	明治24	1891	皇宮地付属地に編入され、彦根御料地として宮内省の所管となる 井伊直憲に30年間無料貸与され、管理が委託される
	明治25	1892	天秤櫓修理
井伊家	明治27	1894	井伊直憲に下賜される
	明治28	1895	第4回内国勸業博覧会（京都）の関連事業として展覧会を開催
	明治30	1897	古社寺保存法制定
	明治34	1901	天守修理
	明治38	1905	日露戦争戦利品学芸品古器物展覧会開催
	明治40	1907	天守修理、彦根こども博覧会開催
	明治43	1910	皇太子（大正天皇）行啓のため、西の丸に御座所（迎春館）建設 （～昭和22年）
	大正4	1915	井伊家から彦根町に貸し渡され、公園として整備
	大正8	1919	史跡名勝天然記念物保存法制定
	昭和4	1929	国宝保存法制定
	昭和12	1937	大手橋竣工
昭和13	1938	彦根城風致地区の指定	
昭和17	1942	彦根市長が井伊家に彦根城下付を出願	
彦根市	昭和19	1944	井伊家より彦根市に無償で寄付され、市の所有管理となる
	昭和25	1950	文化財保護法制定
	昭和26	1951	6月9日 城域全体が彦根城跡として史跡に指定
			9月22日 天守、附櫓及び多聞櫓等6棟の建造物が重要文化財に指定
	昭和27	1952	3月29日 文化財保護法の制定により、天守、附櫓及び多聞櫓が国宝に指定
	昭和29	1954	城山観覧料条例公布
	昭和30	1955	太鼓門及び続櫓の解体修理、天秤櫓の半解体修理（～昭和32）
	昭和31	1956	7月19日 彦根城跡が特別史跡に指定される
	昭和32	1957	天守、附櫓及び多聞櫓の解体修理（～昭和35）
	昭和35	1960	佐和口多聞櫓の解体修理、西の丸三重櫓及び続櫓の半解体修理（～昭和37）
	昭和38	1963	7月1日 馬屋が重要文化財に指定される
	昭和40	1965	天秤櫓の屋根部分修理（～昭和43）
	昭和41	1966	馬屋解体修理（～昭和43）
	昭和43	1968	文化財建造物の防災設備設置工事
	平成4	1992	「彦根城」としてユネスコの世界遺産（文化遺産）暫定リストに登録される
	平成5	1993	天守、附櫓及び多聞櫓の屋根及び壁の部分修理（～平成8）
	平成20	2008	文化財建造物の防災設備の取替工事
	平成21	2009	太鼓門及び続櫓の壁の部分修理工事、防災設備の取替工事
	平成24	2012	天守、附櫓及び多聞櫓の壁、太鼓門及び続櫓、西の丸三重櫓及び続櫓の屋根部分 修理（～平成25）
	平成26	2014	馬屋の屋根及び壁の部分修理工事、耐震診断及び耐震補強工事（～平成27）
	平成28	2016	3月1日 特別史跡彦根城跡の追加指定 特別史跡彦根城跡保存活用計画書策定
	平成29	2017	天守、附櫓及び多聞櫓の壁の部分修理（～平成30）及び耐震診断（～令和1）
	平成30	2018	天守、附櫓及び多聞櫓の壁の部分修理（～平成31）
令和4	2022	馬屋の門扉の部分修理工事	

ウ 施設の性格

彦根城は、関ヶ原の戦いの後、石田三成が城主であった佐和山城を徳川家康から井伊直政が与えられた後、それに代わるものとして築城されたもので、戦国時代から徳川家の江戸時代に移行していくことを示す象徴的な場所であり、江戸幕府の西国支配の要所でもあった。また、江戸時代における彦根藩主の居所であり、藩の政治や御殿儀礼が行われる政庁として、地方都市の政治的文化的中心であったといえる。

明治維新後は、短期間であるが彦根県庁、長浜県庁が置かれた後、兵部省、陸軍省と国の管轄下に置かれ、行政府や軍事施設としての役割も担ったが、近代化の中で不要とされ、取り壊しや公売が決定された。この頃から一般市民が城内を遊覧することが許可され、茶屋が営まれるようになり、明治11年(1878)の明治天皇の命により、一転して保存が決定した後も、明治30年代には市民が天守に登城したり、米蔵跡(現・梅林)を桑畑として借用したり、内堀を鯉の養殖のために借用するようになった。その後、博覧会や展覧会等も開催されるようになり、より広く市民へ開放されていった。

昭和19年(1944)には彦根市に寄付され、市民に連帯をもたらす象徴として、一般市民や観覧者に公開されるようになり、現在では天守脇の附櫓及び多聞櫓と佐和口多聞櫓を除くすべての文化財建造物が一般公開され、イベント等でも活用されている。

天守・附櫓及び多聞櫓は、彦根城の中核であり、最重要の建造物であるため、防衛に重きを置いた建築構造となっているが、平和な時代の到来とともに本来の機能を失って、歴代藩主の甲冑などが収納されていた。玄関は一時金蔵に使用されたと伝える。明治期から限定的に市民に公開されるようになり、彦根市の所有となってから広く一般公開されるようになった。附櫓及び多聞櫓は平成29年(2017)から令和元年(2019)に実施した耐震診断により、建造物及び石垣の耐震性に問題があることが確認されたため、令和2年(2020)6月から公開を休止している。彦根城、彦根市を象徴する建造物であり、ランドマークとして彦根観光の中核施設としての機能を果たしている。

太鼓門及び続櫓は、鐘の丸から天守に至る最後の城門で、軍事防衛上、重要な建造物であった。一説には名称の通り、櫓内に太鼓が設置され、時を知らせていたというが、定かではない。御局所として使用された時期もあった。昭和の修理後、平成19年(2007)の「国宝彦根城400年祭」では世界遺産に関する展示が行われた。平成29年(2017)から入口の敷居の損傷のため、一般公開を中止していたが、スロープを設置して令和3年(2021)に再開している。

天秤櫓は、鐘の丸と本丸との間に設けられた大堀切に面して築かれ、表門や大手門方面からの敵に備える軍事拠点であった。江戸時代は武器・武具の収蔵庫として使用されていた。戦後は博覧会場や美術館として使用された後、公開されていなかったが、平成19年

第1章 計画の概要

(2007)の「国宝彦根城400年祭」に際して特別展示会場として使用されたのを契機に特別公開されるようになり、現在では一般公開されている。

西の丸三重櫓及び続櫓は、西の丸と出曲輪との間に設けられた深い堀切に面して築かれ、西の搦め手方面からの敵に備える軍事拠点であった。江戸時代は鉄砲の弾薬または旗の収蔵庫として使用されていた。戦後は博覧会場として使用された後、天秤櫓と同様、平成19年(2007)の「国宝彦根城400年祭」のイベントに際して特別展示会場として使用されたのを契機に特別公開されるようになり、現在では一般公開されている。

佐和口多聞櫓は、本丸表門に向かう二の郭の入口である佐和口にあることから彦根城の正面として藩主の国入り等の重要な儀礼を行い、また有事の際には最初の防御線となった場所であった。天保6年(1835)の『御作事方肝煎勤向帳』には、この辺りは「御細工方」、「御馳走御道具方」、「御金方」の名称で記載され、『彦根山由来記』にも「御馳走屋」とあるように、来日した朝鮮通信使を歓待するための資材倉庫、御細工方が藩主や足軽組の刀剣等の武具を修理し、御金方が保管、管理する倉庫として利用された。戦後は美術館として使用された時期もあった。平成20年(2008)の「井伊直弼と開国150年祭」に合わせ、平成28年(2016)まで入口部分に仮設階段を設けて特別公開されたが、現在は公開を休止している。将来的には一般公開する予定である。現在も彦根城の玄関口として歴史景観を演出する重要な構成要素である。

馬屋は佐和口多聞櫓に隣接して、本丸表門と佐和口を繋ぐ位置にあり、文字通り藩主などの馬を常備する場所で、腰掛も併設し、周囲には台所や味噌蔵があったと思われる。明治期に入り、住宅や倉庫等として利用されたが、昭和の修理時に当初の形式に復原され、以降、無料の観覧施設として一般公開されている。

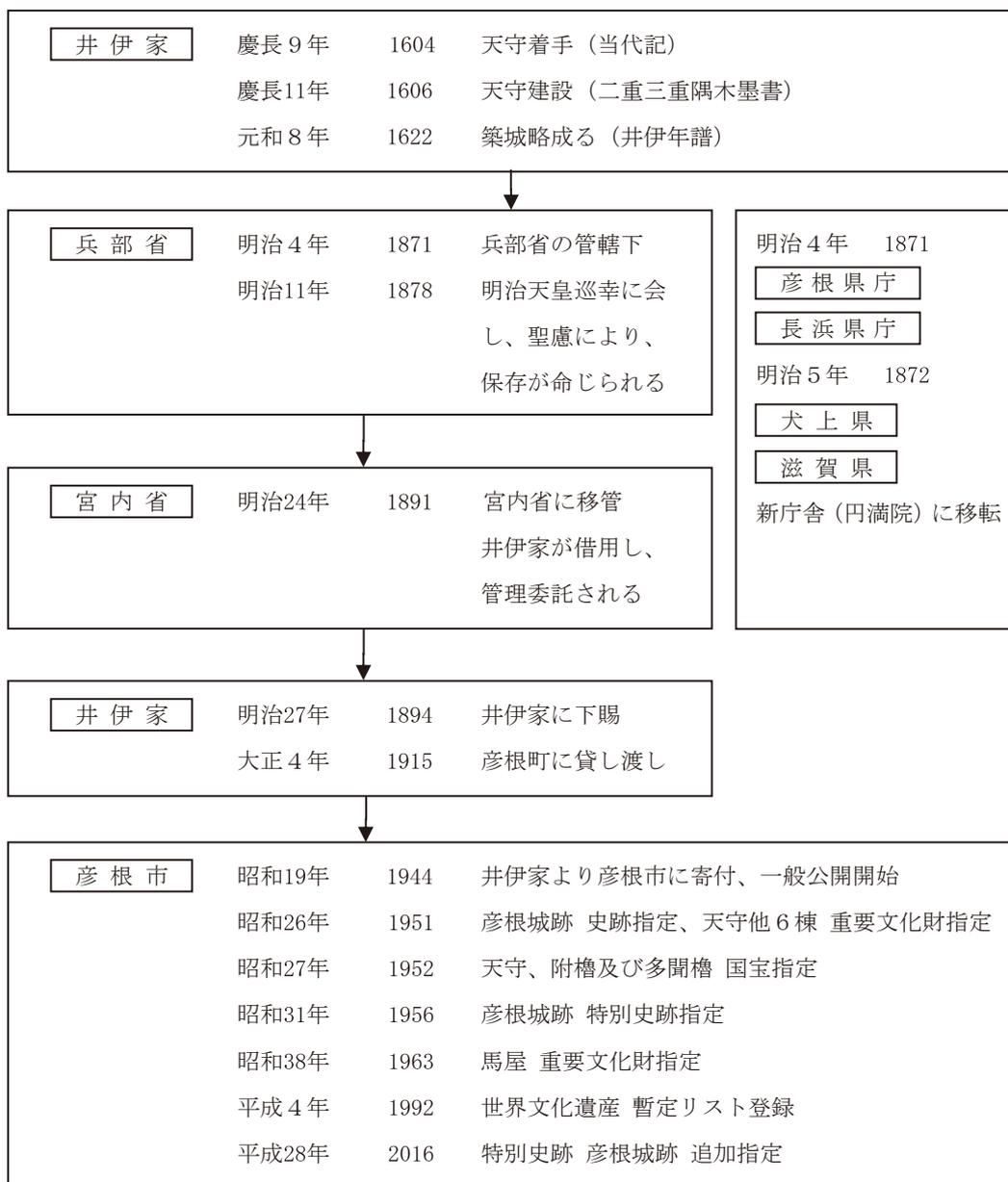


図1.3.2 彦根城の施設の性格変遷図

第1章 計画の概要

エ 主な改造及び改修時期とその内容

各文化財建造物について、表1.3.2に創建以来の改修履歴を示す。

表1.3.2 文化財建造物の改修履歴

A01	天守		慶長11(1606)
A02	附櫓及び多間櫓		慶安3(1650)
宝永元	1704	柱、桁、土台等の取替を含む半解体に近い修理(天守三重東南隅軒桁 墨書銘)	
安永5	1776	(天守二重西面唐破風棟木 墨書銘)	
寛政8-9	1796-97	屋根葺替(天守三重北面降棟鬼瓦、一重屋根平瓦 箆書銘)	
天保12	1841	一、二階の梁に添柱等の補強(天守二重補強梁 墨書銘)	
嘉永4	1851	(天守二重南面破風六葉 刻銘)	
万延元	1860	(天守一重西面破風六葉 墨書銘)	
文久2	1862	(天守一重東面破風六葉 墨書銘)	
明治19-22	1886-89	(天守三重外部東面腰板裏 墨書銘、附櫓西面降鬼瓦 箆書銘)	
明治34	1901	(天守三重棟木下端 銘)	
明治40	1907	(天守一重下見板裏 墨書銘)	
昭和32-35	1957-60	解体修理	
昭和43	1969	全解体修理工事、内部配線工事	
平成6-8	1994-96	屋根葺替、壁塗替工事	
A03	太鼓門及び続櫓		慶長9~11頃(1604-1606)
寛政年間	1789-1801	天守と同じ寛政8年(1796)頃に屋根葺替か(続櫓南面西降棟 箆書銘)	
文政9	1826	門上部の組替等の大改修、横板張を石積壁に変更か(東廊下手摺 墨書銘)	
昭和8	1933	続櫓の部分修理、門2階南側、続櫓との間仕切改造	
昭和30-32	1955-57	全解体修理	
A04	天秤櫓		慶長9~11頃(1604-1606)
宝永3	1706	修理(裏板・裏甲 墨書銘)	
天明4	1784	修理(隅棟鬼瓦 箆書銘)	
嘉永7	1854	西半分の大部分(石垣も含む)を改造(西櫓棟札 現存せず)	
明治25	1892	修理(隅棟鬼瓦 箆書銘)	
昭和31-32	1956-57	半解体修理工事	
昭和41-43	1966-68	屋根葺替、西背面続櫓東面大壁塗替	
A05	西の丸三重櫓及び続櫓		慶長年間(1596-1615)
寛永10	1633	屋根葺替(平瓦 箆書銘)	
天保7	1836	(大壁粘土中 判取帖)	
嘉永6	1853	解体修理(柱梁・土台8割取替、屋根瓦葺替、化粧板戸を土戸)(貫楔 墨書銘)	
明治19-22	1886-89	北続櫓等の屋根部分修理(垂木割、軒裏塗が変更)(東続櫓六葉 墨書銘)	
昭和24	1949	彦根観光博覧会の開催に伴い、2階北側の階段を仮設的に付加	
昭和36-37	1961-62	解体修理工事	
A06	佐和口多間櫓		焼失前は元和頃か、明和8年(1771)
明和6-8	1769-71	明和4年(1767)焼失後、再建(二重櫓裏甲 墨書銘、手摺束 墨書銘)	
明治		この間、片引戸の出入口を窓に変更等の窓増設、屋根瓦葺替	
昭和24	1949	佐和口冠門、三重櫓門の取り壊し	
昭和35-37	1960-62	彦根観光博覧会の開催に伴い、外壁を全面吹付により改修	
		解体修理工事、内部配線工事	
A07	馬屋		元禄年間(1688-1704)
元文元	1736	(棟鬼瓦 箆書銘)	
明和年間	1764-72	明和4年(1767)一部焼失後、再建	
明治年間		この間、開口部改修や窓の増設、門南側の取り壊し	
昭和41-43	1966-68	解体修理工事、現状変更申請	
平成26-27	2014-15	屋根葺替・壁修理	

(3) 文化財の価値

ア 天守、附櫓及び多聞櫓（2棟）

彦根城天守・附櫓及び多聞櫓は、築城当初の形態、天守の古い形式を残しており、一体として彦根城の中核をなす、国宝として大変貴重な建造物群である。

(7) 天守（1棟）

天守は三重三階で、北側東寄りに石垣内（地下）の階段室とその出入口の玄関を構え、屋根は入母屋造・本瓦葺である。天守の平面は、長方形で、このうち桁行が南北に面し、梁間が東西に面している。天守の西北隅に附櫓が設けられ、附櫓の東北隅に多聞櫓が東に延びている。

天守一階は桁行六間、梁間三間の部屋の東に三間、他三方に二間の武者走りをつけた形式、二階は桁行五間、梁間三間の部屋の周囲に一間の武者走りをつけた形式に東西の入母屋内側に小部屋を付加、三階は桁行四間、梁間二間の部屋の周囲に一間の武者走りをつけた形式に南北妻の内側に落ち間の小部屋を付加している。北側壁内には栗石が詰められており、より堅固に防御を行う体制を取っている。

各重とも通し柱を用いず、各階毎に積み上げていく架構は後の層塔型に繋がる先駆的な架構形式で、隅柱に柱寸法の半分だけ内転び（内側に傾斜させる）がある。床は板張りで天井はない。武者走り周りの壁は大壁で、内法下は堅板目板張りとする。母屋内部には内法長押、鴨居及び敷居が取りつき、引違板戸が入る住宅風の設えとなっており、一階に石落としがないことと合わせ、要塞化しない天守の例として挙げられる。

屋根の軒唐破風や千鳥破風、切妻破風等の破風の構成は複雑で変化に富んでおり、最上階に唐破風を用いる例としては現存する天守では最古である。3階外部の高欄付の廻縁は2階の屋根や破風によって周囲を回っておらず切れている。鯨及び棟紋瓦は金箔押しとし、唐破風は素木に黒漆塗で仕上げられ、要所には金箔押金具打としている。窓は2階と3階において花頭窓黒漆塗としており、花頭窓を2階にまで多用する例は、彦根城天守が唯一のものと思われる。壁は大壁で腰を羽目板で覆い、1階土台には水切板を付けている。

慶長11年（1606）の新材、書院風建築の転用材、城郭建築の転用材の主に3種類の部材が用いられており、大津城等の周囲の城郭の再用材を利用して建設されている点においても貴重である。

(4) 附櫓及び多聞櫓（1棟）

附櫓は一重櫓で、屋根は入母屋造、本瓦葺である。平面が梯形（台形）となっており、

第1章 計画の概要

天守と多聞櫓に取り付き、接続する役割を持っている。平面中央に裸柱を1本建てて地棟木を受け、東西に梁を架け、曲梁を使用している。壁は大壁だが、外部の窓下には腰羽目板を張り、土台の上には水切板を取り付けている。内部の内法下は板張り目板打ちとなっている。附櫓北側の突揚戸は他と異なり、縦框に軸付する形式となっている。

多聞櫓は一重櫓で、屋根は切妻造、本瓦葺である。北側は石垣の上の土台立ちであるが、南側は礎石立となっている。また、基本、外壁は大壁、内部は真壁であるが、北側の壁の窓より下は内部も大壁としており、他よりも壁厚が厚い。床下には格子入換気口を設けている。

イ 太鼓門及び続櫓（1棟）

太鼓門は一重櫓門で、屋根は入母屋造、本瓦葺である。正面三間で西面し、中央に冠木、蹴放を設け、両開きの大扉を釣り込む。北一間には蹴放のある片開き潜戸を釣り、南一間は横板張りとする。両脇間は乱積とする。『彦根城古図』（文化11年（1814））によると、脇柱の両端間が天秤櫓同様、横板張りとなっており、文政の大修理時（文政9年（1826）頃）に現在の乱積に変更されたと思われる。門の柱や脇柱は礎石立で、控柱には門番所があった痕跡がある。

門2階は桁行七間、梁間四間であるが、東側一間通りを廊下として開放し、柱間に高欄を付しており、櫓としてはたいへん稀な例である。内部に狭間がないことと合わせ、軍事的要素が減少していった様子が窺える。床板張りで天井は化粧屋根裏を見せ、壁は内外とも白漆喰塗りで、西側外部の大壁を除いてすべて真壁となっている。

続櫓は一重櫓で、屋根は入母屋造、本瓦葺である。梁間三間、桁行六間で太鼓門2階の南に接続する。東側を除いて土台が石垣上に据えられている。門2階と同様、床板張りで天井は化粧屋根裏を見せるが、外壁は白漆喰塗りで、内部は門2階と接続する部分を除き、内法下を大壁、内法上を真壁とし、中塗り仕上としている。城外側の壁は二重小舞下地の壁で厚い造りとなっている。軒の仕上げはで波形で、門2階の角型と異なり、古式を残している。

ウ 天秤櫓（1棟）

天秤櫓は中央部が一重櫓門で、屋根は切妻造、本瓦葺、東西両端に二重二階の隅櫓を設け、その背面には続櫓が続くコの字型平面を持ち、ともに屋根は入母屋造、本瓦葺である。東隅櫓は妻を東西に見せるのに対し、西隅櫓は南北に見せている。

中央の門は正面二間、背面一間、梁間二間で、中央よりやや正面右手によっており、窓の数も左手に一つ多い。東に大門、西に潜門を釣り込み、石垣沿いには添柱を配して横板張りとしている。門前面には冠木、柱通りには女梁を配しており、門の部材はすべて化粧材である。

外壁は白漆喰塗の大壁で、軒裏は波形の揚塗仕上げとし、内部は中塗仕上げで東西及び南面の外側の内法下は二重小舞下地の壁となっている。城門上の格子窓・長押・柱・両脇の格子窓以外は漆喰で塗り込められている。内部の床はすべて板張りで、天井はなく化粧屋根裏を見せる。

長浜城大手門を移築したものと考えられており、また、嘉永の修理時(嘉永6年(1853))には中央部より西は一部を除いて改造され、石垣も東半分はそれまでの乱積、西半分は新しい落積となっており、東西で異なる表情を見せるのも特徴である。

均整のとれた美しさに加え、大堀切により隔絶された鐘の丸から渡された廊下橋(昭和40年(1965)復元)が中央の門に架けられ、一体となる独特の構成を持っており、廊下橋がなければ本丸へ進めないことから城内で天秤櫓の果たす役割は重要であり、近世城郭で同様の構造の櫓は他に例をみない。

エ 西の丸三重櫓及び続櫓(1棟)

西の丸三重櫓及び続櫓は、東北に桁行十三間半、梁間四間、東南に桁行七間半、梁間四間の切妻造・本瓦葺の一重の続櫓を矩手に配し、この櫓の接点に入母屋造・本瓦葺の三重三階櫓を配している、隅櫓の典型の好例である。

三重櫓は1階が桁行六間、梁行六間、2階及び3階が桁行四間、梁行四間の平面で、内部中央に心柱(2階までの通し柱)を立て、四隅に控隅柱を立てる構造となっている。壁は外部が大壁、軒裏が波形揚塗の白漆喰仕上げで、内部は真壁の中塗り仕上げとなっている。櫓の3階では全面、1、2階では南及び西側の城外方向のみに窓を設け、内法下は二重小舞下地として壁を厚くしており、また、狭間も1階の石垣側に限って設置していることから、外敵からの防御に重点をおいた建物であることがわかる。

現存する彦根城内の三重櫓は、天守を除くと西の丸三重櫓のみであるが、天守と異なり、櫓全体を総漆喰塗とした簡素な造りとなっている。かつて山崎曲輪にもう1棟、三重櫓があったが明治元年(1868)に取り壊されている。三重櫓は築城当初に彦根城へ移築されたと伝わり、三重櫓の続櫓側の外面が大壁であったことから、三重櫓と続櫓は別の建物であったことがわかっている。

本丸に隣接する西の丸の西北隅に位置し、西に張り出した出曲輪との間にある堀切に面

第1章 計画の概要

して築かれた櫓であり、西の搦め手方面からの敵に備えた守りの要であるため、城郭構造の配置や戦術的なことを知る上で重要な建造物である。

オ 佐和口多聞櫓（1棟）

佐和口多聞櫓は、佐和口の枡形を囲むように二度矩折している一重櫓とその東南端にある桁行六間、梁間四間の1階平面を持つ二重二階櫓からなる。

当初の建物は佐和口の枡形を中央に配し、両翼に多聞櫓が伸びる長大な櫓であった。佐和口は内堀と中堀の間の第二郭（二の丸）に位置し、彦根城の中堀に開く4つの門の1つで、内堀の表門に通じる入口として、大手の京橋口門とともに重要な城門であった。明和4年（1767）の火災により焼失した後、再建されたが、冠門（高麗門）、三重櫓門と右翼に伸びていた櫓は明治元年（1868）に取壊され、左翼に伸びる現在の建物のみが江戸時代以来の姿を留めている。そのため、北妻面は仮に切妻造としている。

一重櫓の内部は引違板戸により7つに区画され、その内の2箇所は鉄板張りとし、壁も塗り籠めて、防火区画としている。各区画（櫓）の中央には柱が立ち、側柱は1間毎に肘木で梁を受ける本柱を立て、その中央に間柱を立てて梁を受けている。各区画には外部への出入口があり、周囲の雁木に接続している。中堀側のみ二重壁とし窓を設けるとともに、三角と四角の狭間を交互に配置しており、城郭の主入口として防衛に重きを置いた構造となっている。

彦根城内では平地に築かれた現存唯一の櫓で最大の櫓である。

カ 馬屋（1棟）

馬屋は東西棟が桁行25.2m、梁間5.9m、南北棟が桁行31.1m、梁間5.9mの一重で、内堀と佐和口を結ぶ道に沿った矩手の建物である。屋根は入母屋造、こけら葺で、折曲部では西に破風を向けている。馬屋内側の入隅には付属の井戸屋形が取り付く。

佐和口多聞櫓に接する東西棟の東端に竿縁天井・畳敷の小部屋、南北棟の南端に長屋門、化粧屋根裏・拭板張りの小部屋が設けられている他は、21頭の馬を収容できる馬繋場で構成されている。明治期までは長屋門の南側に12.5間の長屋が連なっていたが、1.5間が復旧されたのみで他は現存しない。

外側の柱は延石の上に土台建、内側の柱は礎石建とし、馬駐柱は地中の礎石上に掘立としている。馬繋場は、中央に便壺を置き、床を板張りとする馬立場と土間漆喰タタキとする草の間からなり、壁は腰までの縦板張りとし、各馬立場間にも腰板張りの間仕切りを設ける。天井は竿縁天井で長押を回している。小屋組は柱上に舟肘木を重ねて梁を置き、桁

を折置きに組む。軒は出桁を用い、軒裏は波形揚塗仕上げである。

南北棟の南端の門は正面三間で西面し、冠木、蹴放を設け、鏡天井を張る。中央に両開きの大扉、南一間には片開き潜戸を釣り、北一間は横板張りとし、南脇に出窓を設ける。

同様の事例として京都・清水寺馬駐等があげられるが、近世城郭に残る大規模な馬屋としては他に例がなく大変貴重である。

<参考文献一覧>

- ・ 『重要文化財彦根城天秤櫓・太鼓門及び続櫓修理工事報告書』
(滋賀県教育委員会事務局社会教育課編、昭和32年、便利堂)
- ・ 『国宝彦根城天守・附櫓及び多聞櫓修理工事報告書』
(滋賀県教育委員会編、昭和35年、便利堂)
- ・ 『重要文化財彦根城西の丸三重櫓及び続櫓 二の丸佐和口多聞櫓修理工事報告書』
(滋賀県教育委員会事務局社会教育課編、昭和37年、真陽社)
- ・ 『重要文化財彦根城馬屋他一棟修理工事報告書』
(滋賀県教育委員会事務局文化財保護課編、昭和43年、真陽社)
- ・ 『重要文化財16 建造物V』
(毎日新聞社「重要文化財」委員会事務局編、昭和50年、毎日新聞社)
- ・ 「彦根城天守」
(『日本建築史基礎資料集成十四 城郭I』(太田博太郎編、昭和53年、中央公論美術出版))
- ・ 「彦根城馬屋」
(『日本建築史基礎資料集成十五 城郭II』(太田博太郎編、昭和57年、中央公論美術出版))
- ・ 『彦根城の修築とその歴史』(彦根城博物館編、平成7年、彦根市教育委員会)
- ・ 『文建協叢書3 国宝・重要文化財建造物官報告書』
(財)文化財建造物保存技術協会編、平成8年、第一法規出版)
- ・ 『彦根山由来記』(中村不能齋、明治43年、渡邊八太郎)
- ・ 土屋純一・城戸久「近江彦根城天守建築考」(『建築學會論文集』第9巻(昭和13年))
- ・ 『彦根市史』(彦根市編、昭和35～39年、彦根市)
- ・ 『新修彦根市史』(彦根市史編集委員会編、平成13～25年、彦根市)
- ・ 『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』
(彦根市教育委員会文化財部彦根城世界遺産登録推進課編、平成28年、西濃印刷)
- ・ 『日本の城・再発見 彦根城、松本城、犬山城を世界遺産に』
(五十嵐敬喜、岩槻邦男、西村幸夫、松浦晃一郎編、平成26年、ブックエンド)
- ・ 滋賀県立公文書館HP (<https://archives.pref.shiga.lg.jp/>)
- ・ 彦根城博物館HP (<https://hikone-castle-museum.jp/>)

4 文化財保護の経緯

昭和30年(1955)以降に実施した保存事業(建造物保存修理、防災施設、耐震診断等)について、保存修理、防災の順でこれまでの履歴を記す。

(1) 保存修理

表1.4.1に各文化財建造物毎の保存修理事業履歴を記す。

表1.4.1 文化財建造物の保存修理事業履歴

建物名	事業年度	西暦	事業内容及び開始年度	事業の区分
天守、附櫓及び多聞櫓	昭和35年	1960	全解体修理(昭和31年～)	補
	昭和54年	1979	災害復旧部分修理	補
	平成8年	1996	屋根及び壁部分修理(平成5年～)	補
	平成25年	2013	木部及び壁部分修理(平成24年～)	単
	平成30年	2018	災害復旧部分修理(壁)(平成29年～)	補
	平成31年	2019	災害復旧部分修理(壁)(平成30年～)	補
	令和元年	2019	耐震診断(平成29年～)	補
太鼓門及び続櫓	昭和32年	1957	全解体修理(昭和30年～)	補
	昭和54年	1979	災害復旧部分修理	補
	平成21年	2009	西側外壁部分修理	単
	平成25年	2013	屋根部分修理(北側及び東側) (平成24年～)	単
天秤櫓	昭和31年	1956	西半分は半解体、東半分は全解体修理 (昭和30年～)	補
	昭和43年	1968	屋根部分修理(昭和40年～)	補
	平成10年	1998	災害復旧部分修理	補
	平成30年	2018	屋根及び壁部分修理	単
西の丸三重櫓及び続櫓	昭和36年	1961	三重櫓は半解体、続櫓は全解体修理 (昭和35年～)	補
	昭和54年	1979	災害復旧部分修理	補
	平成8年	1996	屋根部分修理	補
	平成21年	2009	西側外壁部分修理	単
	平成25年	2013	屋根部分修理(北側及び東側) (平成24年～)	単
二の丸佐和口多聞櫓	昭和37年	1962	全解体、災害復旧修理(昭和36年～)	補
馬屋	昭和43年	1968	全解体修理(昭和41年～)	補
	平成27年	2015	耐震診断及び耐震補強(平成26年～) 屋根及び壁部分修理(平成26年～)	補
	令和4年	2022	門扉部分修理	単

※補…補助事業
単…単独事業

(2) 防災

表1.4.2に防災事業履歴を記す。

表1.4.2 文化財建造物の防災事業履歴

種別	事業年度	西暦	場 所	事業内容	事業の区分
自動火災報知設備	昭和43年	1968	天守、附櫓及び多聞櫓 太鼓門及び続櫓 天秤櫓 西の丸三重櫓及び続櫓 二の丸佐和口多聞櫓 馬屋	自火報 設置	補
	平成6年	1994	天守事務所	受信機 取替	補
	平成7年	1995	天守、附櫓及び多聞櫓	差動式分布型感知器に取替	補
	平成12年	2000	天守事務所	受信機 改修	補
	平成21年	2009	天守、附櫓及び多聞櫓 太鼓門及び続櫓 天秤櫓 西の丸三重櫓及び続櫓 二の丸佐和口多聞櫓	自火報 更新	補
	平成26年	2014	馬屋 天守事務所	自火報 更新 受信機 更新	補 単
消火設備	昭和43年	1968	天守西側	貯水槽・ポンプ室・連結送水管 設置	補
	昭和43年	1968	天守、附櫓及び多聞櫓 太鼓門及び続櫓 天秤櫓 西の丸三重櫓及び続櫓	消火栓（屋内10基、屋外6基） 設置	補
	昭和61年	1986	太鼓門周り	連結送水管 改修	単
	平成12年	2000	ポンプ室	エンジンポンプ 取替	単
	平成30年	2018	ポンプ室	エンジンポンプ（1号機） 取替	単
避雷設備	昭和43年	1968	天守、附櫓及び多聞櫓 太鼓門及び続櫓 天秤櫓 西の丸三重櫓及び続櫓 二の丸佐和口多聞櫓 馬屋	避雷針 設置	補
防犯設備	平成29年	2017	天守周り他（史跡）	防犯カメラ 設置	補

※補…補助事業
単…単独事業

5 保護の現状と課題

(1) 保存の現状と課題

ア 保存管理

これまで文化財建造物については、保存修理や維持管理における小修理を必要に応じて行い、破損調査を定期的に行いながら保存してきた。今後、より良い保存管理を行うために、現在の保存状況を確認し、保護の方針、管理計画及び修理計画の策定を行う必要がある。また、修理届等の管理のための措置について、監督官庁と協議を行い適切な手続きを行うことができるようにする必要がある。

イ 環境保全

これまで特別史跡彦根城跡の指定範囲の中、文化財建造物の保護や運営上必要な範囲で周辺環境を保全してきた。今後、彦根城の文化財建造物の周辺環境をより良く保全するために、周辺の地盤や石垣、樹木等の経年変化への対策を行い、安全の確保を最優先しながら、状況に応じた保全の考え方を示す必要がある。

ウ 防災

これまで「特別史跡彦根城跡防災計画(案)」、「彦根城消防計画」に基づき、必要最低限の消防及び防犯設備で防火や防犯対策を行ってきた。今後、より良い防災対策を推進するために、地震、強風、落雷等の自然災害や放火等の人的被害の想定を行い、一体的な防災計画を策定する必要がある。特に文化財建造物の基礎部分や観覧経路にある石垣については経過観察が必要であり、安定性の確保が必要である。

(2) 活用の現状と課題

これまで、佐和口多聞櫓を除いたすべての文化財建造物で一般公開を行い、また、イベント等での活用を行っている。今後、より積極的に文化財建造物を活用するために、彦根城の文化財建造物全体の活用の考え方を示す必要がある。彦根城の城郭建築としての空間構成を損なわない範囲でバリアフリー対策を行っているが、特に天守や西の丸三重櫓は階段が狭く、急勾配であることから、安全を確保し、観覧者の人数制限等のソフト面を含めた対策も必要である。世界遺産登録も見据え、国内外の多くの人々に文化財建造物を理解してもらうため、多国語対応のサイン計画や展示計画、観覧・活用のための照明計画の検討が必要である。

6 計画の概要

(1) 計画区域の設定

本計画では、対象となる文化財建造物及びその周辺環境、各文化財建造物への観覧経路や設備等の配管経路を計画区域とする。具体的には、特別史跡指定範囲内の内堀に囲まれて区画された本丸エリア（『特別史跡彦根城跡保存活用計画』に定める第1種地区）と、内堀と中堀及び公道に囲まれて区画された二の丸佐和口エリア（『特別史跡彦根城跡保存活用計画』に定める第2種地区の一部）の2区域とする（〈3-3〉図3.2.1、〈3-4〉図3.2.2）。ここでは内堀に架かる、本丸エリアと接続する表門橋、大手橋、黒門土橋も計画区域に含めることとする。

(2) 計画の目的

彦根城では、城内の文化財建造物の歴史的価値を保存するために保存修理事業を進めている。また、文化財の保護と観光を両立させることにより、地域経済の発展に貢献することを目指している。歴史の重みを湛えた文化財建造物が、より一層、国内外の人々を魅了できるように保存と活用を図っていく。

これらの方針を実現するために、文化財建造物の現状と課題を把握し、保存と活用を図るために必要な事項を明らかにすることを目的として本計画を策定する。

(3) 基本方針

本計画は、文化庁の定める「重要文化財（建造物）保存活用標準計画の作成要領」（以下、「作成要領」とする。）に従い、保存管理、環境保全、防災、活用に係る各計画、及び保護に係る諸手続を定める。

本計画では、上位計画である「滋賀県文化財保存活用大綱」や「彦根市都市計画マスタープラン」のもと、彦根城の文化財建造物に関する保存活用を重点的に取り扱い、観覧者や利用者が彦根城への理解をより一層深められるものとなるように計画する。

防災については、「彦根市地域防災計画」、「特別史跡彦根城跡防災計画（案）」、「彦根城消防計画」等、文化財建造物以外の敷地の保存活用については、「特別史跡彦根城跡保存活用計画」、「特別史跡彦根城跡整備基本計画（案）」、「特別史跡彦根城跡内樹木整備方針」等、活用については「彦根市観光振興計画」、「特別史跡彦根城跡バリアフリー化整備基本計画」、「特別史跡彦根城跡サイン施設整備基本計画」等に従って記載した。上位計画や関連する計画については「第6章 保護に係る諸手続 3 関連計画」に示す。

保存管理に係る文化財建造物の保存修理工事計画、環境保全、防災、活用に係る各計画

第1章 計画の概要

については、本計画で概要や方針は示すが、詳細については監督官庁と調整の上で別途、委員会等を設けて検討し、計画の策定を行う。

(4) 計画の概要

ア 保存管理計画

現在の保存状況を確認し、保護の方針を策定した後、これらを踏まえて、管理計画及び修理計画を策定した。監督官庁と協議を行い、事前に監督官庁に修理届を要しない管理のための措置を記載した。

イ 環境保全計画

文化財建造物からの距離により、保全すべき計画区域を定め、それぞれの保全方針を策定した。また、文化財建造物以外の建造物、石垣、土塁、樹木、外部保護柵、雨水排水施設、虫・獣害対策については、現在の保全方法を確認し、整備計画等を策定した。

ウ 防災計画

防火管理区域の設定、区域内の建造物の燃焼特性の把握、現在の防火や防犯の状況確認を行い、整備計画及び管理計画を策定した。また、地震、強風、落雷への被害を想定し、対策を検討した。

エ 公開活用計画

活用基本方針、活用基本計画を策定し、彦根城の文化財建造物全体の活用の考え方を示した後、これらを実施するための課題を抽出した。また、適切な活用を行うための留意事項を記載した。

オ 保護にかかる諸手続

文化財保護法に基づく必要な手続及び本計画の改正について記載した。

(5) 委員会の設置

本計画の策定にあたっては有識者から意見を求めるため、「国宝・重要文化財建造物保存活用計画検討委員会」（以下、本文中は委員会と記す）を設置することとし、令和3年（2021）4月1日付けで「国宝・重要文化財建造物保存活用計画検討委員会設置要綱」を定め、9名の有識者に委員委嘱を実施した。また、文化庁文化資源活用課の担当調査官及び滋賀県文化スポーツ部文化財保護課、彦根市消防本部の担当職員がオブザーバーとして出席した。

委員会委員等の一覧と委員会の開催概要は以下のとおりである。

表1.6.1 国宝・重要文化財建造物保存活用計画検討委員会委員等（敬称略、順不同）

役職	氏名	所属	専門分野
委員長	麓 和善	名古屋工業大学 名誉教授	建築史
副委員長	高瀬 要一	奈良文化財研究所文化遺産部 元部長	造園・整備
委員	林 良彦	奈良文化財研究所文化遺産部 元部長	文化財保護
委員	林 康裕	京都大学大学院 教授	建築構造
委員	西形 達明	関西大学 名誉教授	石垣構造
委員	森山 修治	日本大学 工学部 教授	建築防災
委員	北後 明彦	神戸大学 名誉教授	建築防災
委員	志賀谷 光弘（～令和4年10月）	彦根商工会議所 専務理事	地域経済
委員	野崎 孝志（令和4年12月～）	彦根商工会議所 専務理事	地域経済
委員	手塚 崇生（～令和3年10月）	彦根観光協会 事務局長	観光
委員	矢田 全利（令和3年11月～）	彦根観光協会 専務理事	観光
オブザーバー	文化庁文化資源活用課		
オブザーバー	滋賀県文化スポーツ部文化財保護課 建造物係		
オブザーバー	滋賀県文化スポーツ部文化財保護課 記念物係		
オブザーバー	滋賀県文化スポーツ部文化財保護課 彦根城世界遺産登録推進室		
オブザーバー	彦根市消防本部		

表1.6.2 令和3年度（2021）国宝・重要文化財建造物保存活用計画委員会開催概要

	日時	場所	議題
第1回	5月24日（月） 10時00分～	彦根市民会館 第1会議室	①計画策定のスケジュールについて ②専門部会について
第2回	10月20日（水） 10時00分～	アルプラザ彦根6階 大学サテライトプラザ 教室B・C	①第1回耐震専門部会（第4章・防災計画） ②第1回防災専門部会（第4章・防災計画） ③第2章・保存管理計画（馬屋）について
第3回	1月19日（水） 15時00分～	彦根市役所本庁舎 5-1会議室	①第2章・保存管理計画について ②第4章・防災計画（耐震）について

表1.6.3 令和4年度（2022）国宝・重要文化財建造物保存活用計画委員会開催概要

	日時	場所	議題
第4回	4月26日（火） 13時40分～	彦根市役所中央町 2C会議室	①防災専門部会で定めた整備方針について ②第2章・保存管理計画について ③第4章・防災計画（耐風・落雷）について ④耐震・防災実施設計にかかる仕様書について
第5回	10月18日（水） 13時30分～	彦根市役所本庁舎 5-1・5-2会議室	①第1章・計画の概要について ②第3章・環境保全計画について ③第5章・公開活用計画について ④第6章・保護に関する諸手続きについて
第6回	12月19日（月） 13時30分～	彦根市役所中央町 2C会議室	①全計画の確認及び承認について

第2章 保存管理計画

1 保存管理の現状

(1) 現在の保存状況

文化財建造物の保存状況について、目視の範囲で確認し、確認できない部分については過去の報告書等を参考に記載した。石垣についての詳細は『特別史跡彦根城跡 石垣総合調査報告書』（H22.3、彦根市教育委員会）を参照。

ア 天守、附櫓及び多聞櫓 2棟

(ア) 天守

石垣：変形は見られず、良好に保存されている。

基礎：良好に保存されている。

床組：良好に保存されている。

軸部：良好に保存されている。

小屋組：良好に保存されている。

軒回り：良好に保存されている。

屋根：良好に保存されている。

造作（床・縁・天井・その他）：西面唐破風の黒漆塗が一部剥落しているが、他は良好に保存されている。

建具：良好に保存されている。

壁：一階の階段周りの漆喰塗小壁の一部に雨漏痕、外壁開口部の隅に漆喰のひび割れが見られるが、他は良好に保存されている。

鋳金具：良好に保存されている。

(イ) 附櫓及び多聞櫓

石垣：北面の附櫓西側や多聞櫓西側あたりに孕みが見られる。安定性（すべり、転倒）についても満足していないため、今後も継続的な観察、計測が必要である。

基礎：良好に保存されている。

床組：良好に保存されている。

軸部：良好に保存されている。

小屋組：良好に保存されている。

軒回り：良好に保存されている。

屋根：良好に保存されている。

造作（床・縁・天井・その他）：良好に保存されている。

第2章 保存管理計画

建具：良好に保存されている。

壁：附櫓水切板下に雨漏痕、多聞櫓外壁の窓下に雨垂痕、附櫓と多聞櫓の内部境壁の多聞櫓側開口部回りに手垢等による汚損が見られる。多聞櫓北面外壁に獣害と思われる欠損、内部の化粧梁下や外壁開口部の隅に漆喰のひび割れが見られる。

鋳金具：良好に保存されている。

イ 太鼓門及び続櫓 1棟

石垣：続櫓北面及び南面の一部に隙、割れ、崩れ、突出や孕みが見られる。

基礎：良好に保存されている。

床組：良好に保存されている。

軸部：東廊下北端柱の足元に一部腐朽が見られるが、他は良好に保存されている。

小屋組：良好に保存されている。

軒回り：良好に保存されている。

屋根：良好に保存されている。

造作(床・縁・天井・その他)：梁や桁の木口、続櫓西妻の懸魚や破風の漆喰に剥落や欠けが見られる。板戸の手かかり部分に擦れ痕がある。

建具：良好に保存されている。

壁：内壁は良好に保存されている。外壁は窓下、石垣や地面、土台との取り合い部分に雨垂れや跳ね返りによる汚損や漆喰のひび割れが見られる。太鼓門と続櫓の取り合い部には縦樋がなく、壁に雨垂痕が見られる。窓下にも雨垂痕が見られる。太鼓門2階北面、続櫓、開口部の隅に漆喰のひび割れが見られる。設備配管用の開口部から配線が露出している。

鋳金具：良好に保存されている。

ウ 天秤櫓 1棟

石垣：西側入隅周りの一部に割れ、南面及び東西面外周部に隙、抜け、割れ、突出や孕みが見られる。

基礎：良好に保存されている。

床組：良好に保存されている。

軸部：良好に保存されている。

小屋組：良好に保存されている。

軒回り：揚塗漆喰の一部に剥落が見られる。

屋根：良好に保存されている。

造作(床・縁・天井・その他)：床板表面に接着剤の痕跡が見られ、一部表面に擦れや

欠損している箇所がある。檜2階の床が獣糞害等で汚損している。窓格子の漆喰が一部剥落している箇所がある。

建具：良好に保存されている。

壁：内壁は良好に保存されている。外壁は石垣と地面の取り合い部分に雨垂れや跳ね返りによる汚損、漆喰のひび割れが見られる。南西隅の外壁に獣害と思われる欠損が見られる。北面門東側の壁中央や開口部の隅に漆喰のひび割れが見られる。設備配管用の開口から配線が露出している。

銕金具：良好に保存されている。

エ 西の丸三重檜及び続檜 1棟

石垣：北面で隙、抜け、割れや孕みが著しい。西面及び南面の一部にも隙、抜け、割れや突出や孕みが見られる。

基礎：良好に保存されている。

床組：良好に保存されている。

軸部：良好に保存されている。

小屋組：良好に保存されている。

軒回り：良好に保存されている。

屋根：良好に保存されている。

造作(床・縁・天井・その他)：良好に保存されている。

建具：良好に保存されている。

壁：内壁は檜部2階内壁の一部に凹みが見られるが、良好に保存されている。外壁は北面全体及び東面外壁の出入口両側に黒い汚損、獣害と思われる欠損、石垣との取り合い部分には雨垂れによる汚損が見られる。開口部の隅にひび割れが見られる。

銕金具：良好に保存されている。

オ 佐和口多間檜 1棟

石垣：東側の堀に面した部分に隙や割れ、北側の道路に面した部分に隙や孕み、南面の入口周りや西側の馬屋や公衆トイレに面した部分に隙、抜け、割れ、突出や孕みが見られる。

基礎：良好に保存されている。

床組：良好に保存されている。

軸部：良好に保存されている。

小屋組：良好に保存されているが、檜部に獣糞害が見られる。

軒回り：良好に保存されている。

第2章 保存管理計画

屋根：良好に保存されている。

造作（床・縁・天井・その他）：良好に保存されている。

建具：良好に保存されている。

壁：内壁は良好に保存されている。外壁は石垣との取り合い部分に雨垂れによる汚損、外壁上部には埃による汚損が見られ、中堀に面する東面には獣害と思われる欠損が見られる。南面出入口や北側西面の石垣との取り合い部分に大きな漆喰の剥落が見られる。南側出入口をはじめとした開口部上部の隅にひび割れが多く見られる。櫓の東面中央にもひび割れが見られる。

銕金具：良好に保存されている。

カ 馬屋 1棟

基礎：良好に保存されている。

床組：良好に保存されている。

軸部：良好に保存されている。

小屋組：良好に保存されている。

軒回り：良好に保存されている。

屋根：こけら葺の一部に経年劣化が見られる。

造作（床・縁・天井・その他）：床の土間漆喰叩きに一部、欠けや凹凸が見られる。

建具：良好に保存されている。

壁：内庭側の出入口及び雨落周りの一部に雨の跳ね返りによる汚損が見られる。

銕金具：良好に保存されている。

(2) 頻度の高いき損

以下に各文化財建造物における頻度の高いき損を示す。

表2.1.1 重要文化財建造物の頻度の高いき損

番号	名 称	頻度の高いき損内容
A01	天守	瓦の割れ・欠け、漆喰壁、黒漆塗の亀裂・剥落、開口部からの雨漏
A02	附櫓及び多聞櫓	瓦の割れ・欠け、漆喰壁の亀裂・剥落、開口部からの雨漏
A03	太鼓門及び続櫓	瓦の割れ・欠け、漆喰壁の剥落・汚損、開口部からの雨漏
A04	天秤櫓	瓦の割れ・欠け、漆喰壁の剥落・汚損、獣害、開口部からの雨漏
A05	西の丸三重櫓及び続櫓	瓦の割れ・欠け、漆喰壁の剥落・汚損、開口部からの雨漏
A06	佐和口多聞櫓	瓦の割れ・欠け、漆喰壁の剥落・汚損、獣害、開口部からの雨漏
A07	馬屋	こけら葺の腐朽、土間タタキの欠損、漆喰壁の剥落・汚損

(3) 保存管理の問題点

ア 文化財建造物内外の清掃

文化財建造物内部の公開部分の清掃は各文化財建造物で行っているが、非公開部分ではあまり行っていない。外部では樹木が近接する建造物の屋根に落葉の堆積がみられ、状況に応じた清掃が必要である。

イ 物品の整理整頓

文化財建造物の内部の非公開部分や出入口周り等に物品や備品等が置かれている箇所がある。防火管理や避難誘導等に支障がないよう常に整理整頓が必要である。

ウ 日照や通風の確保

文化財建造物内部で日照や通風が十分に確保されていない箇所がある。また、夏期の湿度上昇により観覧者に熱中症等のリスクを与える可能性がある箇所がある。

2 保護の方針

文化財建造物7棟について、以下に示す方法により部分、部位を設定して保護の方針を定める。

(1) 部分の設定と保護の方針

屋根、壁面外観（各面毎）又は各部屋を単位として、表2.2.1に示す標準区分に準じて「部分」を設定し、形式、意匠、技術、その他について保護の方針を定める。

7棟の文化財建造物のすべての屋根、壁面及び部屋は文化財として価値を有するため、すべての部分を「保存部分」と設定し、部分設定の図は省略する。

表2.2.1 〈部分〉の区分について

保存部分	<p>文化財としての価値を守るために厳密な保存が要求される部分で、主として後述する部位の基準1又は2に該当する部位により構成される部分</p> <p>構造上特に問題を有する場合を除き、壁、柱、床、梁、屋根等の主要構造部及び通常望見できる範囲については、公共の文化財という観点から、原則として保存部分とする。</p>
------	---

(2) 部位の設定と保護の方針

前項で設定した各部分について、一連の部材等（軸部・小屋組・軒回り・屋根・外部・室内の床・雑作・建具・壁・鋳金具等）を単位として、表2.2.2に示す標準的な区分に準拠して「部位」を設定し、保護の方針を定め、文化財建造物の棟別に部位毎の基準を後に示

第2章 保存管理計画

す図表中で設定する。修理や調査によって、部材の年代や変遷が明らかになった場合は当該部材の基準の設定を見直す。修理に際して、基準1、2の部位については文化財として所定の手続きを取るが（第6章参照）、基準3、4の部位については小規模な修繕として別の手続きを取ることができる（〈2-36〉参照）。ただし、基準3、4の部位でも基準1、2に影響を与える可能性がある場合には事前に文化庁に確認を要し、基準1、2の部位でも所定の範囲以下である場合は小規模な修繕とすることができる。

表2.2.2 〈部位〉の区分について

基準とその内容	具体的な部位
基準1：材料自体の保存を行う部位	基礎・床組・軸部・壁下地・床・小屋組・軒回り・妻飾・屋根瓦・雑作・建具・畳床・板金・欄間・鋳金具・漆喰塗（内部）・外構等
基準2：材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位	保存部分で定期的に補修や更新が必要な部位： 植物性屋根葺材・土居葺・外壁上塗（漆喰等）・塗装・彩色・畳表・障子紙・土間タタキ・犬走り・雨樋等
基準3：意匠上の配慮を必要とする部位	公開部分で、耐震や防災、公開活用等のために維持や更新が必要な部位： 土間モルタル、電気・照明設備、階段手摺・スロープ、柵、養生材、展示用什器等
基準4：所有者等の自由裁量に委ねられる部位	非公開部分で、耐震や防災、管理運営等のために維持や更新が必要な部位： 構造補強材、防災設備、電気・照明設備、養生材、什器等

※基準1の部材が破損した場合には、原則繕いを施すが、再用に堪えない場合には取り替える。その材が墨書を持つなど重要と判断される場合には、廃棄せず敷地内で別置保管する。

※各建造物の建具（板戸、雨戸等）のうち、公開活用上、取り外しているものは当該建物内の非公開区域にて別置保存する。

※部位の名称については以下のようにまとめて表記する。

- ・「縁」には縁板・縁束・縁葛等を含むものとする。
- ・「建具金物」には錠・引手・掛金受等を含むものとする。

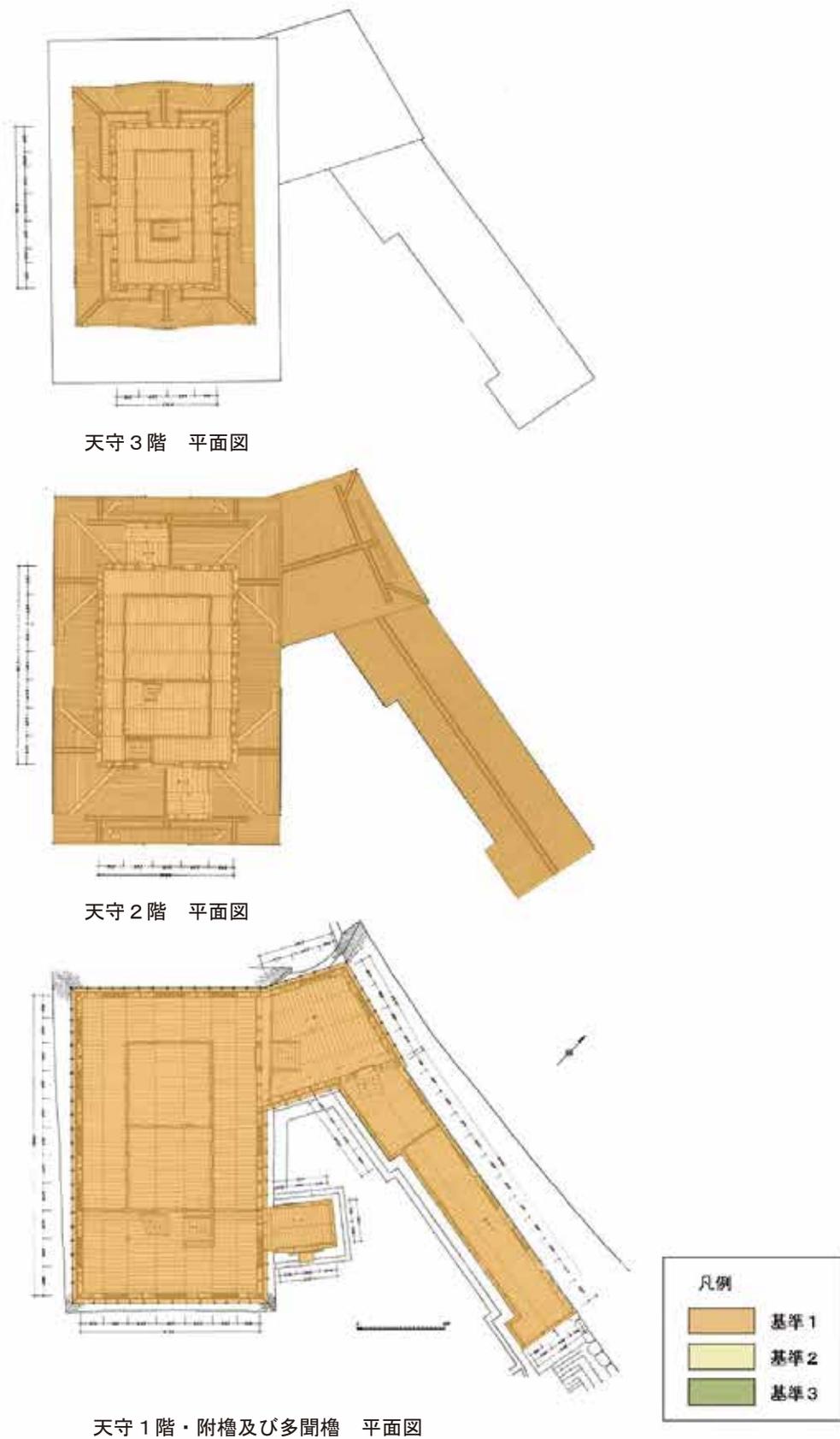
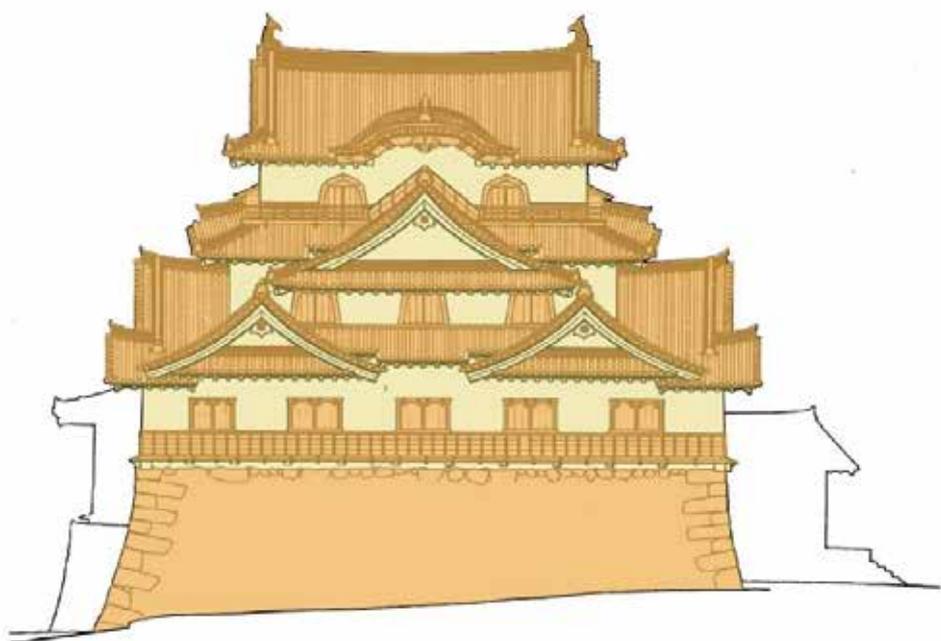
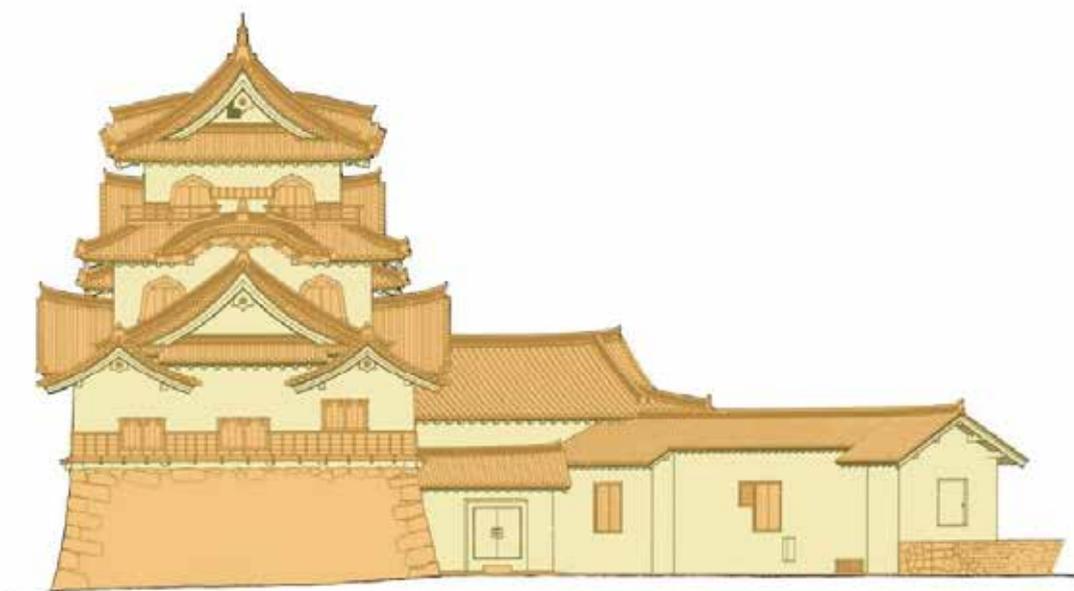


図 2.2.1 部分及び部位の保護方針（天守・附櫓及び多聞櫓）



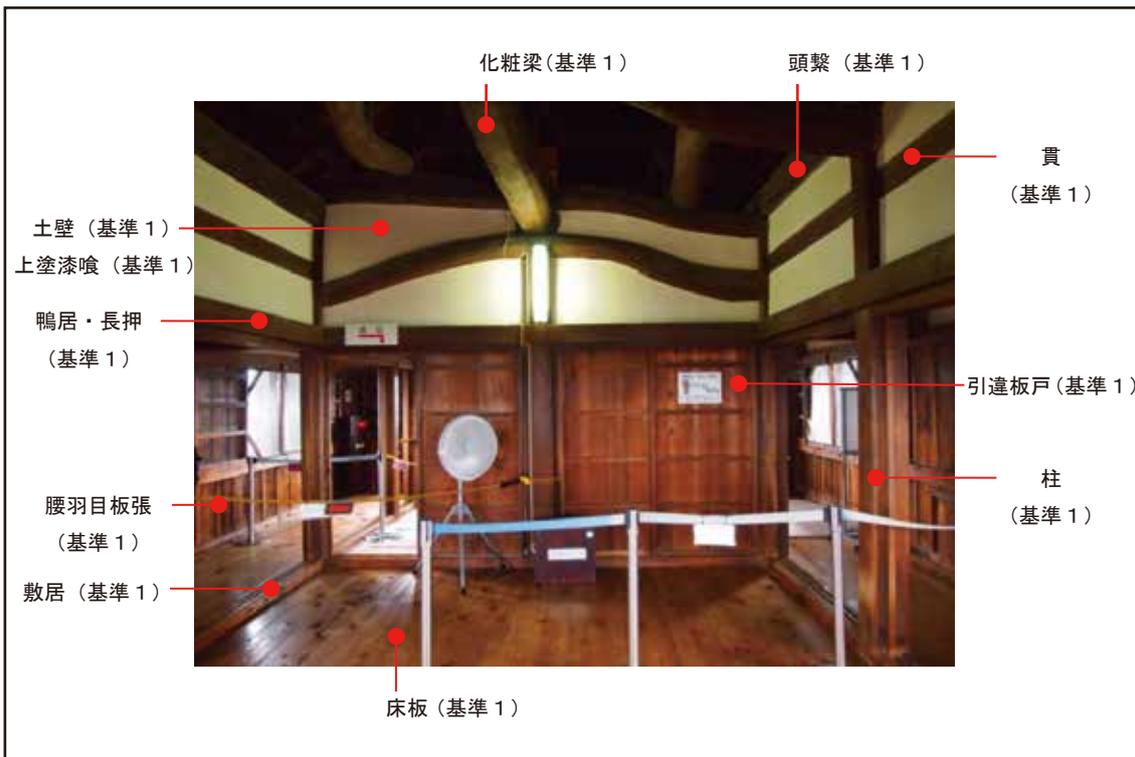
天守 南立面図



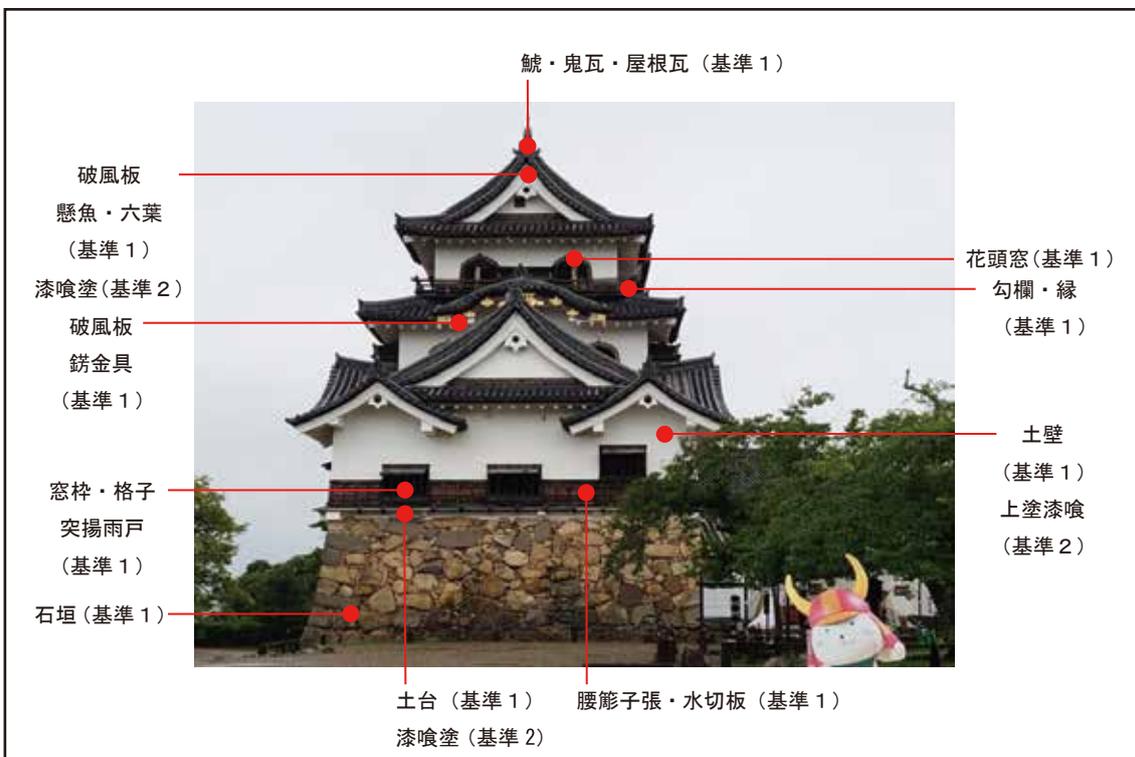
天守・附櫓及び多聞櫓 東立面図

凡例	
	基準1
	基準2
	基準3

図 2.2.2 部分及び部位の保護方針（天守・附櫓及び多聞櫓）



天守三層内部



天守外部 南東面を見る

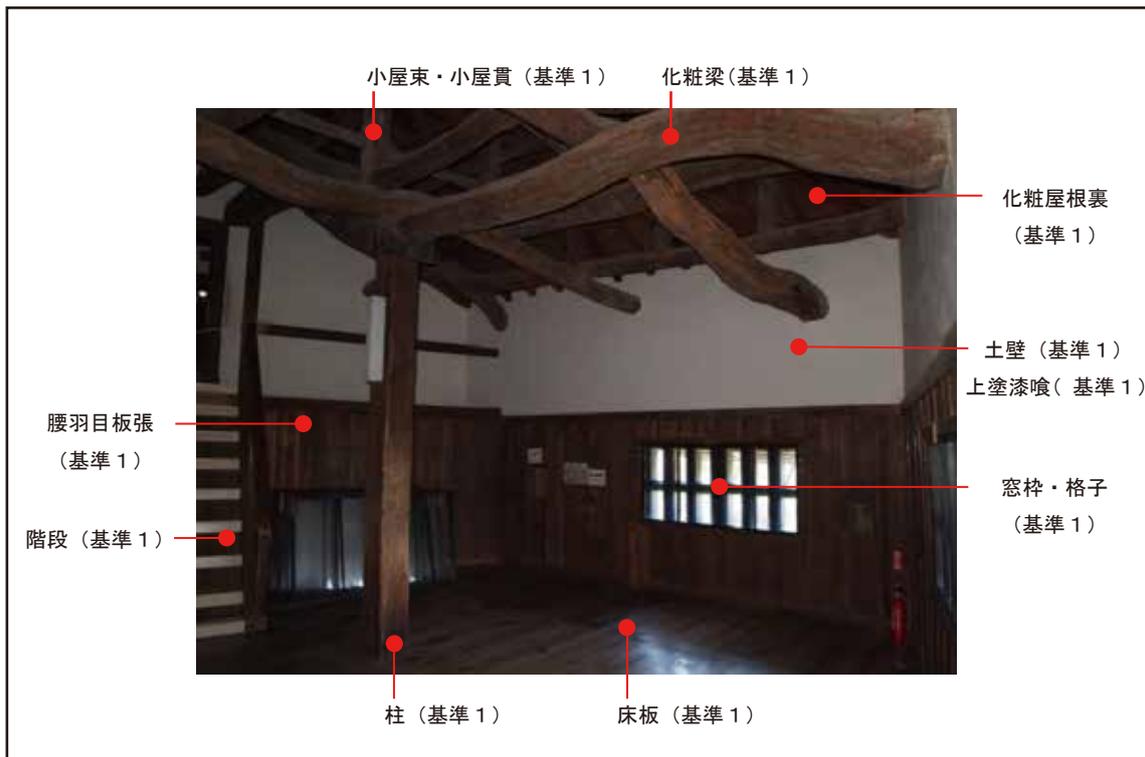
図 2.2.3 部分及び部位の保護方針(天守)

第2章 保存管理計画

表2.2.3 天守の保護方針

部位		基準	仕様	備考
石垣	石垣	1	自然石（化粧材）	粗割、打込接、乱積、算木積
基礎	葛石、礎石、床束石	1	自然石	
床組	床束、大引、根太、根太受等	1	木材（野物材）	
床	床板	1	木材（化粧材）	
軸部	土台、蹴放、柱、間柱、貫、胴差、梁受、楣梁、大梁、軒桁、筋違等	1	木材（化粧材） 天守入口脇柱、楣梁、蹴放（鉄板張）	
		2	土台及び梁木口（漆喰塗）	
小屋組	棟木、母屋、小屋梁、小屋束、小屋貫、野垂木、野地板等	1	木材（野物材）	
軒回り	地垂木、茅負、裏甲、化粧裏板、隅木、面戸板、垂木掛、茨垂木等	1	木材（化粧材・野物材）	
		2	軒先揚塗漆喰	
妻飾	妻板、破風板、卯の毛通し、登裏甲、前包、梅鉢懸魚、六葉等	1	木材（化粧材）	
		2	妻壁・破風漆喰、六葉墨塗	
屋根	瓦（組棟積、棟熨斗積、鯨、棟紋瓦、鬼瓦、鳥龕）	1	本瓦葺	
		2	鯨、棟紋瓦（金箔押）	
	板庇、水切板	1	木材（化粧材）	
	葺土	1	山土、漆喰土	
	土居葺	1	木材（野物材）	
	野地板、瓦棧、土留棧等	1	木材（野物材）	
雑作	銅釘	1	銅	
	化粧屋根裏、天井板	1	木材（化粧材）	
	敷居、鴨居、長押、方立、框、巾木等	1	木材（化粧材）	
	花頭窓、格子、辺付、勾欄、縁、階段、階段手摺、狭間、門等	1	木材（化粧材）	
2		格子、狭間（白漆喰上塗） 花頭窓（黒漆塗）		
建具	玄関両開土戸	1	土壁（竹小舞、荒壁、中塗、砂漆喰）	外部建具
		2	白漆喰上塗	
	天守入口両開板戸（潜戸付）	1	木材、鉄板張	内部建具
	附櫓入口両開板戸（潜戸付）	1	木材（化粧材）	内部建具
片引窓、引分窓、突揚窓、嵌殺窓、両開窓、引違板戸	1	木材（化粧材）	窓：外部建具 板戸：内部建具	
	2	一階突揚戸：黒漆塗		
壁	内壁	1	目板張（木材（化粧材））	各層内法下
	内・外壁	1	土壁（竹小舞、荒壁、中塗、砂漆喰）	
		2	土壁（外壁の白漆喰上塗）	
外壁	1	簷子下見板張（腰板）	天守初層及び三層	
鋳金具	唐破風鋳	1	鉄	
		2	金箔押	
	八双金物、乳金物、肘壺、吊金物、帯鉄、鋳、門金物、戸締金具等	1	鉄（黒漆焼付等）	
		2	表面仕上	
外構	沓脱石、雨落溝石	1	自然石	玄関
	犬走り	2	土間叩き	玄関

その他	玄関入口手摺付階段	3	鉄骨、木材	活用及び運営用
	天守入口受付（仮設）	4	屋外用テント（単管、帆布）、 ビニルシート、土嚢	活用及び運営用
	靴袋入、傘立、杖入、簾、すのこ、 展示台、案内板、順路板（床）、 縄、網戸、狭間蓋、矢来、 階段手摺、階段滑り止め、 塩ビ・養生シート、安全コー ン等	3	木材、鉄、金網、ステンレス、ガラス、 アクリル板、縄、 塩ビシート、ビニルシート等	活用及び運営用
	設備	3	ブラケット照明、 壁付コンセント	活用及び運営用
		4	消火器、消火バケツ、屋内消火栓、 スプリンクラー、屋外消火栓、自 火報、非常放送設備、避難はしご、 誘導灯または誘導標識、 分電盤、蛍光灯、扇風機、延長コー ド等、 避雷針	活用及び運営用



附櫓内部 南北棟馬立場を北に見る



多間櫓内部 附櫓方向を見る

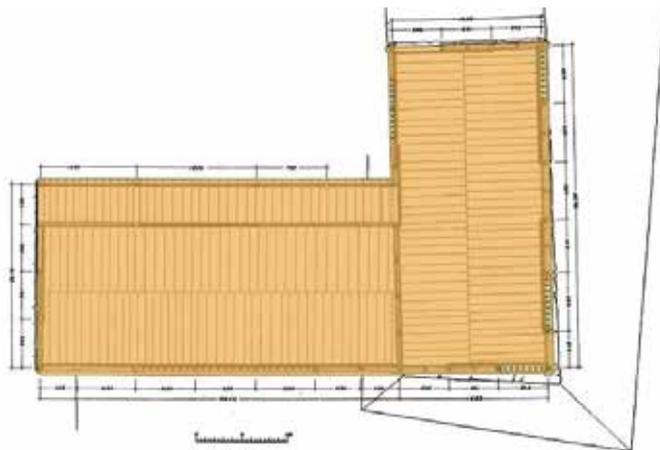
図 2.2.4 部分及び部位の保護方針（附櫓及び多間櫓）

表2.2.4 附櫓及び多聞櫓の保護方針

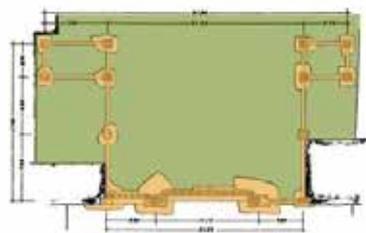
部位		基準	仕様	備考
石垣	石垣	1	自然石(化粧材)	粗割、打込接、乱積、算木積
基礎	地覆石、礎石、床束石	1	自然石	
床組	床束、土台繫、大引、根太等	1	木材(野物材)	
床	床板	1	木材(化粧材)	
軸部	土台、足固、柱、間柱、貫、胴差、梁受、楣梁、大梁、軒桁	1	木材(化粧材)	
		2	梁・土台木口：漆喰塗	
小屋組	棟木、母屋、小屋梁、小屋束、小屋貫、野垂木、野地板等	1	木材(野物材)	
軒回り	地垂木、茅負、裏甲、化粧裏板、隅木、面戸板、垂木掛等	1	木材(化粧材・野物材)	
		2	軒先揚塗漆喰	
妻飾	妻板、破風板、登裏甲、前包、梅鉢懸魚、六葉等	1	木材(化粧材)	
		2	妻壁・破風(漆喰)、六葉墨塗	
屋根	瓦(組棟積、棟熨斗積、鬼瓦、鳥衾)	1	本瓦葺	
		2	谷銅板	
	水切板	1	木材(化粧材)	門部
	葺土	1	山土、漆喰土	棟積、丸伏瓦：漆喰土
	土居葺	1	椀	
	野地板、瓦棧、土留棧等	1	木材	
雑作	竹釘、銅線	2	竹、銅	
	化粧屋根裏	1	木材(化粧材)	
	地覆、敷居、鴨居、付敷居、付鴨居、方立、框、巾木等	1	木材(化粧材)	
	格子、辺付、階段、階段手摺、狭間等	1	木材(化粧材)	
建具	多聞櫓入口両開板戸(潜戸付)	1	木材(化粧材)	外部建具
		2	白漆喰上塗	外部建具
	片引土戸(出入口)	1	木材(化粧材)	外部建具
壁	片引窓、突揚窓、両開窓、引違板戸	1	木材(化粧材)	外部建具
		2	格子、狭間の白漆喰上塗	
	内壁	1	土壁(竹小舞、荒壁、中塗)	
		1	目板張(木材(化粧材))	附櫓内法下
内・外壁	1	土壁(竹小舞、荒壁、中塗、砂漆喰)、内壁(漆喰塗込)	多聞櫓内部の北面内法下	
	2	土壁(外壁の白漆喰上塗)		
外壁	1	簷子下見板張(腰板)	附櫓	
鍔金具	八双金物、乳金物、肘壺、帯鉄、引手金物、戸締金具等	1	鉄製(黒漆焼付等)	
		2	表面仕上	
外構	石段、雨落溝石	1	自然石(化粧材)	多聞櫓
	土間、犬走り	2	土間叩き	多聞櫓
その他	木製手摺付スロープ	3	木材(化粧材)	活用及び運営用
	机、椅子、棚、物入、靴袋入、傘立、杖入、すのこ、案内板、展示(花頭窓)、アクリル建具、狭間蓋、カーペット、矢来、階段滑り止め、安全コーン等	3	木材、鉄、ステンレス、ガラス、アクリル板、カーペット	活用及び運営用

第2章 保存管理計画

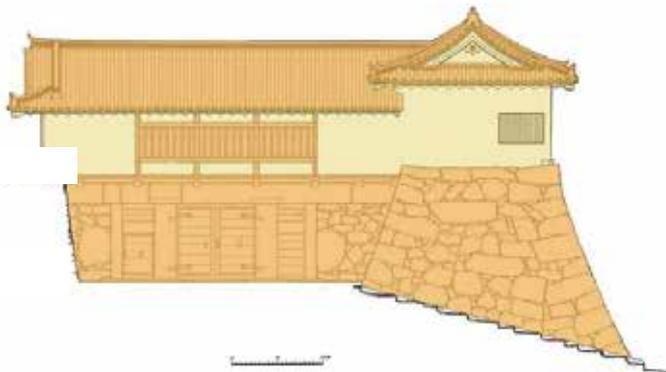
設備	3	ブラケット照明、照明スイッチ	活用及び運営用
	4	消火器、消火バケツ、屋内消火栓、スプリンクラー、屋外消火栓、自火報、非常放送設備、誘導灯または誘導標識、分電盤、蛍光灯、ダウンライト、避雷針	活用及び運営用



太鼓門上層及び続櫓 平面図



太鼓門 平面図



太鼓門及び続櫓 西立面図



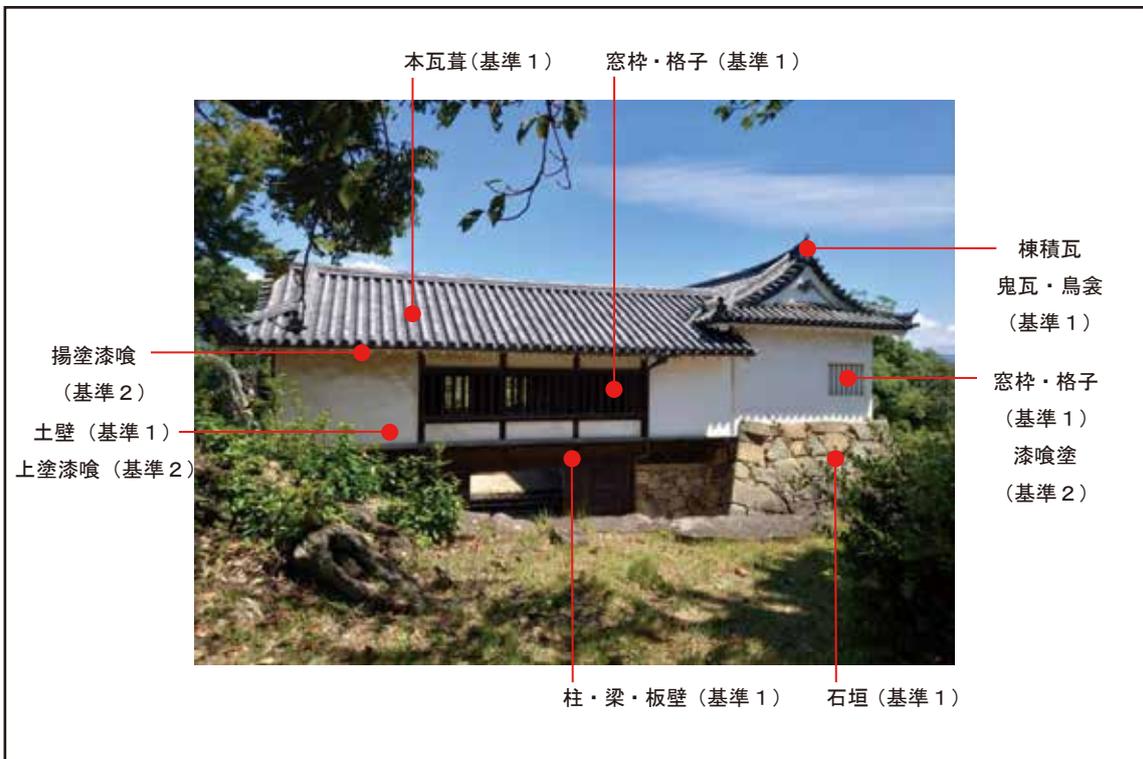
太鼓門及び続櫓 北立面図



図 2.2.5 部分及び部位の保護方針（太鼓門及び続櫓）



太鼓門 二階内部



太鼓門及び続櫓外部 西面を見る

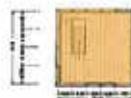
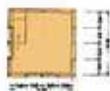
図 2.2.6 部分及び部位の保護方針 (太鼓門及び続櫓)

第2章 保存管理計画

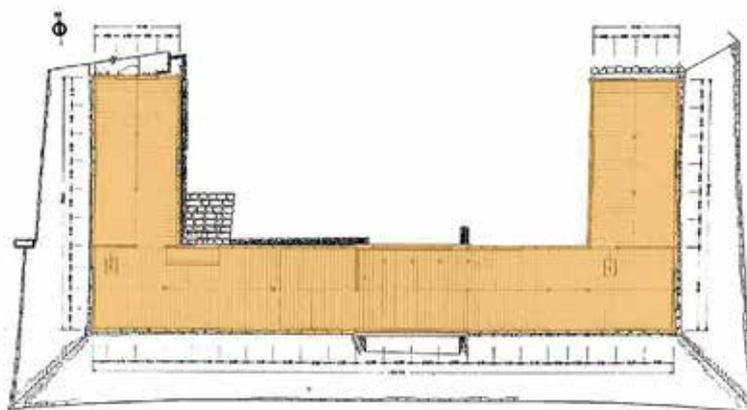
表2.2.5 太鼓門及び続櫓の保護方針

部位		基準	仕様	備考
石垣	石垣	1	自然石(化粧材)	粗割、打込接、乱積、算木積
基礎	礎石、延石、床束石	1	自然石	
床組	床束、大引、根太、根太受等	1	木材(野物材)	
床	床板(門部天井板)	1	木材(化粧材)	
軸部	土台、蹴放、柱、間柱、門脇柱、門控柱、冠木、貫、胴差、梁受、楣梁、大梁、軒桁、筋違等	1	木材(化粧材)	
		2	土台木口(漆喰塗)	
小屋組	棟木、母屋、小屋梁、小屋束、小屋貫、野垂木、野地板等	1	木材(野物材)	
軒回り	地垂木、茅負、裏甲、化粧裏板、隅木、面戸板、垂木掛等	1	木材(化粧材・野物材)	
		2	軒先揚塗漆喰	
妻飾	破風板、登裏甲、梅鉢懸魚、六葉	1	木材(化粧材)	
		2	破風漆喰、六葉墨塗	
屋根	瓦(棟熨斗積、鬼瓦、鳥衾)	1	本瓦葺	
		2	谷銅板	
	水切板	1	木材(化粧材)	門部
	葺土	1	山土、漆喰土	棟積、丸伏瓦：漆喰土
	土居葺	1	榿	
	野地板、瓦棧、土留棧等	1	木材	
雑作	化粧屋根裏	1	木材(化粧材)	
		1	木材(化粧材)	
	地覆、敷居、鴨居、付敷居、付鴨居、方立、框、巾木等	1	木材(化粧材)	
		2	格子の白漆喰上塗	
建具	大門両開き板戸	1	木材(化粧材)	外部建具
	潜門片開き板戸	1	木材(化粧材)	外部建具
	片引・引分土戸	1	木材(化粧材)	外部建具
		2	白漆喰上塗	
片引窓、引分窓、引違板戸	1	木材(化粧材)	外部建具	
壁	内壁	1	土壁(竹小舞、荒壁、中塗)	
		1	土壁(竹小舞、荒壁、中塗、砂漆喰)	
	外壁	2	白漆喰上塗	
		1	乱石積	門部両端間
		1	横板張(木材(化粧材))	門部両脇間
鋳金具	八双金物、乳金物、肘壺、帯鉄、門金物、戸締金具等	1	鉄製(黒漆焼付等)	
		2	表面仕上	
外構	土間	3	コンクリートモルタル仕上	門部通路
その他	雨樋	3	銅	
	机、椅子、棚、物入、靴箱、傘立、杖入、すのこ、展示台、案内板、アクリル建具、リノリウム、竹柵、矢来、スコップ、一輪車等	3	木材、竹、鉄、ステンレス、ガラス、アクリル板、リノリウム	活用及び運営用

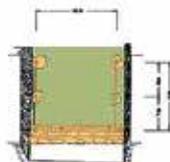
設備	3	ブラケット照明、 壁付コンセント	活用及び運営用
	4	消火器、消火バケツ、屋内消火栓、スプリンクラー、屋外消火栓、自火報、非常放送設備、誘導灯または誘導標識、分電盤、ダウンライト、ドラムロール、避雷針	活用及び運営用



天秤槽 東西隅槽 2階 平面図



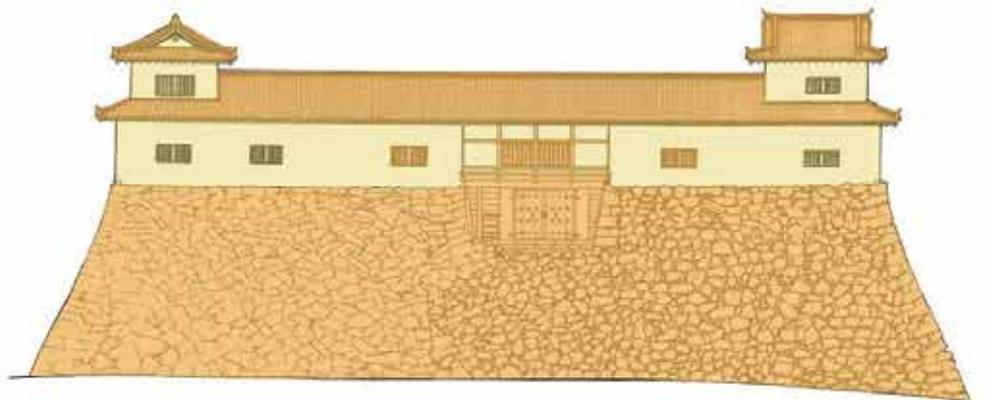
天秤槽 1階 平面図



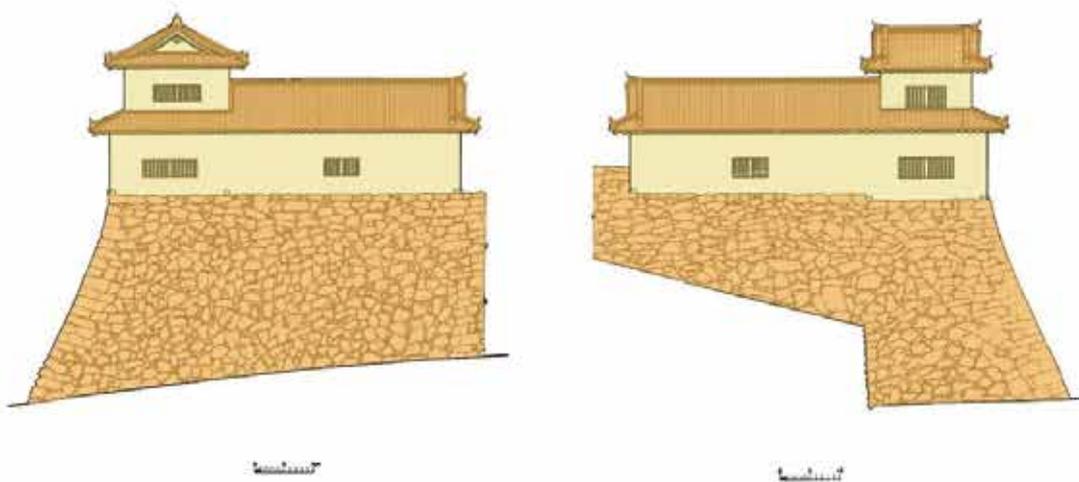
天秤槽門部 平面図



図 2.2.7 部分及び部位の保護方針（天秤槽）



天秤櫓 南立面図



天秤櫓 東立面図

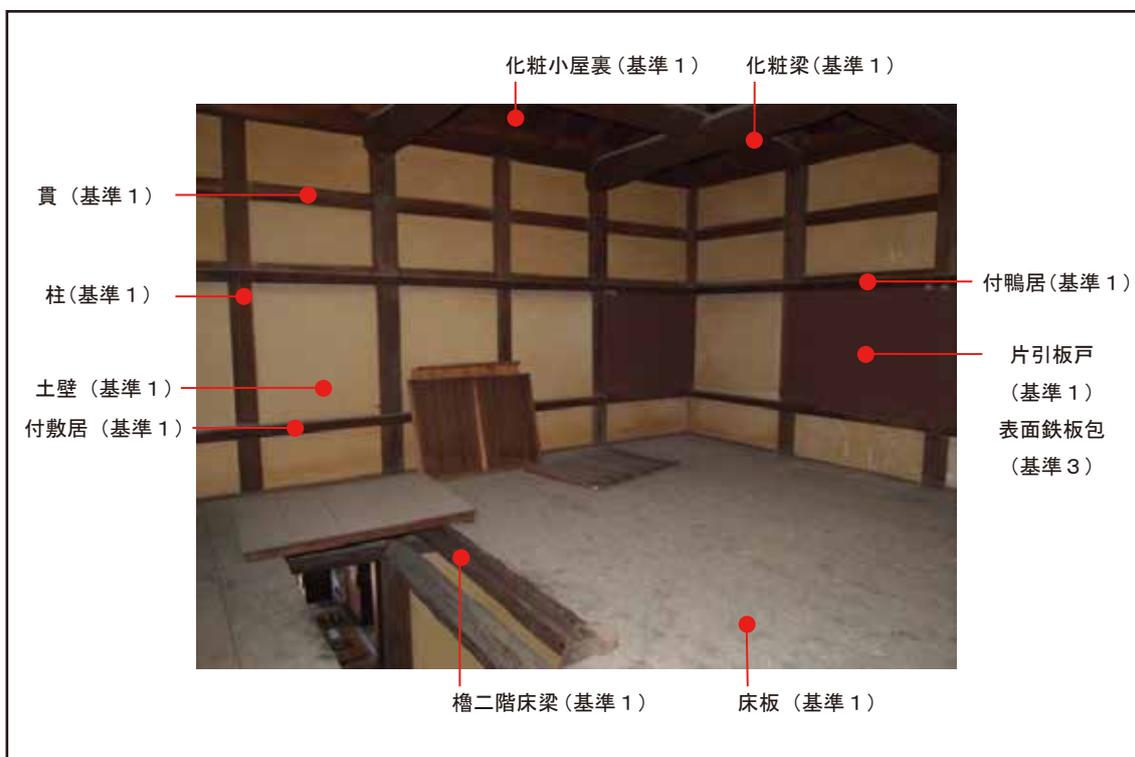
天秤櫓 西立面図



図 2.2.8 部分及び部位の保護方針（天秤櫓）



天秤櫓 一層内部



天秤櫓 東櫓二層内部

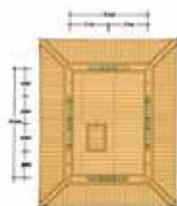
図 2.2.9 部分及び部位の保護方針(天秤櫓)

第2章 保存管理計画

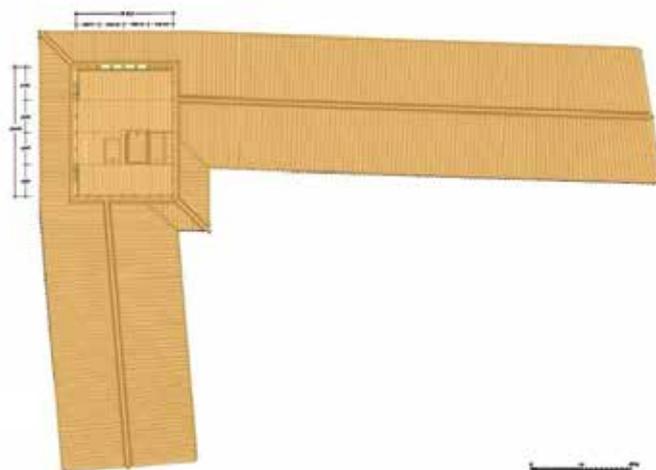
表2.2.6 天秤櫓の保護方針

部位		基準	仕様	備考
石垣	石垣	1	自然石(化粧材)	粗割、打込接、算木積(東：乱積、西：落積)
基礎	礎石、床束石	1	自然石	
床組	床束、大引、根太、根太受等	1	木材(野物材)	
床	床板(門部天井板)	1	木材(化粧材)	
軸部	土台、蹴放、柱、間柱、門添柱、冠木、貫、胴差、梁受、楣梁、大梁、火打梁、軒桁等	1	木材(化粧材)	
		2	土台木口(漆喰塗)	
小屋組	棟木、母屋、小屋梁、小屋束、小屋貫、野垂木、野地板等	1	木材(野物材)	
軒回り	地垂木、茅負、裏甲、化粧裏板、隅木、面戸板、垂木掛等	1	木材(化粧材・野物材)	
		2	軒先揚塗漆喰	
妻飾	破風板、登裏甲、梅鉢懸魚、六葉	1	木材(化粧材)	
		2	破風漆喰、六葉墨塗	
屋根	瓦(棟熨斗積、鬼瓦、鳥衾)	1	本瓦葺	
		2	谷銅板	
	水切板	1	木材(化粧材)	門部
	葺土	1	山土、漆喰土	軒先、棟積、破風掛瓦、丸伏瓦：漆喰土
	土居葺	1	杉	
	野地板、瓦棧、土留棧等	1	木材	
雑作	化粧屋根裏	1	木材(化粧材)	
		1	敷居、鴨居、長押、方立、框等	
	格子、戸当、階段、門等	1	木材(化粧材)	
		2	格子の白漆喰上塗	
建具	大門両開き、潜門片開き板戸	1	木材(化粧材)	外部建具
		1	片引土戸(窓)	外部建具
	片引板戸(出入口・窓)	2	白漆喰上塗	
		1	木材(化粧材)	外部建具
4	鉄板張			
壁	内壁	1	土壁(竹小舞、荒壁、中塗)	
		1	土壁(竹小舞、荒壁、中塗、砂漆喰)	
	外壁	2	白漆喰上塗	
		1	横板張(木材(化粧材))	門部
鍔金具	八双金物、乳金物、肘壺、四葉、唄、門・引手金物、戸締金具等	1	鉄製(漆焼付等)	
		2	表面仕上	
外構	石段	1	自然石(化粧材)	
	土間	3	コンクリートモルタル仕上	門部通路
その他	管理室	4	自立式パーティション、木材	活用及び運営用
	間仕切壁、引違ガラス戸(仮設)	4	ベニヤ板、ガラス	活用及び運営用
	机、椅子、棚、物入、靴箱、傘立、杖入、すのこ、梯、展示台、案内板、アクリル建具、狭間蓋、竹柵、矢来、垂幕、毛氈、見切、カーペット、リノリウム等	3	木材、竹、鉄、ステンレス、ガラス、アクリル板、毛氈、リノリウム	活用及び運営用

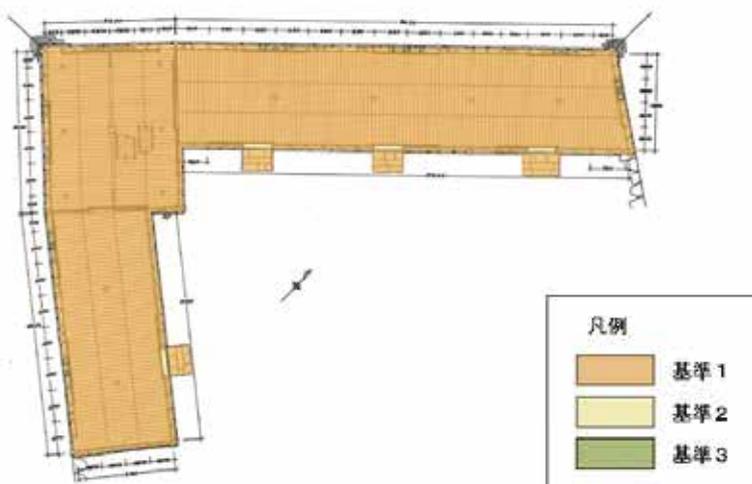
出入口手摺付階段	3	鉄骨、木材	活用及び運営用
設備	4	消火器、消火バケツ、屋内消火栓、スプリンクラー、自火報、非常放送設備、誘導灯または誘導標識、分電盤、蛍光灯、扇風機、ドラムロール、マグネットセンサー、避雷針	活用及び運営用



西の丸三重櫓3階 平面図

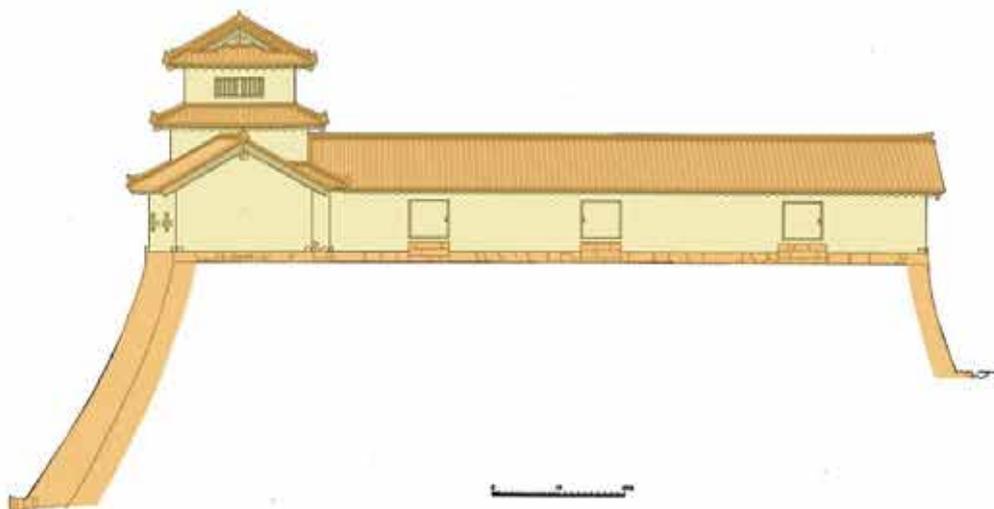


西の丸三重櫓2階 平面図

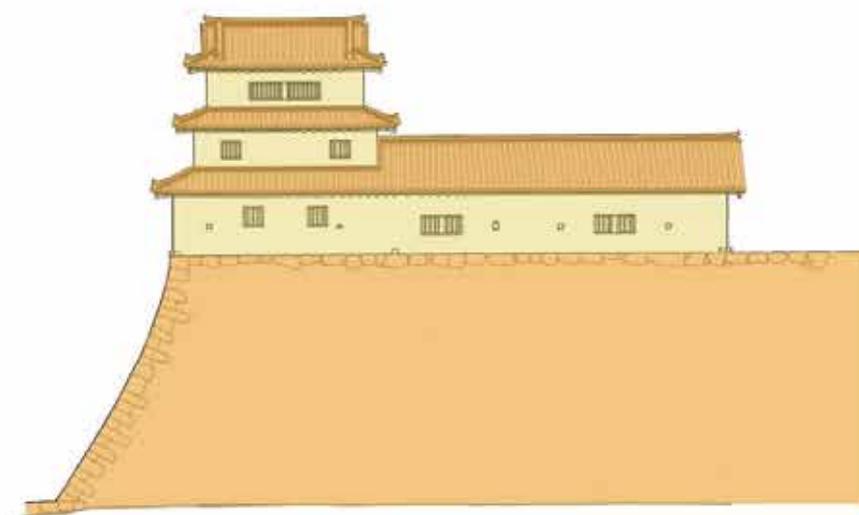


西の丸三重櫓1階及び続櫓 平面図

図 2. 2. 10 部分及び部位の保護方針（西の丸三重櫓及び続櫓）



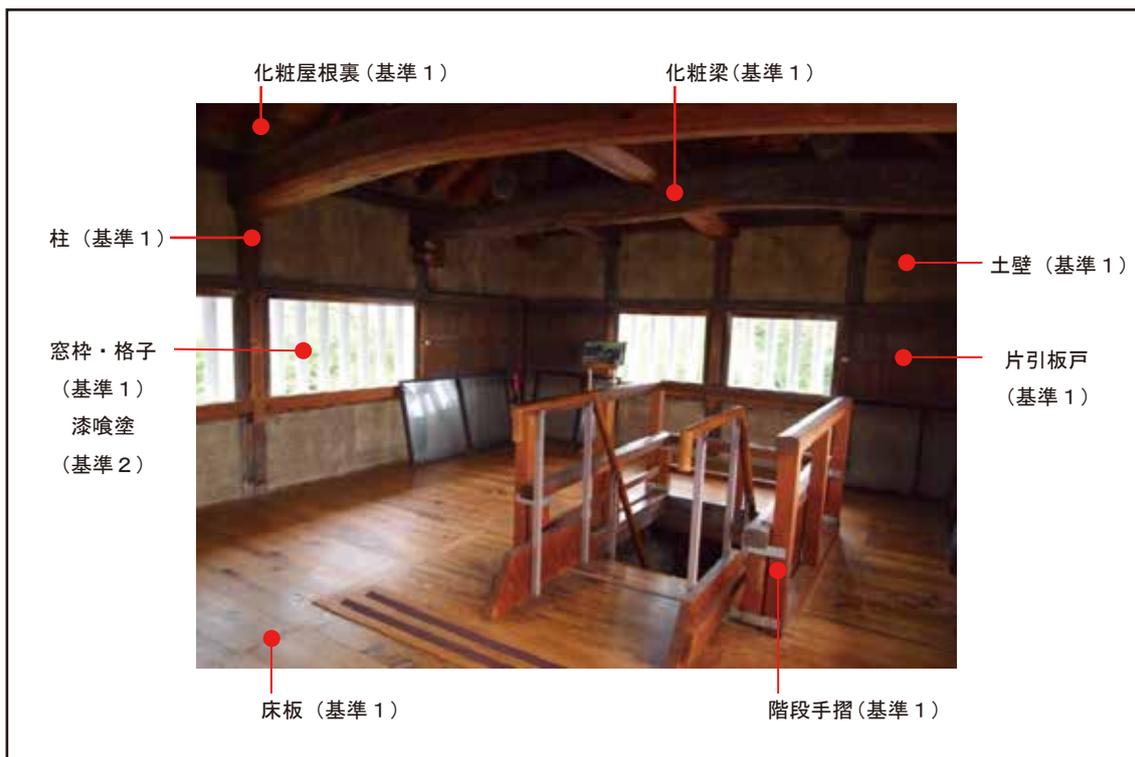
西の丸三重櫓及び続櫓 南立面図



西の丸三重櫓及び続櫓 西立面図

凡例	
	基準1
	基準2
	基準3

図 2. 2. 11 部分及び部位の保護方針（西の丸三重櫓及び続櫓）



西の丸三重櫓 三層内部



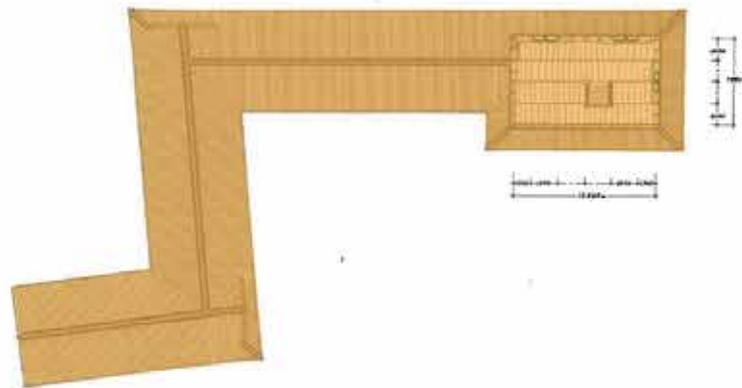
西の丸続櫓内部

図 2. 2. 12 部分及び部位の保護方針 (西の丸三重櫓及び続櫓)

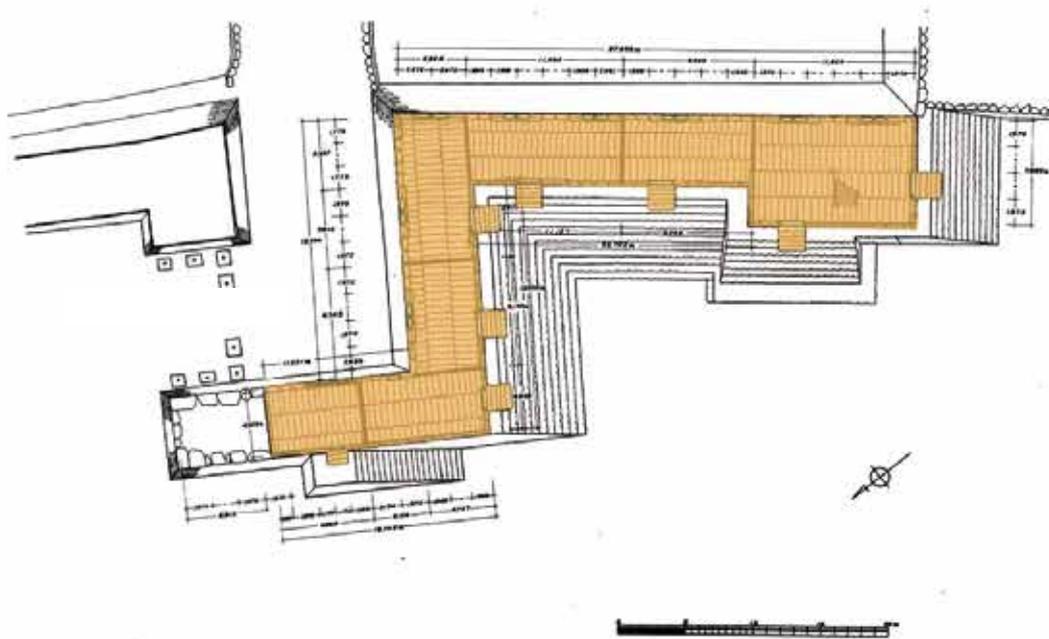
第2章 保存管理計画

表2.2.7 西の丸三重櫓及び続櫓の保護方針

部位		基準	仕様	備考
石垣	石垣	1	自然石(化粧材)	野面、粗割、打込接、落積、算木積
基礎	礎石、大引束石	1	自然石	
床組	床束、大引、根太、根太受等	1	木材(野物材)	
床	床板	1	木材(化粧材)	
軸部	土台、柱、間柱、楣梁、大梁、貫、胴差、軒桁、土居桁、筋違等	1	木材(化粧材)	
		2	土台木口(漆喰塗)	
小屋組	棟木、母屋、小屋梁、小屋束、小屋貫、野垂木、野地板等	1	木材(野物材)	
軒回り	地垂木、茅負、裏甲、化粧裏板、出桁、肘木、隅木、面戸板、垂木掛等	1	木材(化粧材・野物材)	
		2	軒先揚塗漆喰	
妻飾	破風板、登裏甲、梅鉢懸魚、六葉	1	木材(化粧材)	
		2	破風漆喰、六葉墨塗	
屋根	瓦(棟熨斗積、鬼瓦、鳥衾)	1	本瓦葺	
		2	谷銅板	
	葺土	1	山土、藁苧	
	土居葺	1	杉、榎	
	野地板、瓦棧、土留棧等	1	木材	
	釘、銅線	2	鉄、銅	
雑作	化粧屋根裏	1	木材(化粧材)	
	敷居、鴨居、長押、方立、框等	1	木材(化粧材)	
	格子、戸当、辺付、階段、手摺等	3	櫓2階への北側階段	昭和24年の後補(仮設)
建具	片引土戸(出入口・窓)	1	木材(化粧材)	外部建具
		2	白漆喰上塗	
	片引板戸	1	木材(化粧材)	内部建具
壁	内壁	1	土壁(竹小舞、荒壁、中塗)	
	外壁	1	土壁(竹小舞、荒壁、中塗、砂漆喰上塗)	
		2	白漆喰上塗	
鍔金具	引手金物、戸締金具	1	鉄製(漆焼付等)	
		2	表面仕上	
外構	石段	1	自然石(化粧材)	
その他	管理室	4	自立式パーティション、木材	活用及び運営用
	机、椅子、棚、靴箱、傘立、杖入、すのこ、案内板、アクリル建具、狭間蓋、竹柵、カーペット、塩ビシート、見切等	3	木材、竹、鉄、ステンレス、アクリル板、布地、塩ビシート	活用及び運営用
	出入口手摺付階段	4	鉄骨	活用及び運営用
	内部階段手摺	3	木材、鉄、ステンレス	活用及び運営用
	設備		3	置型照明、外部照明
4			消火器、屋内消火栓、スプリンクラー、屋外消火栓、自火報、非常放送設備、誘導灯または誘導標識、分電盤、壁付コンセント、掃除機、延長コード、避雷針	活用及び運営用



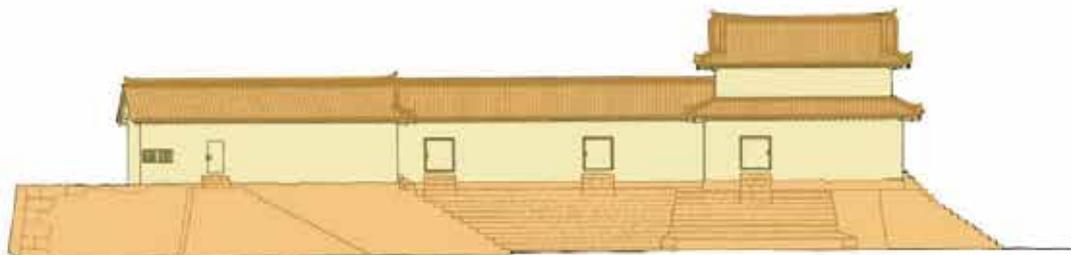
佐和口多間櫓2階 平面図



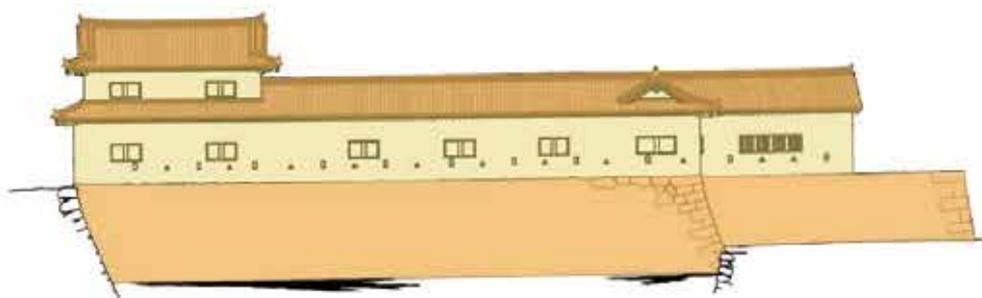
佐和口多間櫓1階 平面図

凡例	
	基準1
	基準2
	基準3

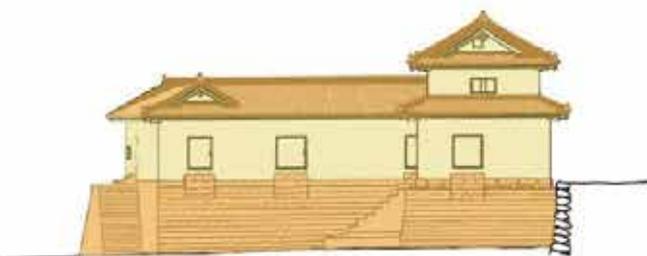
図 2.2.13 部分及び部位の保護方針（佐和口多間櫓）



佐和口多間櫓 西立面図



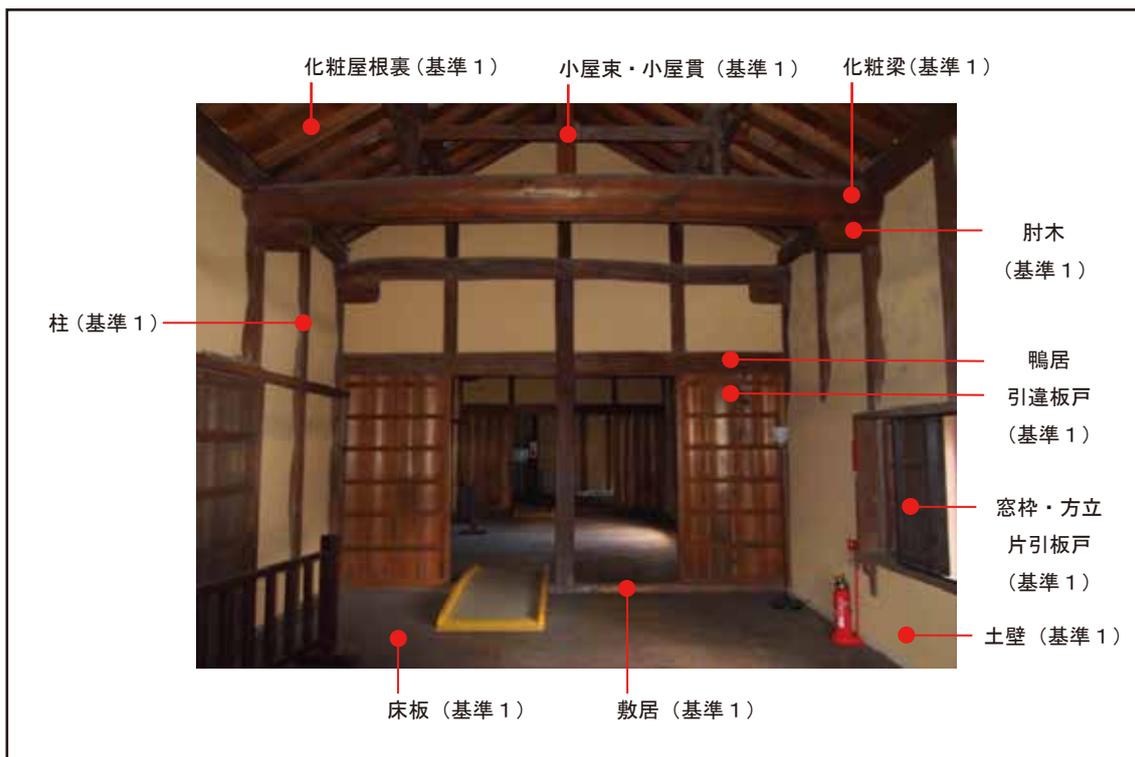
佐和口多間櫓 東立面図



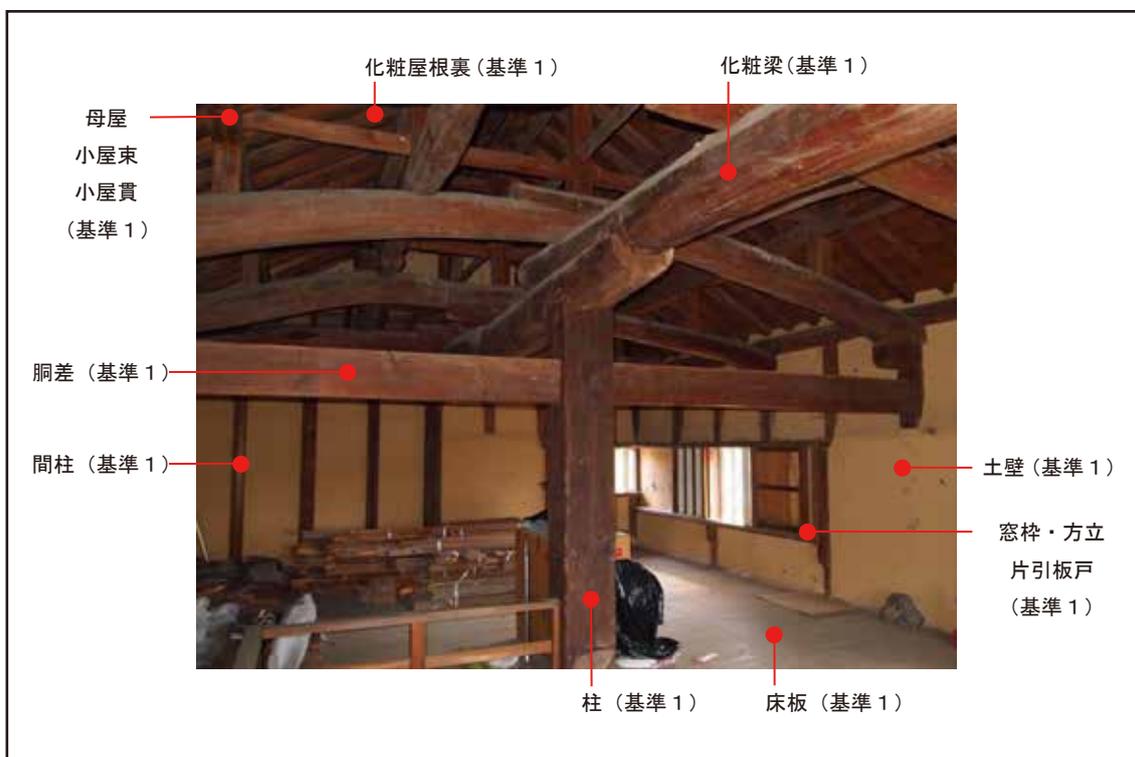
佐和口多間櫓 南立面図

凡例	
	基準1
	基準2
	基準3

図 2.2.14 部分及び部位の保護方針（佐和口多間櫓）



佐和口多間櫓 一層内部



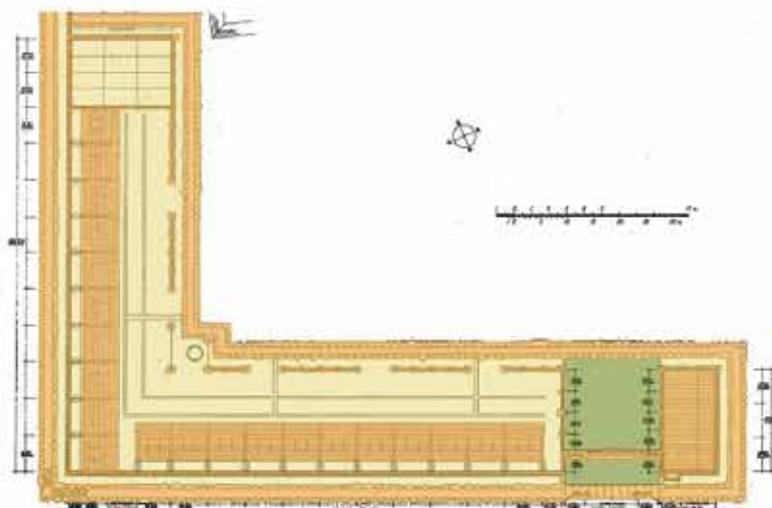
佐和口多間櫓 二層内部

図 2. 2. 15 部分及び部位の保護方針 (佐和口多間櫓)

第2章 保存管理計画

表2.2.8 佐和口多間櫓の保護方針

部位		基準	仕様	備考
石垣	石垣	1	自然石（化粧材）	粗割、切石、打込接、乱積、布積、算木積
基礎	礎石、床束石	1	花崗岩切石（化粧材）、自然石	
床組	床束、大引、根太、根太受等	1	木材（野物材）	
床	床板	1	木材（化粧材）	
軸部	土台、柱、間柱、貫、胴差、柱受土居、楣梁、大梁、軒桁等	1	木材（化粧材）	
		3	第三櫓北端土台	仮設
小屋組	棟木、母屋、小屋梁、小屋束、小屋貫、野垂木、野地板等	1	木材（野物材）	
軒回り	地垂木、茅負、裏甲、化粧裏板、出桁、肘木、隅木等	1	木材（化粧材）	
		2	西側の裏甲、瓦棧共鼠色漆喰塗、軒先揚塗漆喰	
妻飾	破風板、登裏甲、梅鉢懸魚、六葉	1	木材（化粧材）	
		2	破風漆喰	
屋根	瓦（棟熨斗積、鬼瓦、鳥衾）	1	本瓦葺	
		2	谷銅板	
	葺土	1	山土、藁切	
			南蛮漆喰	丸瓦両端、棟積面戸瓦
	土居葺	1	檜、杉、榎	
野地板、瓦棧	1	木材		
釘、水切銅板、銅線	2	鉄、銅	銅線吊りは軒巴のみ	
雑作	化粧屋根裏	1	木材（化粧材）	
	敷居、鴨居、長押、方立、框等	1	木材（化粧材）	
	格子、戸当、辺付、階段、手摺等	1	木材（化粧材）	
		2	中堀側の格子、方立（白漆喰塗）	
建具	片引・引違土戸	1	木材（化粧材）	外部建具
		2	白漆喰上塗	
	片引・引違板戸	1	木材（化粧材）	内部建具
		2	片面鉄板張（防火間仕切部分）	
壁	内壁	1	土壁（竹小舞、荒壁、中塗）	
			土壁（竹小舞、荒壁、中塗）	
	防火間仕切（内壁） 外壁	1	土壁（竹小舞、荒壁、中塗）	
			2	白漆喰上塗
鋳金具	引手金物、肘壺、戸締金具	1	鉄製（漆焼付等）	
		2	表面仕上	
その他	管理室	4	自立式パーティション、木材	活用及び運営用
	机、椅子、棚、靴箱、傘立、案内板、展示（厨子）、木柵、敷居スロープ、アクリル建具、狭間蓋、敷物、カーペット、見切	3	木材、ステンレス、アクリル板、布地	活用及び運営用
	設備	3	置型照明、床コンセント	活用及び運営用
4		消火器、屋内消火栓、屋外消火栓、自火報、非常放送設備、誘導灯または誘導標識、分電盤、壁付コンセント、掃除機、ドラムコード、延長コード、避雷針	活用及び運営用	



馬屋 平面図



馬屋 西立面図



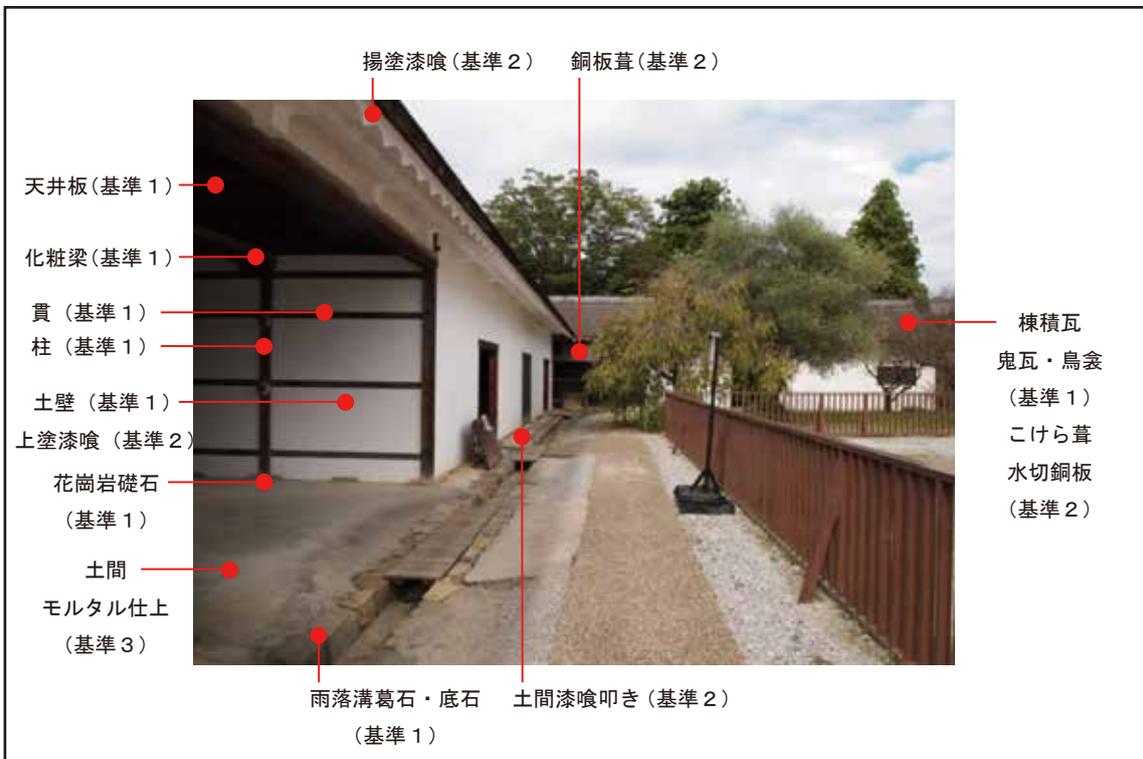
馬屋 東立面図

凡例	
	基準 1
	基準 2
	基準 3

図 2.2.16 部分及び部位の保護方針（馬屋）



馬屋内部 南北棟馬立場を北に見る



馬屋外部 南北棟東側から東西棟を見る

図 2.2.17 部分及び部位の保護方針(馬屋)

表2.2.9 馬屋の保護方針

部位		基準	仕様	備考
基礎	礎石、延石、床束石	1	花崗岩切石（化粧材）	門及び外回り
		1	自然石	内回り及び内部
床組	床束、大引、根太等	1	木材（野物材）	門南脇部屋、東端部屋、馬立場
床	床板、雑巾摺、寄	1	木材（化粧材）	門南脇部屋、東端部屋
	床板、便壺枠、甕	1	木材（化粧材）、陶器	馬立場
	敷物	1	畳床	
		2	東端部屋、畳表	
軸部	土台、柱、間柱、貫、冠木、楣梁、大梁、軒桁、蹴放等	1	木材（化粧材）	
小屋組	棟束、棟木、母屋、小屋梁・束、小屋貫、野垂木、野地板等	1	木材（野物材）	
軒回り	地垂木、茅負、裏甲、化粧裏板、出桁、肘木、隅木等	1	木材（化粧材）	
		2	軒先揚塗漆喰	
妻飾	妻板、破風板、登裏甲、前包、梅鉢懸魚、六葉、木連格子等	1	木材（化粧材）	
屋根	こけら葺（軒付、平、品軒）	2	木材（化粧材）	樺赤味
	水切銅板	2	銅板	
	瓦（棟積、鬼瓦、鳥衾）	1	本瓦葺	
	葺土	1	漆喰土	
	庇	2	木材（化粧材）、銅板葺	井戸屋形
雑作	化粧屋根裏、天井板、棹縁、廻縁、面戸板等	1	木材（化粧材）	天井板：レッドウッド材
	差敷居、差鴨居、長押、方立、框等	1	木材（化粧材）	
	腹掛桁、猿耳、衣懸框、地覆、羽目板、巾木、笠木等	1	木材（化粧材）	
	出格子窓	1	木材（化粧材）	
建具	大扉、潜小扉、片引・引違板戸等	1	木材（化粧材）	外部建具
壁	内・外壁	1	土壁（竹小舞、荒壁、砂漆喰中塗）	
		2	外壁の白漆喰上塗	
	外壁	1	簾子下見板張（内法下）	レッドウッド材
	内壁	1	腰羽目板張	
鋳金具	八双金物、乳金物、肘壺、釘隠、四葉、環甲、帯鉄、鋳、唄	1	鉄製（漆焼付等）	
		2	表面仕上	
外構	井戸屋形	1	木材（化粧材）	
	土間・犬走り	2	土間漆喰叩き	馬立場、草の間
		3	RCスラブモルタル仕上	門内土間
	雨落溝	1	井伊家浜御殿旧掘から転用	葛石、外土留石
		1	花崗岩割石	底石
溝蓋	1	花崗岩板石のみ切り仕上	門外側	
その他	構造用金物	4	ステンレス	天井裏、腰壁（耐震補強用）
	机、椅子、物入、案内板、展示模型（屋根・馬）、竹柵	3	木材、竹（化粧材）、鉄	活用及び運営用
	設備	4	消火器、屋内消火栓、スプリンクラー、屋外消火栓、自火報、非常放送設備、蛍光灯、扇風機、ドラムロール、避雷針	活用及び運営用
	戸締金具	3	鉄	東端部屋
	溝蓋	3	木材（化粧材）	門外側以外

3 管理計画

(1) 管理体制

昭和19年(1943)以降、彦根市文化財課が現地に彦根城管理事務所を置き、文化財建造物の管理を行ってきたが、令和2年度(2020)から彦根市歴史まちづくり部文化財課が民間委託し、彦根城運営管理センターとして管理している。

(2) 連絡体制

彦根城の文化財建造物の管理における連絡体制は下図の通りである。

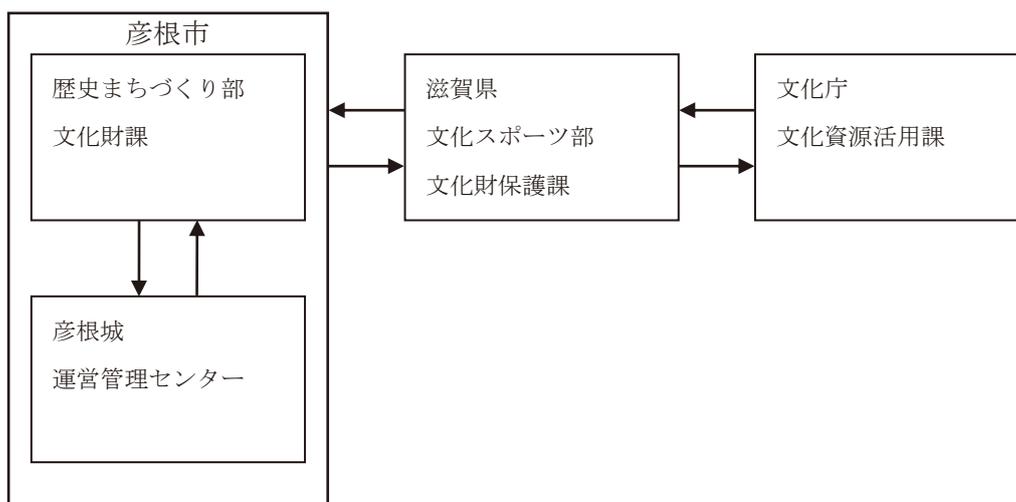


図 2.3.1 連絡体制図

(3) 管理方法

ア 文化財建造物の日常管理

文化財建造物の日常管理は彦根城運営管理センターが担当する。

(7) 破損調査

文化財建造物の経年による破損に関しては彦根市歴史まちづくり部文化財課が随時調査を行い、破損状況を確認する。突発的なき損等が生じた場合には文化財保護法及び関連法令に従い、速やかにき損届を滋賀県文化スポーツ部文化財保護課を経由して、文化庁文化資源活用課に提出する。

(4) 部材の虫害・腐朽対策

前述の破損調査において虫害・腐朽状態を確認し、被害がある場所については早急に進行防止の処置を行う。建造物の部材及び周囲が湿潤な状態にならないよう日照・通風を確保する。また床下及び建造物周囲に木材等を放置すると虫害の原因になるため整頓が必要である。

(ウ) 別置保存に関する管理

国宝及び重要文化財建造物の建具等で、公開活用上、管理運営上、取り外すものは十分な保存環境を保つことができる当該建物内にて別置保存する。この行為による、保存に及ぼす影響が軽微かどうかの判断をするために、事前に滋賀県文化スポーツ部文化財保護課を経由して、文化庁文化資源活用課と協議する。

(エ) 文化財建造物内外の清掃・運営管理のための物品の整頓

文化財建造物内部及び外部、出入口周りにおける清掃・整理整頓のあり方を見直し、定期的に清掃・整頓を行い、可燃物をできる限り少なくし、常に保存に良好な状態を維持する。可燃物の管理の詳細については「第4章 防災計画」に記載する。

(オ) 日照・通風の確保

定期的に建造物の窓や扉等を開け、日照・通風を確保する。

(カ) 防火対策

文化財建造物内部への危険物等の持ち込みを防止するため、観覧者の手荷物の持ち込みを管理する。既設の電気設備の漏電確認を行う。文化財建造物近傍で火災が発生した場合には被害の有無の点検を行う。

(キ) 風・水・雪害対策

強風や激しい降雨が予想される場合は、早期に雨戸を閉じて室内に損傷のないように対処する。台風等により災害が発生した場合には被害の有無の点検を行う。防火対策をはじめとした防災対策の詳細については「第4章 防災計画」に記載する。

イ 観覧者の安全管理

観覧者の安全管理は彦根城運営管理センターが担当し、誘導員、警備員は外部委託している。

(7) 観覧者の動線

各文化財建造物内では順路案内表示、誘導員の案内に沿って観覧を行うが、天守や西の丸三重櫓の内部は狭くて急勾配の階段があるため、特に注意喚起を行い、人数制限等の措置も含めて対応する。外部は自由観覧となっているが、動線上にある石垣の状況を常に確認し、観覧者の安全を確保する。

団体観覧者は、天守では一般観覧者と別に多聞櫓から入城していたが、現在、多聞櫓の公開停止により、その他の建造物と同様、一般観覧者と同じ動線で案内している。避難対策の詳細については「第4章 防災計画」に記載する。

(イ) バリアフリー

築城当時の面影を現代に伝えるため、山を登り降りするためのエレベーターやスロープ等の設置は行っていない。各文化財建造物についても、車いすを使用して観覧できるのは馬屋のみとなっている。

城内のバリアフリーに関する情報は国宝・彦根城HP (<https://hikonecastle.com/>) や彦根市HP (<https://www.city.hikone.lg.jp/kanko/rekishu/6/3/index.html>) で事前の情報提供を行っており、令和2年(2020)からは、実証実験、社会実験として脚力の補助器具(通称 歩行支援用パワードウェア)を貸し出し、石段や坂道の多い城内の移動をサポートする取り組みも行っている。

ベビーカーや手押し車等の持込みは禁止とし、彦根城運営管理センターの入口で一時預かりを行う。

杖や義足等の使用は、床板を傷つける恐れがないことを確認し、接地面を清掃した場合のみ使用を許可する。床板を傷つけるおそれがある場合は専用の杖を貸し出す。

(ウ) 観覧環境(注意事項)

a 靴の着脱

馬屋以外は土足禁止とし、観覧者は各券売所の入口で配布する靴袋に靴を入れて観覧する。

b 荷物等の持込み

スーツケースやキャリーバッグ等の大きな荷物は持込み禁止とする。また、靴箱付近に荷物を置くことも禁止とし、必ず彦根城博物館内のコインロッカー等に預けることとする。

濡れた傘やレインコート等の雨具は持込み禁止とし、傘立てに置くか、袋に入れて携行する。学校やツアーの旗等は折畳み、鞆に収納する。

c 写真撮影等

各建造物内部はカメラ・ビデオ・携帯電話での撮影は可とするが、一脚・三脚の使用は禁止とする。また、建造物内部での写生は禁止とする。また鉛筆以外の筆記具の使用は禁止とする。

d その他

指定場所以外での飲食及び喫煙は禁止とする。各建造物内部の階段へ座ることは禁止する。暴れたり、騒いだりする行為は禁止する。

ウ 古材・資料の保存管理

以下に示す部材・資料の名称、員数、保管場所等を記載する台帳を作成し、彦根市歴史

まちづくり文化財課が適切な保存管理を行う。また、これらの保存場所や展示方法、歴史的調査及びその蓄積が課題である。

(7) 修理に伴って取り外された部材

(1) 造営関係資料

エ 彦根城の運営の為の物品の管理

物品の管理は彦根城運営管理センターが担当する。現在は、文化財建造物内に物品を収納しているが、今後は物品の整理を行い、適切な保存管理を行う。

4 修理計画

(1) 保存修理（維持修理、根本修理）

各文化財建造物の長期的な保存修理事業の計画内容を表2.4.1に示す。詳細な時期や修理方針については文化庁及び滋賀県文化スポーツ部文化財保護課と調整のうえ策定し、保存修理事業については国庫補助事業で実施する場合、滋賀県文化スポーツ部文化財保護課に委託するよう申し込まなければならない。また、現在既に破損している部分の修理や、災害復旧等の修理が必要な場合は、前述の関係機関と協議のうえ保存修理を行う。

耐震基礎（専門）診断が未実施のものについては事業に合わせて行う。耐震診断の詳細については「第4章 防災計画」に記載する。

表2.4.1 国宝・重要文化財建造物の保存修理事業計画

番号	名称	前回修理	次回修理予定	保存修理事業	耐震基礎 (専門)診断
A01	天 守	平成8年(1996) (屋根全面葺替)	令和6年(2024)	耐震補強	済
			前回修理後、50年を目安	屋根瓦葺替 部分修理	
A02	附 櫓 及 び 多 聞 櫓	平成8年(1996) (屋根全面葺替)	前回修理後、50年を目安	屋根瓦葺替 部分修理 耐震補強	済
A03	太 鼓 門 及 び 続 櫓	平成25年(2013) (屋根部分修理)	前回修理後、20～30年 を目安		未
A04	天 秤 櫓	平成30年(2018) (屋根部分修理)	前回修理後、20～30年 を目安		未
A05	西の丸三重櫓及び続櫓	平成8年(1996) (屋根全面葺替)	前回修理後、50年を目安		未
A06	二の丸佐和口多聞櫓	昭和37年(1962) (屋根全面葺替)	状況注視による		未
A07	馬 屋	平成27年(2015) (屋根全面葺替)	前回修理後、20年を目安 (こけら葺屋根)	屋根こけら葺替 部分修理	済

第2章 保存管理計画

(2) 本計画の認定により事前の届出を要さないもの（小規模な修繕等）

基準1、2に該当する部材に係る修理は、すべて修理届の事前提出が必要である。ただし、下に示すような、修理を定期的に行っており、修理工事報告書により仕様も明確であるものは、本計画の認定により事前の届出を要さないもの（小規模な修繕等）とする。ただし修理工事完了後は、速やかに滋賀県文化スポーツ部文化財保護課を通して文化庁へ修理完了届を提出し、工事概要を管理台帳に記載し、次回計画更新時に事後の届出として報告する。工事については彦根市歴史まちづくり部文化財課が担当する。

- ア 瓦の割れ・欠け：破損した瓦の差し替え（破損した瓦の数量が数枚である場合）
- イ 軒及び外壁の上塗漆喰の剥落・ひび割れ補修（面積が1㎡以下である場合）
- ウ 土間タタキ・モルタルのひび割れ・欠け補修（面積が1㎡以下である場合）
- エ 摩耗や開閉不具合を生じた建具及び鴨居・敷居の調整・補修
- オ 床の緩み：くさび等の補助材による床板の補修
- カ 内部の敷物や養生材等の取替（基準1または2の部材と直接接着するものを除く）

修繕の頻度は、過去の修繕履歴から、ア及びイについては1年に1、2回程度。ウ、エ、オ、カについては、5年に1回程度を想定している。

第3章 環境保全計画

1 環境保全の基本方針

彦根城の文化財建造物及びその観覧環境を保護するために文化財建造物の周辺環境や観覧経路の周囲を保全する。本計画は特別史跡指定範囲であるため、史跡部門と事前に協議した上で行う。

2 区域の区分と保全方針

(1) 区域区分の設定

「特別史跡彦根城跡保存活用計画」及び「特別史跡彦根城跡整備基本計画（案）」では、特別史跡指定範囲を第1種～4種までの地区区分を行い、方針を定めている（図3.2.1）が、本計画では、各文化財建造物が比較的独立して存在し、かつ周囲が開けていることから、周囲に立つ樹木の高さを基準として、文化財建造物の周囲10メートルの範囲を保全区域とし、特別史跡内の第1種地区（本丸エリア）及び第2種地区の二の丸佐和口エリアの保全区域以外を整備区域とする。（計画区域は図3.2.2、保存区域は図3.4.9に示す）

表3.2.1 特別史跡指定範囲における地区区分（各地区を示す図表の色と対応）

第1種地区	本丸から内堀を除いた彦根山の範囲であり、史跡公園として市が管理・運営している地区。
第2種地区	二の郭から中堀を除いた範囲であり、史跡公園として市が管理・運営している範囲・名勝玄宮楽々園・裁判所等の国の機関・市立中学校・県立高等学校・県道・市道・個人住宅など様々な土地利用が行われている地区。
第3種地区	本丸の内堀と二の郭の中堀の範囲（護岸石垣を含む）であり、準用河川として市が所有・管理している地区。
第4種地区	江戸時代には武家屋敷や町人の住居、寺院などが配置されていた三の郭の範囲の内、所有者が独自に公開活用を行っている埋木舎と、市が管理している外堀土塁遺構の地区。

※参考 「特別史跡彦根城跡整備基本計画（案）」の基本方針（全体方針、一部抜粋）

新たな樹木の植栽による修景（補植）は実施しない。ただし、桜については景観の観点から補植を許可するが、新たな場所への植栽は、原則として許可しない。

既存植生の整備は、土塁（法面）に繁茂している樹木の影響による日照不足等、不健全化の防止に努め、定期的な枝打ち及び、林床植物の刈り払い等、適切な緑量を保つために継続

第3章 環境保全計画

して実施していく。

登り石垣付近は、伐開を行う。

原則として、除根は行わないものとする。

絶滅危惧種等の貴重種については、保護を優先することとする。

エリア別の整備については、平均的な森林密度にするのではなく、遺構保護や自然環境に配慮した整備とし、整備実施前に現地踏査を行い、整備多少樹木を検討する。

伐採対象樹木の検討にあたり、景観などに大きく影響が生じる場合は、関係機関や住民へのアンケート等を実施し、文化財及び観光都市としての景観、自然環境の共生を図るように努める。

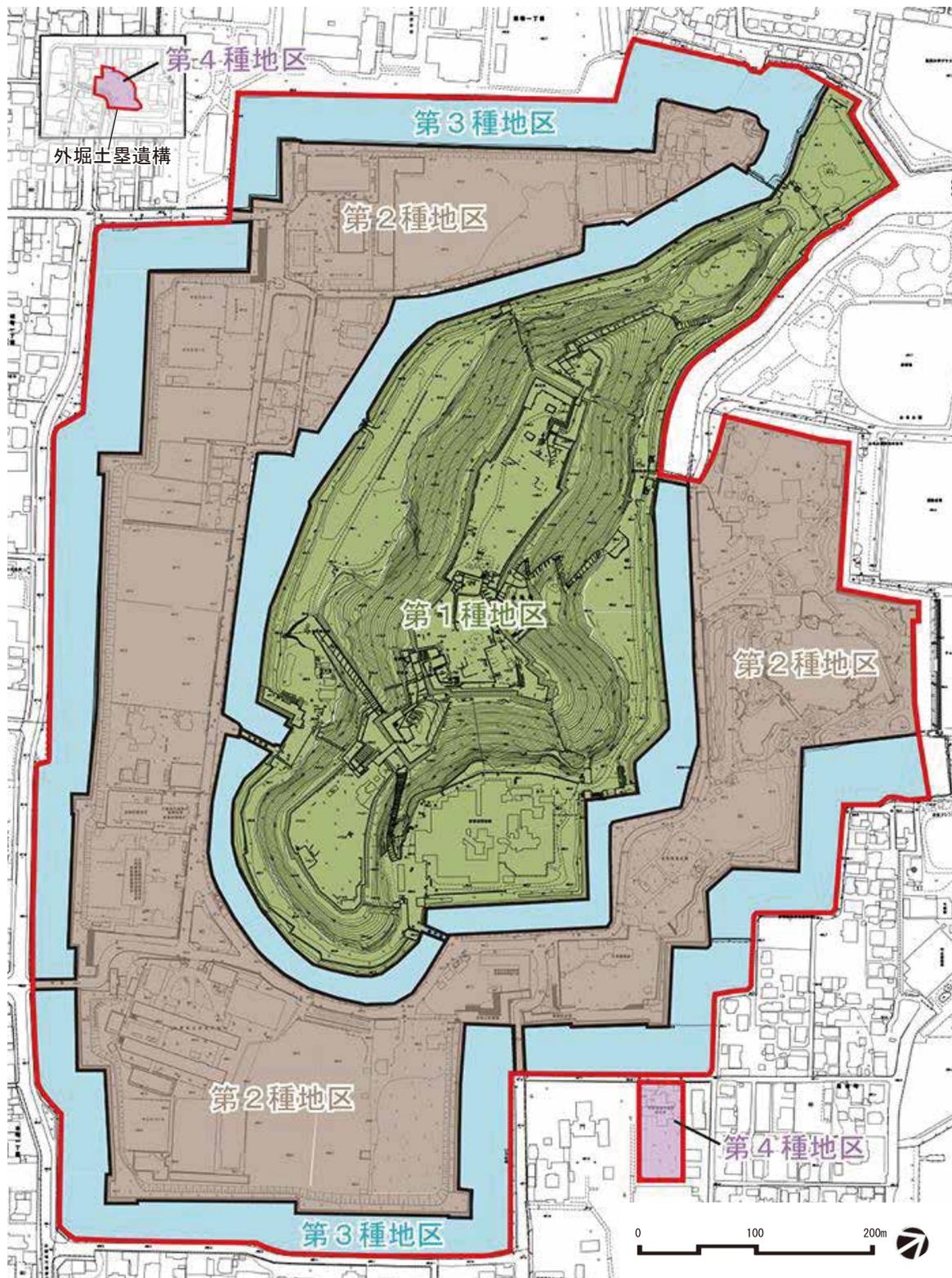
(2) 保全方針

ア 保全区域

- ・この区域内では、新たに建造物及び工作物を建築しない。ただし、防災上必要な設備、詳細な調査に基づく歴史的建造物の復元等の史跡整備、観覧のために必要な案内板及び説明板の設置は除く。
- ・文化財建造物の保存に影響を及ぼす石垣、雁木、土塁、樹木等の整備を行う。
- ・彦根城の保存管理、環境保全、防災、活用等を目的とした既存の建造物及び工作物の形態、意匠、色彩は文化財建造物と調和させる。

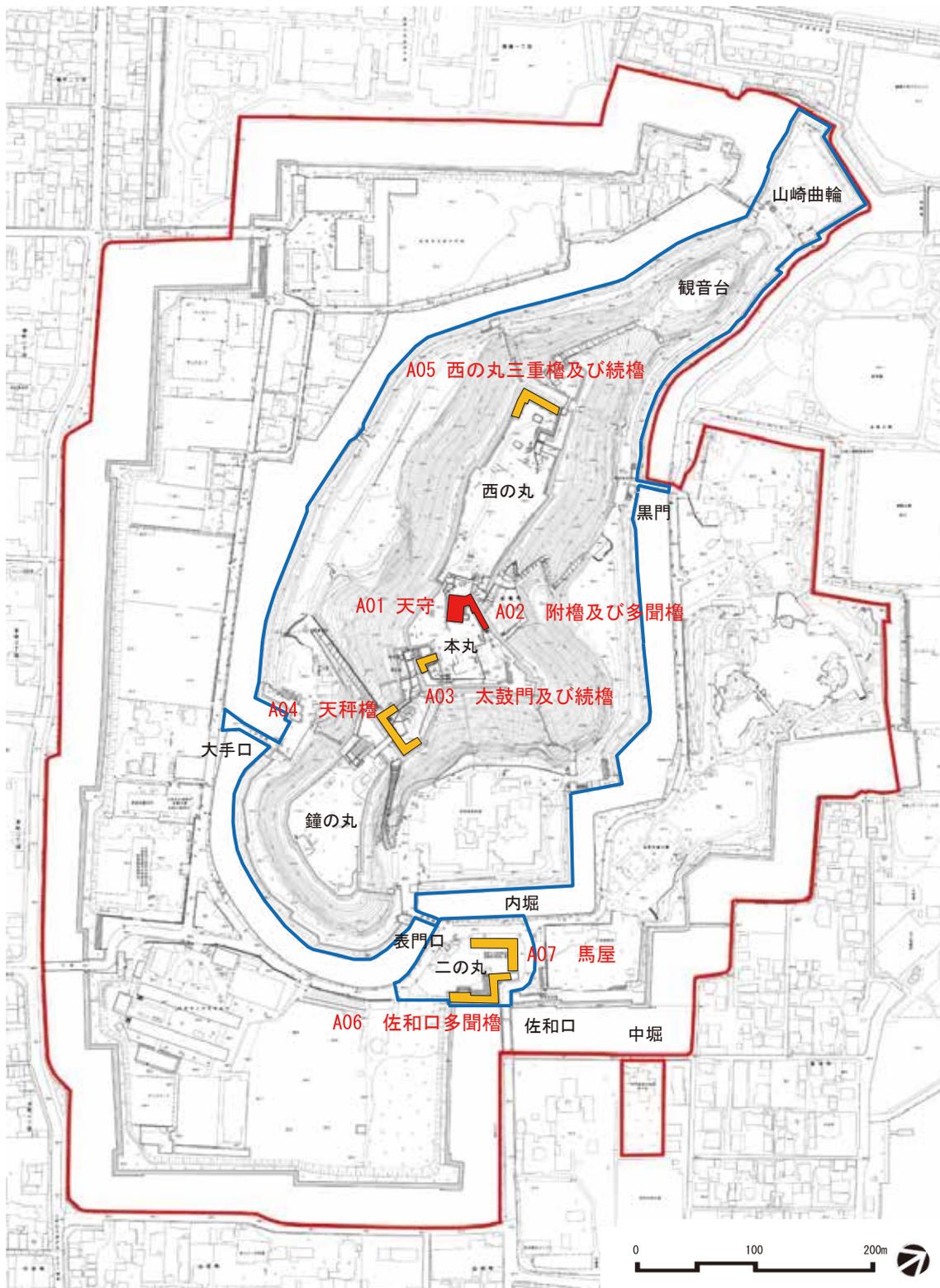
イ 整備区域

- ・「第2章 保存管理計画」、「第4章 防災計画」、「第5章 活用計画」に示す新設が必要な建造物はこの区域に整備する。



第1種地区	
第2種地区	
第3種地区	
第4種地区	

図 3.2.1 特別史跡指定範囲における地区区分図



国宝建造物
 重要文化財建造物
 計画区域
 特別史跡指定範囲

図 3.2.2 環境保全計画における計画区域

3 建造物の区分と保護の方針

本丸エリアと二の丸佐和口エリアに所在する文化財建造物以外のすべての建造物について、以下の表3.3.1～3により、保存建造物、保全建造物、存置建造物に分類し、各々の建造物の保護の方針、構造形式や建築年代を示す。

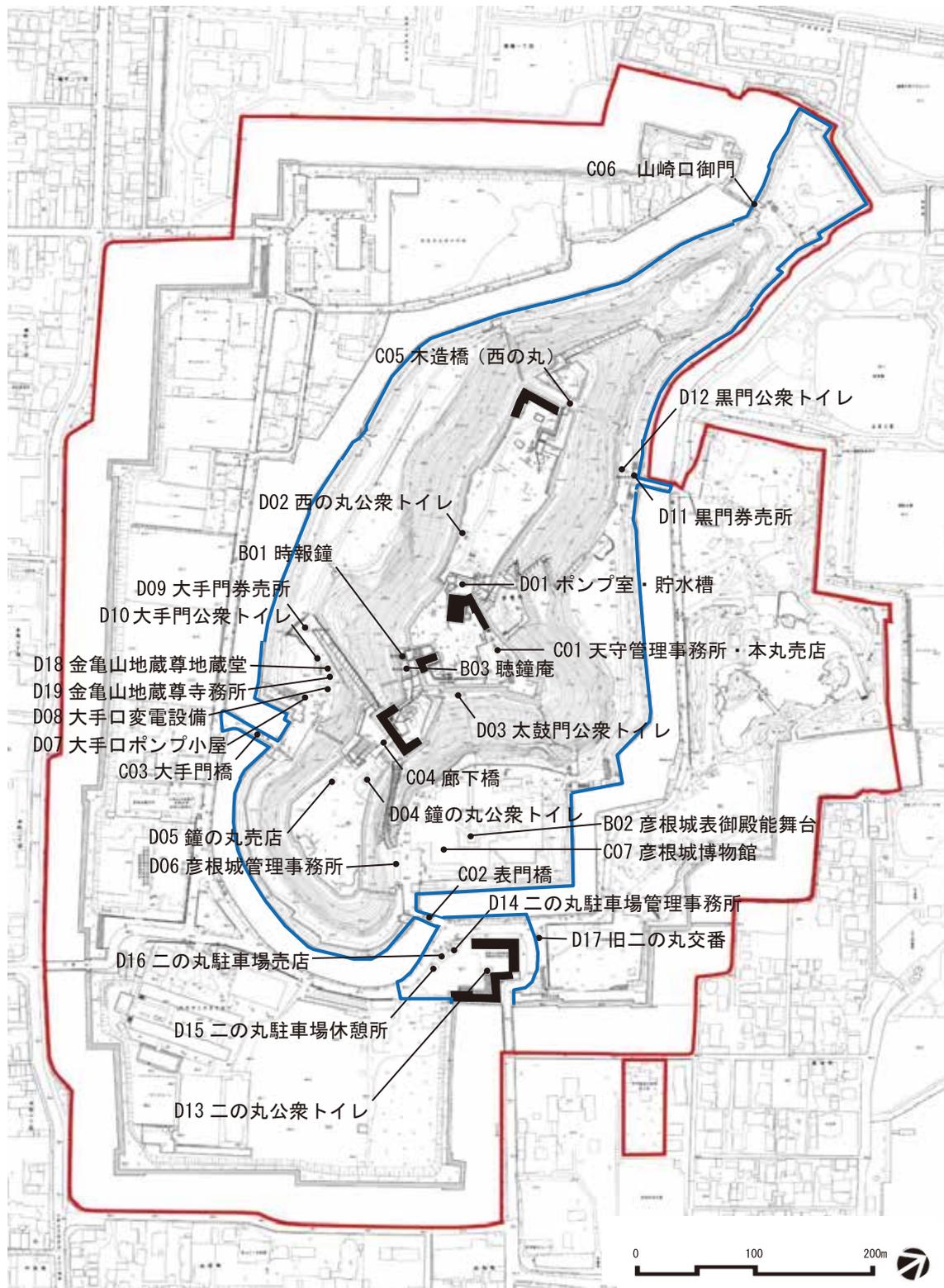


図 3.3.1 保存・保全・存置建造物配置図

第3章 環境保全計画

表3.3.1 保存建造物

保存建造物	
区分の定義	保護方針
計画区域に所在する建造物で、彦根城が彦根市に寄付された昭和19年(1944)までに建てられたと考えられるもの。	国宝・重要文化財(建造物)に準じた保存を図る。
定義に基づく各項目と該当する建造物・工作物と構造形式、建築年代	
①江戸時代に建設されたと考えられる建造物： B01時報鐘：木造、切妻造、棧瓦葺（伝弘化元年(1844)） B02彦根城表御殿能舞台：木造、桁行一間、梁間一間、一重、入母屋造、妻入、銅板葺（寛政12年(1800)、昭和60年(1985)移築） ②明治～大正時代に建設されたと考えられる建造物・工作物： B03聴鐘庵：木造、切妻造、棧瓦葺	

表3.3.2 保全建造物

保全建造物	
区分の定義	保護方針
計画区域に所在する保存建造物以外の建造物で、彦根市が自主的に保存を図るもの。	外観と主要構造部(壁、柱、床、梁、屋根等)を保存する。
定義に基づく各項目と該当する建造物・工作物と構造形式、建築年代	
C01天守管理事務所・本丸売店：木造、入母屋造、こけら葺 C02表門橋：木造 C03大手門橋：木造 C04廊下橋：木造、基礎RC造(昭和40年(1965)復元) C05木造橋(西の丸)：木造 C06山崎口御門：木造(城下からの移築か、詳細不明) C07彦根城博物館：RC造平屋建、一部2階(昭和62年(1987))、木造平屋建、一部2階(昭和62年(1987))	

表3.3.3 存置建造物

存置建造物	
区分の定義	保護方針
計画区域に所在する保存建造物、保全建造物以外の建造物で、彦根城の保存管理、環境保全、防災、活用を目的としたもの。以下のものが該当する。 ア 国宝・重要文化財(建造物)と調和する形態、意匠、色彩となっているもの。 イ 国宝・重要文化財(建造物)と調和する形態、意匠、色彩となっていないもの。	ア 建替、改修する場合は、原則として位置、規模を踏襲する。 イ 建替、改修する場合は、意匠、色彩を国宝・重要文化財(建造物)と調和させる。
定義に基づく各項目と該当する建造物・工作物と構造形式、建築年代	
ア 国宝・重要文化財(建造物)と調和する形態、意匠、色彩となっているもの。 D01ポンプ室・貯水槽：RC造、地下1階、木製蓋付 D02西の丸公衆トイレ：木造、入母屋造、棧瓦葺 D04鐘の丸公衆トイレ：木造、切妻造、棧瓦葺	

<p>D06 彦根城管理事務所：RC造、切妻造、棧瓦葺（昭和61年（1986））</p> <p>D11 黒門券売所：木造、切妻造、棧瓦葺</p> <p>D12 黒門公衆トイレ：木造、切妻造、棧瓦葺</p> <p>D13 二の丸公衆トイレ：木造（一部RC造）、切妻造、カラー鉄板葺</p> <p>D15 二の丸駐車場休憩所：木造、切妻造、棧瓦葺（一部カラー鉄板葺）</p> <p>D16 二の丸駐車場売店：木造、切妻造、棧瓦葺</p> <p>D17 旧二の丸交番：木造、切妻造、棧瓦葺（昭和30年（1955）頃）</p> <p>D18 金亀山地蔵尊地蔵堂：木造、宝形造、銅板葺（昭和35年（1960）改築）</p> <p>D19 金亀山地蔵尊寺務所：木造、切妻造、銅板葺（昭和53年（1978）改築）</p> <p>イ 国宝・重要文化財（建造物）と調和する形態、意匠、色彩となっていないもの。</p> <p>D03 太鼓門公衆トイレ：プレハブ造</p> <p>D05 鐘の丸売店：木造、切妻造、カラー鉄板葺</p> <p>D07 大手口ポンプ小屋：鉄骨造、陸屋根</p> <p>D08 大手口変電設備：鉄製キュービクル</p> <p>D09 大手門券売所：プレハブ造、陸屋根</p> <p>D10 大手門公衆トイレ：プレハブ造（仮設）</p> <p>D14 二の丸駐車場管理事務所：木造、切妻造、カラー鉄板葺</p>

表3.3.4 保存建造物写真一覧

			
B01 時報鐘	B02 彦根城表御殿能舞台	B03 聴鐘庵	—

表3.3.5 保全建造物写真一覧

			
C01 天守管理事務所	C02 表門橋	C03 大手門橋	C04 廊下橋
			
C05 木造橋（西の丸）	C06 山崎口御門	C07 彦根城博物館	—

第3章 環境保全計画

表3.3.6 存置建造物写真一覧(国宝・重要文化財(建造物)と調和する形態・意匠・色彩となっているもの)

			
D01 ポンプ室・貯水槽	D02 西の丸公衆トイレ	D04 鐘の丸公衆トイレ	D06 彦根城管理事務所
			
D11 黒門券売所	D12 黒門公衆トイレ	D13 二の丸公衆トイレ	D15 二の丸駐車場休憩所
			
D16 二の丸駐車場売店	D17 旧二の丸交番	D18 金亀山地蔵尊地藏堂	D19 金亀山地蔵尊寺務所

表3.3.7 存置建造物写真一覧(国宝・重要文化財(建造物)と調和する形態・意匠・色彩となっていないもの)

			
D03 太鼓門公衆トイレ	D05 鐘の丸売店	D07 大手口ポンプ小屋	D08 大手口変電設備
			
D09 大手門券売所	D10 大手門公衆トイレ	D14 二の丸駐車場管理事務所	—

4 環境保全上の課題と対策

(1) 樹木

ア 現状と課題

彦根城跡内、特に内堀内には多数の樹木が生育しており、彦根城の周辺環境にとって欠かせない要素となっている。彦根山の植物相は、発達した照葉樹林の様相を示す場所が多く、主に彦根山の西側斜面にはシイやツクバネガシ、東側斜面にはタブノキが生育する。彦根城築城以前には主にアカマツが生育し、築城後にも井伊直孝の命により再びアカマツが植栽されたと伝えるが、現在ではアカマツはほとんど見られない。アカマツ以外にも築城に際して植栽された樹木が幾つか現存しているとされる。

現在、多く見られるサクラは、昭和9年(1934)に皇太子誕生を記念して植栽したのが始まりで、以降、管理・追植がなされてきた。平成16年(2004)時点で全体本数は約1,200本で、樹齢80年以上の古木が全体の45%を占める。平成17年度(2005)より、2月と6月頃の年2回、市民団体「ひこね桜守」による施肥作業を実施している。また、本丸西側山麓の米蔵跡周辺の梅林は昭和25年(1950)に彦根城跡が「新日本観光100選」に選出されたことを記念して植栽されたもので、紅梅と白梅が合わせて約400本が米蔵跡周辺に分布している。毎年、梅が見頃になる3月中旬から下旬頃にかけてライトアップを行っている。他には、市天然記念物で彦根城跡の固有種であるオオトックリイチゴが天秤櫓南側の廊下橋の袂と、彦根城博物館裏手の2箇所にものみ生育している。

現在、城内の庭園樹は重点的に整備・管理され、良好な景観を維持しているが、一方で管理の行き届いていない樹木もあり、また、樹木の成長により、文化財建造物の保存や観覧者の安全かつ快適な見学等の支障となるおそれのある樹木も確認できる(図3.4.1～4)。特に天秤櫓東側に群生している笹は類焼の危険性も高く、注意が必要である。また、天守をはじめとする文化財建造物は、彦根のランドマークとして存在しているが、周辺の繁茂する樹木によってその姿が見えないことがあるため、視点場を定め、指定地の樹木等の伐採を行い、各視点場からの眺望を確保する必要がある。

以下の4点において、文化財建造物に影響を及ぼす可能性のある樹木については危険木として扱い、表3.4.1に文化財建造物の保存に影響を与える樹木の有無を示す。

- ① 樹木が近接して立ち、大風、枯死に伴う倒木時に建造物が破損する。
- ② 樹木が近接して立ち、枝を大きく広げ、落葉が屋根に堆積する。
- ③ 樹木の根の成長により、基礎を掘り起こす。
- ④ 樹木が影をつくり、降雨後の乾燥を阻害し湿潤した環境が作られる。

表3.4.1 文化財建造物の保存に影響を与える樹木

区分	文化財建造物名称
保存に影響を与える樹木が有る建造物(4棟)	A03 太鼓門及び続櫓 A04 天秤櫓 A05 西の丸三重櫓及び続櫓 A07 馬屋

イ 対策

(7) 当面の改善処置と今後の対処方針

当面は樹冠が文化財建造物を覆う樹木の落葉の清掃と経過観察を行う。文化財建造物の近くで倒木のおそれのある危険木については史跡部門と協議の上、早急に移植や伐採を検討する。また、枝や根が広がって文化財建造物に近接している危険木については、枝払いや根切りを行う。今後はこれらの措置を定期的に継続する。

(4) 整備計画

「特別史跡彦根城跡内樹木整備方針」に従い、現地調査及びワーキング会議等で検討の上、貴重種や大木、伐採や除去等により景観に大きな影響が生じる樹木や草本等の存在を鑑みて、整備の必要性の有無や適切な整備方法を決定する。



図3.4.1 樹木の枝が屋根にかかっている
(太鼓門入口)



図3.4.2 樹木が近接している
(太鼓門続櫓)



図3.4.3 樹木の枝が屋根にかかっている
(西の丸三重櫓北続櫓)



図3.4.4 サクラやウメが近接している
(馬屋内庭側)

(2) 石垣・雁木(石段)

ア 現状と課題

石垣は文化財建造物の基礎部分や堀の両岸、丘陵部にあり、防御の役割を果たすとともに城内の景観に一体性を持たせる城郭の重要な要素である。内堀内周は基本的に裾部のみに腰巻石垣を築くが、昭和時代まで松原内湖に面していた北東部は高石垣を築き、南部では腰巻石垣に加えて上部に鉢巻石垣を築いている。特別史跡地内の石垣は総面積57,915.62㎡、総延長15,597.40mの規模である。

近代以降の石垣調査及び修理は昭和48年(1973)から実施しており、平成11年度(1999)には文化庁及び滋賀県教育委員会の指導・助言のもと特別史跡指定地の「石垣調査カルテ」を作成した。翌12年度(2000)から彦根市教育委員会文化財課が発掘調査を実施しつつ、石垣保存修理を継続的に実施している。しかし、石垣修復の基礎資料となる3次元測量による現況のオルソ画像を取得するための調査は実施しておらず、石垣カルテを基にした計画的な保存整備や石垣カルテの継続的な更新も実施されていない。

石垣は文化財建造物の関係から、次のように分類される。

- ① 上部に建造物が建ち、基礎の役割を果たす石垣
- ② 建造物の周囲や観覧経路の脇に築かれた石垣

①の石垣は第2章の保存管理計画で扱っているため、本計画では②の石垣について取り扱う(以下(3)土塁・切岸も同じ)。対象となる文化財建造物は太鼓門及び続櫓と馬屋で、現状では特に問題はないが、石垣の孕み等で保存に影響を及ぼすおそれがあるため、観覧経路の周囲と合わせて、石垣の変形の観察を行うことが必要である(図3.4.5～7)。また、石垣上の樹木、石垣の目地に生える植物の根の成長が石垣の変形を進めるため、日常的な管理が必要である。

雁木は石垣や土塁に昇降するために付設された階段状の石造物である。土塁に沿って本丸の黒門口、裏門口、大手口、二の郭の京橋口、船町口、佐和口付近に存在しており、文化財建造物では佐和口多聞櫓の内側にあるが、石材の劣化や欠損等が見られる部分がある。また、観覧経路上の石段にも一部外れている箇所が見られる(図3.4.8)。

イ 対策

(7) 当面の改善処置と今後の対処方針

当面は彦根市歴史まちづくり部文化財課及び委託管理者の日常的なモニタリングによって、文化財建造物や観覧経路の周囲にある石垣の変形や孕みなどの経過観察を行い、安全性を確認する。危険な箇所については十分に離隔距離を確保する等の措置を行う。合わせて石垣上の樹木、目地に生える植物の管理を行う。石垣に悪影響があると判断された樹木及び表面を被覆する草木類については、適切に伐開、除根を行う。

第3章 環境保全計画

雁木についても石垣の整備箇所の確認と合わせて点検を行い、必要に応じて、石垣の保存整備方法に則った保存整備を実施する。天端石に緩み等が生じている箇所には、積直し等の整備を実施し、石材の風化や劣化が生じている箇所には、薬剤等による強化、撥水等の保存処理を実施する。

(1) 整備計画

上記の経過観察を継続し、整備が必要な箇所を発見した場合、観覧者の安全性の確保が急がれる部分や崩落等の危険度が高い部分については応急措置を行い、文化財建造物の基礎となる部分においては建造物の根本的な保存修理にあわせて整備を行う。

指定地のすべての石垣について、詳細な状態を把握するため、3次元測量による現況オルソ画像を取得し、その結果を用いて、石垣の状態を確認し、既存の写真による石垣カルテを更新する。整備が必要な箇所については専門家会議等において、整備の必要性の有無や適切な整備方法を決定し、石垣の保存整備を実施する。



図3.4.5 太鼓門 北面石垣



図3.4.6 馬屋 東面石垣(佐和口多聞櫓側)



図3.4.7 観覧通路石垣崩落状況(太鼓丸)



図3.4.8 佐和口多聞櫓 雁木

(3) 土塁・切岸

ア 現状と課題

土塁は内堀及び中堀の内側に設けられている。土塁上にはソメイヨシノをはじめとする樹木等が生育しており、江戸時代には瓦塼が築かれていた。中堀土塁上には現存する佐和口多聞櫓のほか、明治維新後の廃城まで、中堀に面して隅櫓、多聞櫓が築かれ、現在でも櫓の礎石が土塁上に良好に残存している箇所がある（図3.4.10）。土塁上の樹木の成長に伴い、樹根が隆起し、表土が流れている箇所や樹根の伸張によって土塁下の石垣に影響を及ぼすおそれのある箇所がある。

また、彦根城の特徴の一つである、岩盤を急斜面に削った切岸は、特に彦根山斜面裾北西部等で樹木の根の影響等による崩落が激しく、一部では突出している箇所がある。近年では表門の管理事務所近くの観覧経路に面した切岸が崩落しており、観覧者の安全確保のため、シート等によって応急措置を施している（図3.4.11）。

イ 対策

(7) 当面の改善措置と今後の対処方針

日常の維持管理の中で、文化財建造物や観覧経路の周囲で経過観察を行い、安全性を確認する。危険な箇所については十分に離隔距離を確保する等の措置を行う。

遺構保存のため、専門家と協議の上、樹根の隆起によって表土が流れている箇所や突出したり、崩落に影響を及ぼしている樹木の伐採を行う。伐採により地山崩壊の危険性があるため、原則として地山の保護と併せて整備する。切岸は原則として現状保存とするが、崩落が進行する場合は、網敷及び土留柵等を設置し、地形保存のための斜面の崩落防止措置を図る。

(4) 整備計画

整備が必要な箇所を発見した場合は連続した地形の維持に努め、発掘調査や史資料調査等の成果に基づいて、文化財建造物の保存修理にあわせて整備を行う。



図3.4.10 佐和口多聞櫓



図3.4.11 表門山道 切岸崩落状況

(4) 外部保護柵

ア 現状と課題

外部保護柵は文化財建造物外部の保護を目的とした柵で、建造物への接触及び接触によるき損、雨の跳ね返りによる壁のき損等を防ぐ機能を有する。現存する外部保護柵の形式は生垣、竹柵、鉄柵、矢来等に分けられる。外部保護柵の設置状況を表3.4.2に示す(部分的に設置したものを含む)。

外部保護柵は各文化財建造物に設けられているが、石垣周りや観覧ルート上で通過する天秤櫓及び太鼓門及び続櫓の門周りには設置されていない。また、災害等によるき損等で応急措置を取る場合には、観覧者の安全確保のため、仮設のコーンとバーを設置して対応している(図3.4.12)。一部の文化財建造物に落書き等のき損が見られることから「第4章 防災計画」の防犯計画と合わせた対策が必要である。

現在、外観のみの公開となっている佐和口多聞櫓は土塁及び石垣の上に建つが、二の丸駐車場に隣接しており、人や車の接近が容易であり、車の誤操作等によるき損も考えられるため、建造物との距離を保つ保護柵の設置場所の再検討が必要である(図3.4.13)。隣接する馬屋も同様であるが、昭和の修理時に駐車場との境界に鉄柵を設置しており、駐車場と接する面も少ないため、き損のおそれは少ないと思われる。

外部保護柵の高さは、太鼓門の生垣は100cm、竹柵が30～90cm、馬屋の鉄柵は120cm、矢来は90cm程度で、人が乗り越えられる高さで物理的な効果はないが、設置箇所では侵入等の行為が発生しておらず、心理的な抑止として保護柵の機能を十分に果たしていると考えられる。

表3.4.2 文化財建造物周辺の外部保護柵設置状況

番号	建造物名	外部保護柵の形式				設置状況
		生垣	竹柵	鉄柵	矢来	
A01	天守	—	○	—	○	石垣周り、西面に竹柵、玄関周りに矢来
A02	附櫓及び多聞櫓	—	○	—	○	天守側に矢来
A03	太鼓門及び続櫓	○	○	—	○	太鼓門2階入口周りに生垣、竹柵、矢来
A04	天秤櫓	—	○	—	○	東背面続櫓入口周りに竹柵、矢来
A05	西の丸三重櫓及び続櫓	—	○	—	○	周囲の観覧経路沿いに竹柵
A06	佐和口多聞櫓	—	○	—	—	二の丸駐車場側に竹柵
A07	馬屋	—	○	○	—	二の丸駐車場側に鉄柵、他周囲は竹柵

イ 対策

(7) 当面の改善措置と今後の方針

警備員の巡回を強化し、落書き等の行為への注意喚起を行う。特に外部保護柵の未設置部分や近接可能な部分は重点的に行う。今後はこれらの措置を定期的に行い、継続する。

(1) 整備計画

新たに保護柵を設置する際には、全体的に文化財建造物との調和を図り、歴史性を考慮した外部保護柵の形式及び意匠の検討を行い、設置する。



図3.4.12 立入防止用の仮設柵（附櫓及び多間櫓）



図3.4.13 竹柵と近接する駐車車両（佐和口多間櫓）

(5) 雨水排水設備

ア 現状と課題

本項における雨水排水設備とは、文化財建造物の屋根の雨水及び雨落ち周辺、土間の雨水を排水する設備で、彦根城では主に雨落溝と雨樋が設置されている。雨水排水設備の設置状況一覧を表3.5.1に示す。

主な課題としては以下の4点が挙げられる。

- ㊶近年の集中的な降雨により、文化財建造物周辺の排水能力を超え、一帯が冠水する。
- ㊷雨落溝に落葉等が堆積し、排水の支障となり、水が滞留する。
- ㊸雨水排水設備が設けられていないため、雨水の跳ね返りによる土壁の汚損等、建造物へ影響を与えている。
- ㊹雨樋の経年劣化による破損（穴あき）が見られ、樋から落ちた水の跳ね返りが建造物へ影響を与えるおそれがある。

具体的には、雨天時に天守周りや太鼓門の入口周りで雨水が滞留することがある（図3.4.14）。また、太鼓門以外の文化財建造物の出入口には雨樋がないため、雨天時に観覧者が雨に濡れ、そのまま内部に入るおそれがある。天守玄関では入出場管理と合わせて仮

設テントを設置して対応している。太鼓門2階と続櫓の入隅の壁際で雨樋から雨漏りしており、漆喰壁を汚損している(図3.4.15)。馬屋の雨落溝内には電気ケーブルが露出で配線されており、配線ルートの再検討が必要である。

表3.5.1 文化財建造物の雨水排水設備設置状況

番号	建造物名	設備の種類	雨落溝	雨樋	設置状況
A01	天守		○	—	玄関周りのみ雨落溝 初層土台上に水切板
A02	附櫓及び多聞櫓		—	—	初層土台上に水切板
A03	太鼓門及び続櫓		○	○	観覧通路の門及び出入口上部に雨樋及び縦樋 太鼓門2階北側に雨落溝
A04	天秤櫓		○	○	観覧通路の門及び北側西扉上部(旧出入口)に雨樋 門北側に雨落溝
A05	西の丸三重櫓及び続櫓		—	—	
A06	佐和口多聞櫓		—	—	
A07	馬屋		○	—	外周に雨落溝

イ 対策

(7) 当面の改善措置と今後の対処方針

当面は、雨水排水設備の浚渫作業回数を増やす等の措置を行い、排水に支障のある堆積物等を取り除き、これらの措置を定期的に継続することにより、設備の維持管理を行う。雨水排水設備の改善に当たっては、劣化している雨水排水設備の更新を順次行う。建造物内部への雨の吹込み、濡れに対しては迅速に係員によって窓の開閉を行う等の対応をする。雨水の跳ね返りに対しては、雨樋や矢来の設置等の対策を講じて、文化財建造物への影響の緩和を図る。雨水排水設備のない文化財建造物についても現状では特に問題はないが、雨天時の状況は随時確認する。

(4) 整備計画

雨水排水設備の改修や新設を行う場合は、文化財建造物の保存への影響が軽微となるよう、詳細な整備計画を立てる必要がある。また、排水環境の改善にあたっては、「特別史跡彦根城跡整備基本計画(案)」に従って、必要な場所の地下遺構について調査し、市や県の史跡部門や埋蔵部門と協議の上、細心の注意を払い、綿密な計画を立てる必要がある。



図3.4.14 雨天時の太鼓門入口周り



図3.4.15 太鼓門続櫓東面 雨樋取合

(6) 虫・獣害対策

ア 現状と課題

文化財建造物は様々な虫・獣害による被害を受けるおそれがあり、彦根城でもこれらの各種の害虫(獣)から建造物を守るために対策を講じているが、特別史跡彦根城跡内は鳥獣保護区に指定されているため、鳥獣の駆除自体が困難であり、また、追い払いによる近隣への影響も懸念される。

現在、天守や天秤櫓、佐和口多聞櫓の櫓等の屋根周りに鳥類の糞害が見られるが降雨で流れ落ちる程度である。また、天守への鳥類の侵入防止のため、窓に金網を設置しており、定期的な点検と修理・補修が必要である。

虫害については特に確認されていない。

イ 対策

(7) 当面の改善措置と今後の方針

当面は獣害対策として、天守の窓に侵入防止用の網の設置を続けるとともに経過の観察を行い、今後はこれらの措置を定期的に継続する。

(1) 整備計画

今後、「特別史跡彦根城跡鳥獣被害調査・生態調査実施事業」として彦根城跡内の鳥獣の生態調査を行い、対応策を検討する。

(7) 便益施設等

ア 現状と課題

「3 建造物の区分と保護の方針」で前述した既存の便益施設等では、天守管理事務所及び彦根城管理事務所（表門口）、鐘の丸売店、二の丸売店及び休憩棟の老朽化が進行している。天守管理事務所については「第4章 防災計画」の防災センターの項目で取り扱う。また、本丸の大堀切に掛かる復元された2つの木造橋（西の丸・天秤櫓）の腐朽、欠損も進行している。

天守玄関の仮設テント、鐘の丸売店、太鼓門公衆トイレ、大手口の券売所、公衆トイレ、ポンプ小屋は観覧者の動線上にありながら意匠上、景観に配慮された外観になっていない（図3.4.16）。夜間の外観ライトアップのためのLED照明が天守（昭和22年（1947）、平成25年（2013）改修）や西の丸（平成23年（2011）、平成25年（2013）改修）、馬屋等に設置されているが、その他、電柱や電線、照明灯といった電気設備の配線等が錯綜しており、景観に配慮されたものになっていない箇所がある（図3.4.17）。

本丸エリアには屋外のベンチ等は設置してあるが、無料の屋根のある休憩施設がなく、観覧者が雨除けや日除け等も含め、休むことができる施設がない（図3.4.18）。

二の丸駐車場は佐和口多聞櫓と馬屋に近接しており、文化財建造物の保存管理上、問題が多く、また、付随する管理事務所等の建物の老朽化も進行している（図3.4.19）。

イ 対策

(7) 当面の改善措置と今後の方針

観覧者の安全確保のため、老朽化している施設については歴史的景観を損なわない意匠、形態、色彩等の方針を定めた上で計画的・段階的に改修整備や更新を行う。

西の丸三重櫓及び続櫓北側の木造橋は、腐朽が著しいため、部材の交換を行い、適切な状態を維持する。天秤櫓南側の廊下橋は、腐朽の状況に応じて、部材を交換し、適切な状態を維持する。

(4) 整備計画

観覧者の休憩や彦根城の管理のための便益施設等について、文化財建造物の保存・活用、観光資源としての魅力向上、日常的な管理運営の観点から、施設の必要性や今後のあり方について検討を行う。

二の丸駐車場については、必要台数を収容する駐車場を指定地周辺で確保し、段階的な撤去を検討し、二の丸駐車場管理事務所等の建物も駐車場の撤去に伴い、管理及び公開活用に関する施設への転用や撤去を検討する。



図3.4.16 天守玄関入口周りの仮設テント



図3.4.17 天秤櫓西面 電柱及び電気配線



図3.4.18 天守前のミストシャワー（夏季）



図3.4.19 近接する駐車車両（二の丸駐車場）

第4章 防災計画

1 防災対策

(1) 防災に係る現状

ア 防災管理の現状

(7) 防火管理区域の設定

本計画における防火管理区域は、原則として重要文化財建造物の周囲20mの範囲、近接建造物等^註の周囲5mの範囲、及びその間の最小範囲を合わせた区域とし、重点的に管理を行う(図4.1.1)。

注：近接建造物等とは、文化財建造物に近接する建造物や樹木のことで、以下に分類される。

第1次近接建造物等…国宝、重要文化財建造物に近接して延焼の恐れのある建造物・樹木等で、その近接距離が周囲20m以下(屋根葺材が植物性材料である場合30m以下)にある建造物

第2次近接建造物等…第1次近接建造物等との近接距離が5m以下(屋根葺材が植物性材料である場合10m以下)のもの

「重要文化財(建造物)保存活用標準計画の作成要領」
「重要文化財(建造物)等防災施設整備事業(防災施設等)指針」
による

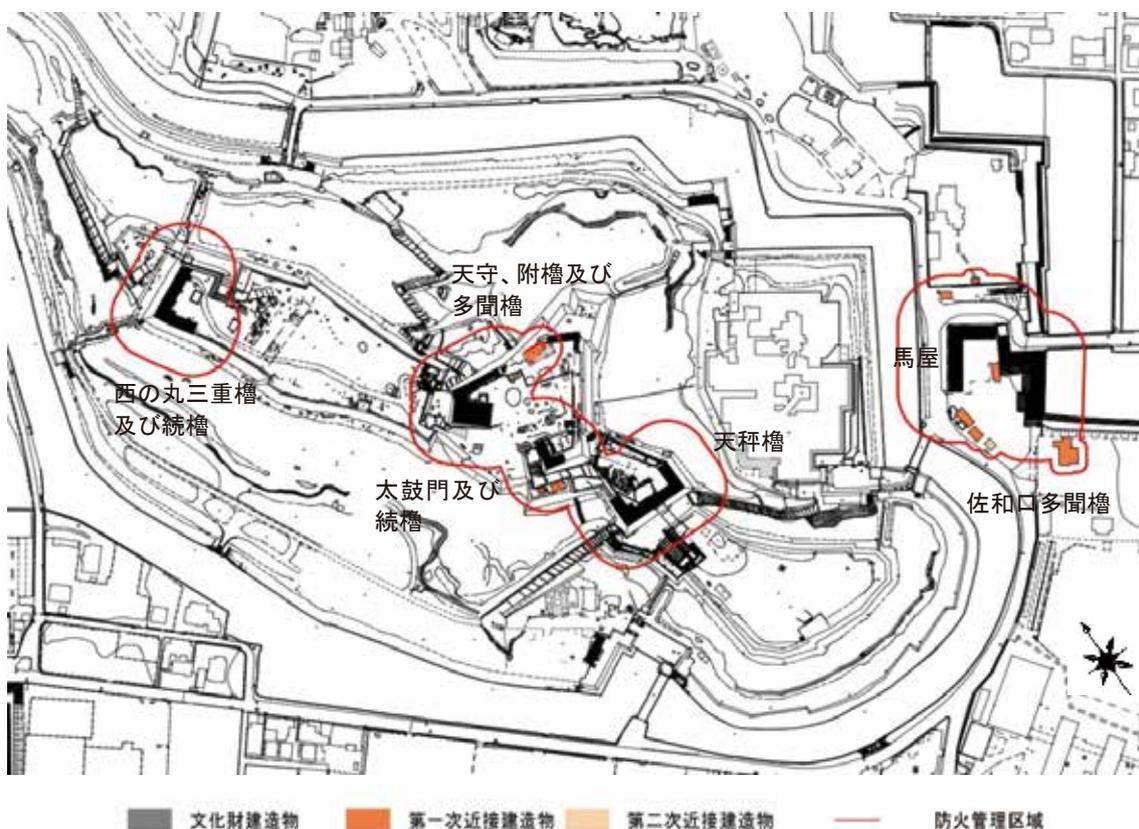


図4.1.1 防火管理区域

(イ) 防火管理区域内の建造物の燃焼特性

a 文化財建造物

文化財建造物7棟はすべて木造であり、建物自体の燃焼性は高い。馬屋のみ、屋根がこけら葺で燃焼性が高いが、その他は瓦で葺かれており、建築基準法においても不燃材料(平成12年建設省告示1400号)として防火性を備えている。ただし、瓦の葺き方の乱れ等により隙間を生じている場合は、火の粉が入る恐れがあるため、日常の点検、管理が重要である。また、漆喰塗大壁の建造物外壁や部分は瓦と同様、不燃材料として防火性を備えているが、真壁造の太鼓門や馬屋、建造物内部等の木部が露出している部分は、燃焼性が高い。天守や櫓の階段周りも区画されておらず、内部は燃えやすいため、内部からの出火を予防する必要がある。

文化財建造物の燃焼特性に係る構造を下表に示す。

表4.1.1 文化財建造物の燃焼特性に係る構造

番号	名称	燃焼特性に係る構造
A01	天守	天守、三重三階、木造、漆喰塗大壁 但し内部は漆喰塗真壁、内法より下部羽目板張、本瓦葺 (玄関 木造、漆喰塗大壁 但し内部は漆喰塗真壁、本瓦葺)
A02	附櫓及び多聞櫓	各一重櫓、木造、漆喰塗大壁 但し内部は漆喰塗真壁、本瓦葺
A03	太鼓門及び続櫓	一重櫓門、木造、漆喰塗真壁、本瓦葺 一重櫓、木造、漆喰塗真壁、本瓦葺
A04	天秤櫓	中央部一重櫓門、両端二重二階隅櫓、両隅櫓背面続櫓、木造、漆喰塗大壁 但し内部は漆喰塗真壁、一部ベニヤ板張、本瓦葺
A05	西の丸三重櫓及び続櫓	三重三階櫓、木造、漆喰塗大壁 但し内部は漆喰塗真壁、本瓦葺 東北及び東南続櫓、各一重櫓、木造、漆喰塗大壁 但し内部は漆喰塗真壁、本瓦葺
A06	二の丸佐和口多聞櫓	矩折一重、櫓東南端二重二階櫓、木造、漆喰塗大壁 但し内部は漆喰塗真壁、各本瓦葺
A07	馬屋	東西棟、一重、木造、漆喰塗真壁、こけら葺 南北棟、一重、木造、漆喰塗真壁、こけら葺

b 文化財建造物以外の建造物

- (a) 第1次近接建造物等(時報鐘・聴鐘庵・天守管理事務所(売店併設)・貯水槽ポンプ室・二の丸駐車場売店・休憩所・公衆便所・旧二の丸交番・旧木俣屋敷表門・開国記念館)
- (b) 第2次近接建造物等(二の丸駐車場管理棟)

貯水槽ポンプ室と開国記念館はRC造で、建築基準法における不燃材料（平成12年建設省告示1400号）として防火性を備えている。他の建造物は木造であり、建物自体の燃焼性は高いが、屋根が瓦または金属板（鉄）で葺かれており、建築基準法における不燃材料として防火性を備えている。ただし、屋根材の葺き方の乱れ等により隙間を生じている場合は、火の粉が入る恐れがあるため、日常の点検、管理が重要である。

表4.1.2 文化財建造物以外の燃焼特性に係る構造

番号	名 称	燃焼特性に係る構造
B01	時 報 鐘	鐘楼、木造、棧瓦葺
B02	聴 鐘 庵	木造平屋建、棧瓦葺
B03	天 守 管 理 事 務 所	木造平屋建、こけら葺、棟瓦積
B04	貯 水 槽 ポ ン プ 室	地下1階RC造
B05	二の丸駐車場売店	木造平屋建、棧瓦葺
B06	二の丸駐車場休憩所	木造平屋建、棧瓦葺（一部カラー鉄板葺）
B07	二の丸公衆トイレ	木造平屋建（一部RC造）、カラー鉄板葺
B08	旧 二 の 丸 交 番	木造平屋建、棧瓦葺
B09	旧木俣屋敷表門及び塀	木造、棧瓦葺
B10	開 国 記 念 館	地上2階RC造
C01	二の丸駐車場管理棟	木造平屋建、カラー鉄板葺

（ウ） 延焼の危険性

彦根城の周囲には防火地域の指定はないが、屋根が不燃材料であることや、水を湛えた内堀・中堀や石垣といった防火帯があるため、城外から延焼する危険性は低い。ただ、馬屋の屋根のみがこけら葺であるため、城外からの飛び火等による延焼を警戒する必要がある。

（イ） 火気の使用状況

文化財建造物内では原則、火気を使用していない。

（オ） 防火管理体制

彦根城では、消防法施行規則第3条に基づき、「彦根城消防計画」（昭和59年1月施行、令和4年4月改正）を策定し、彦根城防火管理規定を定めて防火管理者、防火対策委

第4章 防災計画

員会（委員長：彦根市歴史まちづくり部文化財課長）、予防管理組織（防火担当責任者、火元責任者）、自衛消防組織を置き、火災発生に対して消防用設備を備えて警戒し、天守前広場の天守管理事務所で防災管理を行い、火災の早期発見と初期消火に対応している。

観覧者に対しては火気厳禁等の看板等を設置し、注意喚起している。文化財建造物周辺の危険木や枯損木等は定期的に点検し、史跡部門と協議の上、剪定、伐採を行っている。

彦根城の文化財建造物の防災管理における連絡体制は下図（図4.1.2）の通りである。

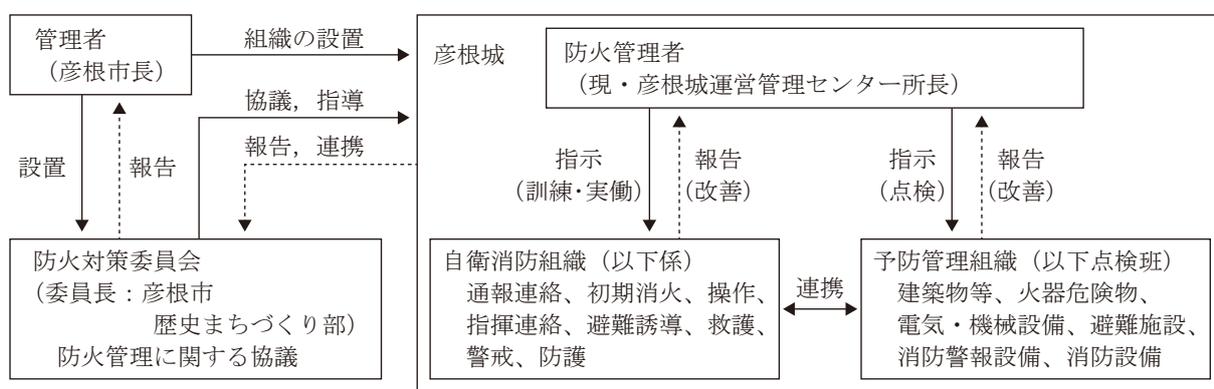


図4.1.2 防火管理体制

a 防火管理者

消防法第8条に基づく防火管理者は彦根城運営管理センター所長とする。

b 火気等の管理

(a) 文化財建造物内の防火管理

防火管理区域内では、原則として火気使用及び危険物の持ち込みを禁止しているが、観覧者の手荷物については持ち込み禁止措置や手荷物検査は行っていない。また、令和2年度（2020）には分電盤の設置がない馬屋を除く、すべての文化財建造物の分電盤に感震ブレーカーを設置し、地震による通電火災を防止している。

(b) イベント等の防火管理

イベント等で臨時に火気を使用する場合は、事前に彦根市消防本部と協議し、その指導の下、防火管理者の承認を得て、防火上安全な場所において使用しなければならない。なお、彦根市火災予防条例第23条では、「建造物の内部又は周囲で、消防長が指定する場所においては、喫煙し、もしくは裸火を使用し、または当該場所

に火災予防上危険な物品を持ち込んではない」ことを定めている。

(c) 喫煙等の火気管理

特別史跡指定範囲は原則、彦根市の路上喫煙禁止区域となっているが、防火管理者が彦根城博物館の外部休憩所、桜場駐車場の仮設喫煙所を喫煙場所として指定している。

(d) 危険物の管理

管理場所を下表のように定め、周囲は火気厳禁とし、火元責任者が管理を行っている。

表4.1.3 危険物の管理状況

防犯上の理由により、非公開

(e) 可燃物の管理

文化財建造物内部の公開部分には比較的展示物は少ないが、非公開部分で収納として使用している場所には可燃性の物品が多く置かれている。

(f) 防災物品等の使用

文化財建造物において幕、カーテン、展示用合板等を使用する場合には防災物品等を使用している。

(か) 消火体制

彦根城では、彦根城運営管理センター所長を隊長として自衛消防隊を組織し、職員及び外部委託の誘導員、警備員が任務を分担し、消防用装備も備え、消火活動が滞りなく実施できるよう努めている。なお、夜間は、警備員が、通報連絡及び初期消火を行う。外部委託の誘導員、警備員については、職員と同様に防災に関する教育、訓練を行っている。

火災発生時には所轄の彦根市消防本部の出動を得て、表門橋・大手門橋・黒門橋への緊急車両到着までは約10分、本丸への消防隊到着までは約20分見込む必要がある。

彦根市消防本部の指導のもとに、初期消火体制と消火訓練計画を定め、総合訓練（消火・通報・避難訓練）を年1回実施している。天守周りの6基の屋外消火栓については毎月3回点検を行っている。

第4章 防災計画

自衛消防隊組織を表4.1.4に示す。

表4.1.4 自衛消防隊組織

隊長	副隊長	係名	主な任務
彦根城 運営管理 センター 所長	彦根城 運営管理 センター 副所長	通 報 連 絡 係	①彦根市消防本部への通報 ②城内放送 ③防災対策本部への通報 ④関係者や隣接への連絡
		初 期 消 火 係	①被害状況の確認 ②初期消火作業 (消火器、消火栓、動力ポンプ等) ③消防隊との連携
		操 作 係	地下ポンプ室の操作
		指 揮 連 絡 係 (防 災 対 策 本 部)	①火災の通報、各係の指揮連絡 ②自衛消防隊の出動指令
		避 難 誘 導 係	①観覧者の避難誘導 ②非常口の開放及びその確認 ③ロープによる警戒区域の設定 ④入城制限
		文 化 財 保 護 係	①被害状況の確認 ②初期消火作業 ③文化財の搬出及び保護
		救 護 係	①負傷者の応急措置 ②消防救急隊との連携
		警 戒 係	重要文化財・重要美術品の盗難、持ち出し等の警戒
		防 護 係	電気・ガスその他危険物の安全措置

イ 防災設備の現状

(7) 警報設備

a 自動火災報知設備（消防法該当）

すべての文化財建造物に設置している。感知器は基本、差動式分布型熱感知器（空気管式）であるが、櫓部には光電式スポット型煙感知器、外部に開放している馬屋には差動式スポット型熱感知器を設置している。P型受信機を天守前広場の天守管理事務所内に設置して管理している（図4.1.3 図中番号は警戒区域を示す）。地区音響装置（地区ベル）も各文化財建造物に設置している。

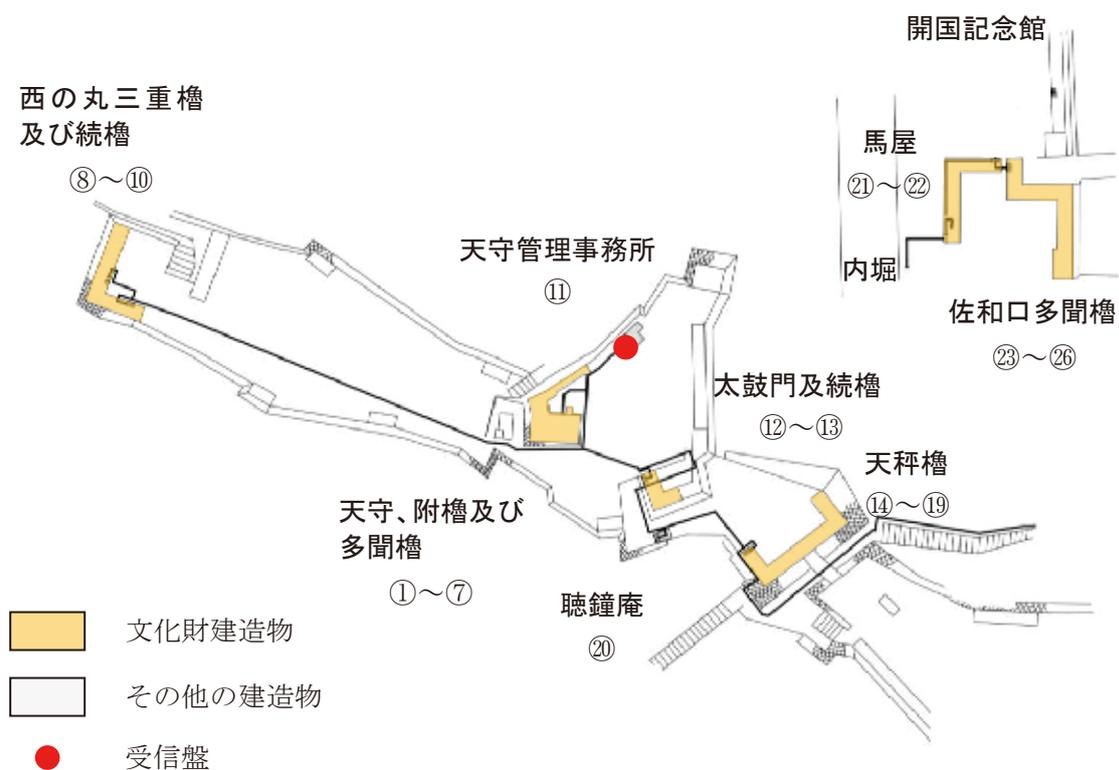


図 4.1.3 自動火災報知器設備系統図

b 火災通報設備

天守管理事務所には火災通報装置を設置しておらず、常駐の警備員がP型受信機で確認後、現地確認を行い、彦根市消防本部に通報している。

c 放送設備

通常の案内放送（本丸エリアのみ）設備を彦根城運営管理センターに設置しており、非常時に併用している。

(1) 消火設備

すべての文化財建造物に消火器を配置しており、屋内消火栓は馬屋、二の丸佐和口多聞櫓以外の文化財建造物に1号消火栓が計10箇所（内2箇所は外部使用）（文化財建造物内の消火設備は図4.1.6～11の避難経路図に図示）、屋外消火栓は天守周りに計6箇所、ホース格納箱と共に設置している（図4.1.4）。

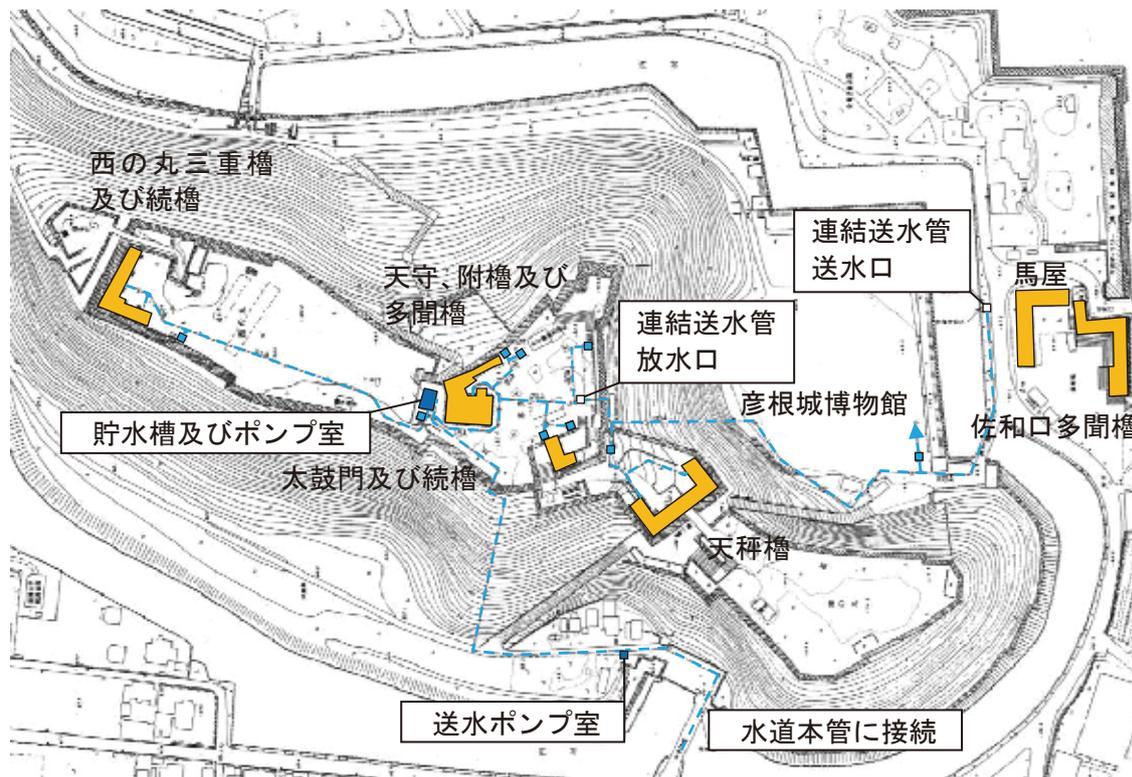


図4.1.4 屋外消火栓配置図

屋内及び屋外消火栓の水源は、天守西側にある地下式RC造の防火水槽（容量103t）とし、併設する地下ポンプ室の動力ポンプによって給水している。ポンプはガソリンを燃料としたエンジンポンプを2台（1台は予備）設置している。その防火水槽へは大手口の水道本管から地下受水槽を経由して送水ポンプで揚水している。また、馬屋北側の内堀沿いにある送水口（単口）から表門橋下を通り、彦根城博物館の北側斜面から天守南にある放水口まで連結送水管を配管しており、緊急時には消防ポンプ車により公設消火栓または内堀より採水して送水する体制を取っている。

表4.1.5 消火設備及び自衛消防隊備品と配置場所

消火設備及び備品	数 量	配 置 場 所	備 考
消火器 (ABC)	44本	各文化財建造物内部他	図4.1.6～11参照
屋内消火栓	10基	城内建造物内部	
屋外消火栓	6基	城内建造物周囲	図4.1.4参照
消火栓BOX (ホース収納)	16個	〃	
防火水槽	1箇所	天守西側地下	
動力消防ポンプ	2台	天守西側地下ポンプ室	
鳶 口		天守管理事務所	
ロープ (30m)		〃	
携帯用拡声器		〃	

※表中 消火器 (ABC) は A: 普通火災、B: 油火災、C: 電気火災 に対応可能

(ウ) 避雷設備

すべての文化財建造物に避雷設備を設置しており、天秤櫓の避雷針以外はすべて棟上導体である。法定点検を実施しており、すべて接地測定値は合格規定値内であった。

ウ 避難対策の現状

一般公開を行っている文化財建造物内部には非常口の位置を示す誘導標識を設置していない箇所があり、誘導灯は天秤櫓内部4箇所にのみ設置している。馬屋は公開時、南側の建具を外して常時外部に開放しているため、容易に外部に避難できる。

天守や西の丸三重櫓は急勾配の狭い階段が避難経路となっており、通常時でも観覧者の移動や行き違いが難しい。天守の最上階に非常用の避難はしごを設置している。

各文化財建造物での避難誘導は、誘導員が初期消火と屋内避難、屋外避難に分かれて役割分担を行い、避難完了後には初期消火の支援にあたる。

馬屋を除く各文化財建造物の入口部分には高低差があるため、仮設の階段やスロープ、手すりを設置しており、入口周りには脱靴や感染症対策等に必要な備品も設置している。

また、各入城門から天守に至る経路は急勾配で石段も高いところが多く、石垣や崖に面したところも多いため、危険な場所に観覧者が近接できないようコーンやバーで通行制限し、場合によっては通行禁止としている。

第4章 防災計画

(2) 防災に係る課題

ア 防災管理

非常時に準拠する「彦根城消防計画」の内容が更新されておらず、関係者が防災に対する共通の認識を持つための防災マニュアルも整理されていないため、ヒューマンエラーが生じる可能性がある。

天守前広場の天守管理事務所には売店が併設され、防災管理業務を行う十分な広さが確保できておらず、下の石垣についても、附櫓及び多聞櫓の石垣と同様、安定性が確保されておらず危険である。彦根城の文化財建造物の自動火災報知設備等の防災情報は、主に天守管理事務所内の警備員室に集約されているが、火災通報装置は設置しておらず、機器設備の連携に問題を有する。防犯カメラの映像も別の端末でその都度確認を行っているため、天守管理事務所で一元化して、常時監視する体制が組まれていない。

城内の管理範囲が広域で、特に馬屋や二の丸佐和口多聞櫓は、天守管理事務所から遠く離れて高低差もあるため、特に夜間の非常時や巡視時間外、死角となる場所での対応に時間を有する恐れがある。

消防関係車両が本丸エリアに乗り入れ可能な場所が限られており、その場所から天守周りまでに器材等を持った消防隊が到着するまでに約10分を要するため、出火場所の状況にもよるが、本格消火を行うまでに被害が拡大してしまう恐れがある。

文化財建造物は木造で、内部の燃焼性が高く、展示物等の可燃性によっては、設備機器類の老朽化による漏電や観覧者の危険物持ち込み等による放火が出火原因となる恐れがある。現状、観覧者の手荷物検査は実施しておらず、また、手荷物用ロッカーも表門券売所(24台)にあるものだけで観覧者数に対して不足している。

イ 防災設備

(7) 警報設備

a 自動火災報知設備(消防法該当)

現状、多く設置されている差動式分布型の熱感知器は煙感知器等に比べて感知が遅く、初期消火が遅くなる可能性がある。また、一部で差動式分布型の熱感知器の不作動やベルの断線や不鳴動等があるため、機器や配管・配線の更新が必要である。非常用電源は設置していない。

b 火災通報設備

自動火災報知設備と連動した火災通報設備は設置していないため、出火確認から消防への通報までに時間を要する恐れがある。

c 放送設備

通常の案内放送設備を用いており、非常用放送設備は設置していない。

(4) 消火設備

各文化財建造物内部には必要最低限の消火器しか設置されていない。

現状の屋内消火栓、1号消火栓は操作に2人以上が必要で、特に混雑時の狭い天守や人員が不足する夜間での操作性に問題があり、初期消火に遅れを生じる恐れがある。また、格納箱内のホースも耐用年数を過ぎたものがあるため、更新が必要である。

屋内消火栓及び屋外消火栓の水源は天守西側の地下防火水槽(103t)であるが、防火水槽へは大手門からの水道本管から揚水して給水しているが、容量に限界がある。また、地下ポンプ室のポンプ起動は天守管理事務所から可能だが、各消火栓からはできないため、出火確認後の起動に時間を要する恐れがある。エンジンポンプも2台のうち、1台が老朽化しており、既設の配管設備についても経年劣化等の調査を行う必要がある。

各文化財建造物にはスプリンクラー設備は設置しておらず、人員不足やヒューマンエラーによる初期消火の遅れが生じる可能性がある。

馬屋や二の丸佐和口多聞櫓には消火設備がなく、給水のための貯水槽もない。

また、馬屋は屋根がこけら葺で、可燃性の植物性材料であり、また、周囲2面が公道に接していることから常に近接しやすい状況のため、延焼の可能性が高い。他の文化財建造物周辺においても、隣接する建物は少ないが、周囲の樹木、飛び火や輻射熱による延焼の可能性もあり、延焼防止措置が十分でない。

ウ 避難対策

一般公開を行っている文化財建造物内部に非常口の位置を示す誘導標識を設置していない箇所がある。また、天秤櫓や西の丸三重櫓、二の丸佐和口多聞櫓は、外部の地面に面している部分が2箇所以上あり、火災時に外周の扉を開放することで屋外への避難が可能であるが、矩折平面のため、避難経路がわかりにくく、地面との高低差もあるため、避難時に混乱する恐れがある。太鼓門は通常使用している出入口が1箇所のみであるため、避難時に観覧者が集中して混乱する恐れがある。また、各文化財建造物の出入口周りには備品や物品が置かれているため、避難時に支障となる可能性がある。

天守や西の丸三重櫓の避難経路である急勾配の狭い階段は通常時でも移動や行き違いが難しく、危険であり、階段周りには区画もなく、階により位置も異なるため、避難者の滞留や混乱、煙の充満が起こり、二次災害を引き起こす可能性が高い。また、櫓等の低層階

第4章 防災計画

での火災時に、上階の避難経路を確保するのが難しい。また、天守の最上階に設置されている避難はしごを避難時に使用するの難しい。

各入城門から天守に至る経路でも急勾配で石段も高いところが多く、石垣や崖に面したところも多いため、各文化財建造物の外部に出ても避難が容易な経路とはいえない。

(3) 防災対策

ア 防災管理

市の方針「万が一の事態に対応でき、文化財の焼失を防ぐこと、観覧者が避難できること」に基づき、防火管理を行う。「彦根城消防計画」を更新し、PDCAサイクルによる確認を行うとともに、関係者が防災に対する共通の認識を持つための防災マニュアルの整備を行う。

自衛消防隊は、彦根市消防本部の指導の下、近隣消防団と連携しながら、動力消防ポンプ、防火水槽、消火栓を使用した消防訓練を行い、習熟した誘導員や警備員を育成し、できる限りヒューマンエラーが生じない体制を取る。消防訓練マニュアルも適宜更新する。

天守周りの立地上安全性が確保された場所に、彦根城の文化財建造物の防災、防犯設備を一元的に管理するための防災センターを整備する。防災センターには既存の設備を一括操作できる総合操作盤を設置し、防犯カメラの映像を防災センターと連動して常時モニターで監視できるよう、警備員の詰所としても使用する。災害時には自衛消防隊の拠点にもなる施設であり、災害の発見から設備の制御、自衛消防隊への指示等が一括で可能となる。本丸エリアでの消防及び救護活動に必要な資器材庫としても利用することで、消防隊や救急隊の負担を減らすことによって到着時間の短縮につながり、防災センターの設置により防災・防犯の警戒体制が強化できる。

文化財建造物内部での漏電火災を未然に防ぐため、外部に分電盤を移設し、閉城後は防災関係の電源以外を一括して遮断する。内部は整理整頓し、不要な可燃物は置かず、できるだけ展示物も少なくするよう、点検表を作成し、定期的に巡回点検を行う。老朽化したコンセントや照明等の電気機器や配線等は電気主任技術者による点検を行い、更新する。

火災等の災害時の緊急連絡体制(図4.1.5)を以下に示す。

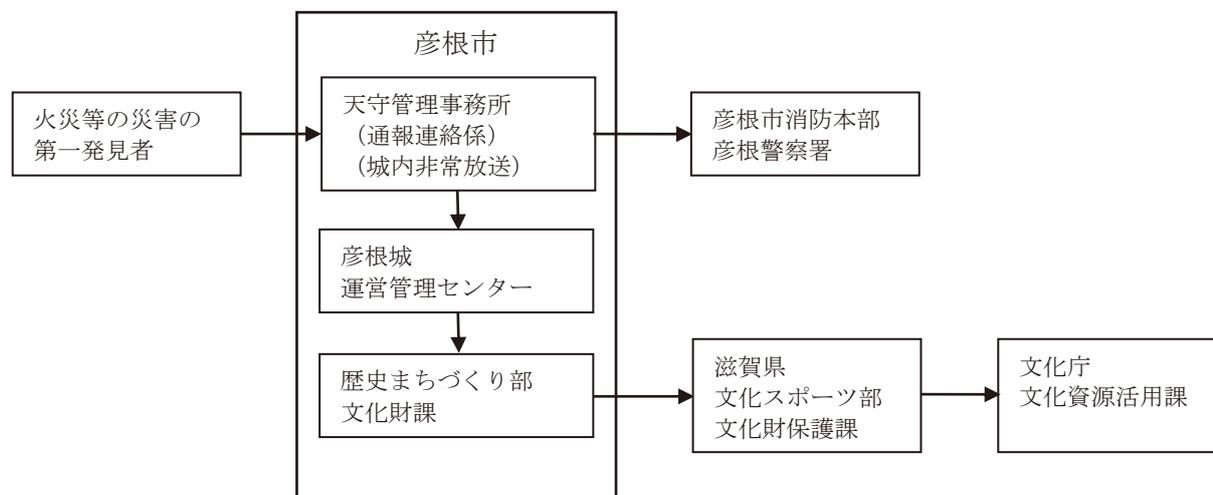


図 4.1.5 緊急連絡体制図

＜今後の検討項目と当面の対策＞

・天守管理事務所に代わる防災センターの設置場所

具体的な設置位置については史跡部門と協議を行い、決定する必要がある。

当面は自動火災報知設備と連動した火災通報装置を天守管理事務所に設置し、文化財建造物の保存修理事業に合わせて、適切な防災、防犯体制に必要な設備の整備を進め、防災センターの設置を行い、機能を集約して管理を行う。

・玄宮園や彦根城博物館等の近隣施設との連携を含めた二の丸佐和口エリアの警備体制

近隣施設との連携について調整が必要である。

当面は、夜間の警備員の巡回ルートや巡回間隔、人員配置を見直し、死角のチェックリストを作成して、夜間の警備体制を強化する。今後は消防専任の人員補充や防犯カメラと連携した防火管理及び警備体制のゾーニングの見直しを行う。

・新たな緊急車両進入経路を含めた、天守周辺までの消防・救護隊の到着時間短縮案

具体的な進入経路については史跡部門及び彦根市消防本部と協議を行い、決定する必要がある。

当面は、火災等の緊急時に迅速な消火活動を補助するため、必要な資器材の保管庫を本丸・西の丸・鐘の丸等に設置し、必要な人員を配置して消防隊到着までの本格消火活動開始まで初期消火を行う。

・各入城門周りの荷物用ロッカー設置場所

具体的な設置位置については史跡部門と協議を行い、決定する必要がある。また、全観覧者の分を確保することは難しいため、人数制限等と合わせて対応する。

当面は観覧者等による危険物等の持ち込み防止、観覧者の快適性の確保、文化財建造物の損傷防止の観点から、各入城門周りでの手荷物検査を実施し、彦根城博物館のロッカー利用や二の丸休憩所でのロッカー増設を行う。

イ 防災設備

防災設備を整備する際は、その意匠を文化財建造物に調和したものとし、設置方法や色彩等を目立たないものとする。

保守管理においては、防災設備について点検を行い、点検結果及び修理履歴の記録を残す。機能低下や機能不良箇所は優先順位をつけて、計画的に修理、更新を行う。防災設備の更新計画（15～20年）を作成し、合わせて内部のコンセント、照明等の電気機器や配線の更新計画も作成する。

(7) 警報設備

a 自動火災報知設備（消防法該当）

火災の感知能力を高めるために煙感知器（アナログ式）やR型受信機への更新を行う。

外気に開放されている馬屋については煙感知器と炎感知器を併用する。

消防法による年2回の法定点検を実施する。

b 火災通報設備

自動火災報知設備と連動した火災通報装置を設置する。

消防法による年2回の法定点検を実施する。

c 放送設備

自動火災報知設備と連動した英語対応の非常用放送設備を設置する。

(4) 消火設備

消火器は、消防法上の設置要件と別に階段周りや死角となる場所に重点的に増設する。

屋内消火栓設備は、1人でも操作可能な易操作性1号消火栓や広範囲型2号消火栓に更新し、耐用年数の過ぎたホースや経年劣化がみられる配管は更新する。

天守は観覧者の人数制限等に対応しながら管理を行うが、初期消火が困難と思われる場所にはスプリンクラー等の自動消火設備を設置する。他の文化財建造物についても順次、スプリンクラー等の自動消火設備を設置し、特に櫓等の低層階での火災時での上階の避難経路を確保できるようにする。

防火水槽に併設する老朽化したエンジンポンプは更新し、各消火栓から遠隔操作できるようにする。

天守周りで出火した場合は、複数箇所からの大量放水が望ましいが、既存の貯水槽（103t）の増設が難しい。適切な消火活動を実施するには補水時間を短縮するため、史跡部門との協議の上、消防隊が城内に進入できる大手口と黒門の2箇所に専用の送水口、送水管、ブースターポンプ、放水口等を増設する。

第4章 防災計画

文化財建造物周囲（特に天守・馬屋）には延焼防止のため、屋外消火栓の増設または放水銃の設置を行う。天守周りには既存の貯水槽（103t）で運用可能な台数を設置し、将来的には連結送水管の新設と合わせ、西の丸三重櫓周りにも設置する。

佐和口多聞櫓及び馬屋には、まず短期対策として屋外消火栓を設置し、その後屋内消火栓を設置する。その間は防犯カメラの設置等で警備体制を強化し、消火器の増設、小型動力ポンプによる代替整備により対応する。また、消火栓・放水銃・スプリンクラー設備のための水源である貯水槽を新設するが、設置場所については史跡部門との協議の上、決定する。

年4回の自主点検（外観点検・機能点検）を実施し、年2回、有資格者による定期的な点検及び専門技術者による定期的な点検を行う。

（ウ） 避雷設備

経年劣化や破損した場合には機器等の更新を行う。

専門技術者による定期的な点検を行う。

ウ 避難対策

一般公開を行っている文化財建造物内部（公開時に常時外部に開放されている馬屋は除く）に非常口の位置を示す誘導灯及び誘導標識を設置する。

災害時には防災マニュアルに従って、非常用放送設備による案内を行い、誘導員の指示のもと、各文化財建造物において避難誘導を適切に速やかに行い、避難困難者を把握し、即時に対応する。必要に応じて誘導員の増員を行う。

自衛消防隊は、彦根市消防本部の指導の下、近隣消防団と連携しながら、避難訓練を行い、習熟した誘導員や警備員を育成し、できる限りヒューマンエラーが生じない体制を取る。防災マニュアルも適宜更新する。

天守で火災が発生した場合は、階段周りの既存木製建具を利用し、一時的に火煙を防ぐ防煙扉として避難経路を確保する。また、各階の窓を開放して煙の充満を防止する。緊急時には現在非公開としている附櫓及び多聞櫓も避難経路として利用する。他の文化財建造物においても通常開放していない扉等を避難口、避難経路として使用する可能性があるため、日常管理の中で開閉等を確認しておき、緊急時には適切に避難誘導できるような体制を整えておく。

天守や櫓では避難経路が狭くて急なため、避難上適正な人数となるよう人数制限を行う。合わせて専門家の助言を得ながら、過去の全体観覧者数からピーク時の同時滞留人数を想定し、避難時間を算出した上で、避難マニュアルを作成し、関係者が避難誘導に対する共通認識を持つ体制とする。

文化財建造物内部の展示物はできるだけ少なくして、避難経路を確保し、展示物等の搬出計画は別途策定する。各出入口周りにも備品や物品が置かれているため、避難に支障がないよう、常に整理整頓を行い、不要物（特に可燃物）は別置き、点検表を作成し、定期的に巡回点検を行う。

城内に安全な一時退避場所を設け、各文化財建造物からの一次避難を円滑に誘導する。また、一時退避場所から各入城門への避難経路の安全性を常に確認し、安全性が確保できない場合の代替ルートも想定して周辺の指定広域避難場所（彦根西中学校・彦根東高校等）への二次避難が円滑に誘導できるよう、段階的な避難を計画する。内堀に架かる橋が落橋した場合は、土橋の黒門橋の安全性を確認した上で、避難者が集中しないよう、段階的に、黒門橋から周辺の指定広域避難場所に誘導する。

<今後の検討項目と当面の対策>

・避難はしごに代わる上階からの避難方法や避難器具の設置

代替案として、立てかけ梯子や空気式救助マット、斜降式救助袋等の使用が考えられるが、今後、避難訓練等を通じた実証実験により実現性の確認が必要である。

当面は天守の人数制限を行い、円滑な避難が可能な人数での運用を行う。

・西の丸三重櫓上層の人数制限や特別公開等による公開方法の変更

天守と同様、一般公開している西の丸三重櫓の櫓部の公開方法や人数制限についての検討が必要である。

当面は観覧者の多い天守で公開方法の検討や人数制限を先行して行いながら、それらを参照する形で平行して調査・検討を行う。

・避難時の一時待避場所の確保

文化財建造物周辺の安全な場所を一時待避場所とする必要があるが、具体的な場所については史跡部門と協議を行い、決定する必要がある。

当面は天守前、西の丸、鐘の丸等の広場で、石垣から離れた場所を想定して、避難訓練等を行い、収容人数や所要時間、安全性等を確認しながら検討を行う。

・内堀に架かる橋（表門橋・大手門橋）の落橋防止策

木造の橋の破損調査を行い、必要に応じて耐震診断及び補強を行う必要がある。

当面は日常管理の中で、橋の点検を行い、安全確認を行う。

第4章 防災計画

表4.1.6 防災に係る課題と対策

	項目	課題	対策
ア 防災管理	防災マニュアル等	<ul style="list-style-type: none"> 彦根城消防計画の記載内容が更新できていない。 防災マニュアルの整理ができていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 彦根城消防計画を適時更新する。 防災マニュアルの整備を行う。 自衛消防隊を育成する。 防災訓練マニュアルを更新する。
	防災管理業務	<ul style="list-style-type: none"> 天守管理事務所は、防災管理業務を行うための広さが十分に確保されていない。 下の石垣の安定性が確保されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 防災センターを整備する。 なお、防災センターの整備内容は、〈4-13〉に示す。
	消火体制	<ul style="list-style-type: none"> 消防隊が天守周りに到着するのに約20分要する。 	<ul style="list-style-type: none"> 進入経路について関係機関と協議を行う。 消火機器の保管庫を設置する。 消火専任職員を増員する。 誘導員や警備員に対し、防災に係る教育や訓練を実施する。 初期消火体制ならびに消火訓練計画を適時更新する。
	防火管理体制	<ul style="list-style-type: none"> 設備機器類の老朽化による漏電、危険物の持ち込みによる放火が出火原因となる恐れがある。 手荷物検査は実施していない。 手荷物用ロッカーが不足している。 死角、巡視外時間では火災に気づかない。 建造物内部からの出火予防策がとれていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 火災を未然に防止するため、外部に分電盤を移設の上、管理を行う。 老朽化する電気機器や配線等は、電気主任技術者による点検を行い、更新する。 なお、今後の検討項目については、〈4-14〉に示す。 手荷物検査を実施する。 手荷物用ロッカーを増設する。 監視カメラ、人感センサーによる管理。 不要な可燃物、展示物を減らすために点検表の作成と巡回点検を行う。
	延焼の危険性	<ul style="list-style-type: none"> 飛び火等の延焼に関して、現状未警戒である。 	<ul style="list-style-type: none"> 放水銃を設置する。 瓦葺きの乱れの点検、管理を行う。
イ 防災設備	(ア) 警報設備 a 自動火災報知設備	<ul style="list-style-type: none"> 現状の熱感知器は、煙感知器に比べて感知が遅く、初期消火が遅れる。 受信機がP型のため、火災場所の特定ができない。 既設機器の配管や配線の更新が必要。 非常電源の確保ができていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 煙感知器へ更新する。 R型受信機へ更新する。 外気に開放されている馬屋は煙感知器と炎感知器を併用した整備を行う。 消防法による年2回の法定点検を実施する。
	b 火災通報設備	<ul style="list-style-type: none"> 自動火災報知設備と連動した火災通報装置がなく、出火確認から消防への通報まで時間を要す。 	<ul style="list-style-type: none"> 自動火災報知設備と連動した火災通報装置を設置する。 消防法による年2回の法定点検を実施する。
	c 放送設備	<ul style="list-style-type: none"> 案内放送設備を併用しており、非常放送設備がない。 	<ul style="list-style-type: none"> 自動火災報知設備と連動した英語対応の非常用放送設備を設置する。
	(イ) 消火設備 消火器	<ul style="list-style-type: none"> 消火器は必要最低限の数量しか設置できていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 消火器は消防法上の設置要件とは別に、階段周りや死角となる場所に重点的に増設する。
	屋内消火栓(1号)	<ul style="list-style-type: none"> 屋内消火栓は操作性に課題があり、初期消火が遅れる。 	<ul style="list-style-type: none"> 屋内消火栓は易操作性1号消火栓や広範囲型2号消火栓に更新する。

	屋外消火栓	<ul style="list-style-type: none"> 屋外消火栓は耐用年数が過ぎたものについて更新が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 屋外消火栓は耐用年数の過ぎたホースや経年劣化がみられる配管は更新する。
	延焼対策	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の樹木、飛び火や輻射熱による類焼の可能性あり。 	<ul style="list-style-type: none"> 天守、馬屋周辺には延焼防止のため、屋外消火栓の増設または放水銃の設置を行う。
	防火水槽	<ul style="list-style-type: none"> 既設防火水槽は容量に限界がある。また、各消火栓からポンプの起動ができず、起動に時間を要する。 	<ul style="list-style-type: none"> 防火水槽に併設する老朽化したエンジンポンプは更新し、各消火栓から遠隔操作できるようにする。 連結送水管を設置する。
	初期消火	<ul style="list-style-type: none"> スプリンクラーが設置されておらず、ヒューマンエラーにより初期消火が遅れる。 	<ul style="list-style-type: none"> 初期消火が困難と思われる場所にはスプリンクラー等の自動消火設備を設置する。
	二の丸佐和口多聞櫓馬屋	<ul style="list-style-type: none"> 消火設備がなく、給水のための貯水槽がない。 	<ul style="list-style-type: none"> 屋外消火栓を設置した後、屋内消火栓を設置する。当面は、防犯カメラの設置等で警備体制を強化し、消火器の増設、小型動力ポンプによる代替整備により対応する。 また、消火栓、放水銃、スプリンクラー設備整備のため、水源確保を行う。 消防隊が城内に進入できる大手口と黒門の2箇所に専用の送水口、送水管、ブースターポンプ、放水口等を増設する。
	その他		<ul style="list-style-type: none"> 年4回の自主点検を実施し、年2回、有資格者による定期的な点検及び専門技術者による定期的な点検を行う。
ウ 避難対策	誘導標識	<ul style="list-style-type: none"> 避難経路がわかりにくく、また、誘導標識を設置していない箇所がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 非常口の位置を示す誘導灯や誘導標識を設置する。あわせて非常用放送設備による案内を行う。
	避難経路	<ul style="list-style-type: none"> 出入口数や備品の設置があり、避難に支障をきたす恐れがある。また、急勾配の狭い階段などが避難経路となっており、混乱が生じる恐れがある。 避難はしごは設置しているが、実際の使用は難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 天守階段周りの既存木製建具を利用し、防煙扉として避難経路を確保する。あわせて各階の窓を開放して煙の充満を防止する。 緊急時には現在非公開としている附櫓及び多聞櫓も避難経路として利用する。 天守や櫓では避難経路が狭くて急なため、適正な人数となるよう人数制限を行う。 避難マニュアルを作成し、関係者が避難誘導に対する共通認識を持つ体制とする。 城内に安全な一時退避場所を設け、各文化財建造物からの一次避難を円滑に誘導する。
		<ul style="list-style-type: none"> 屋外の避難経路は、石垣や崖に面したところも多く、屋外に退出した後も避難が容易とはいえない。 	<ul style="list-style-type: none"> 指定広域避難場所への二次避難が円滑に誘導できるよう、段階的な避難を計画する。 内堀に架かる橋が落橋した場合は、土橋の黒門橋の安全性を確認した上で、避難者が集中しないよう、段階的に、黒門橋から周辺の指定広域避難場所に誘導する。 <p>なお、今後の検討項目については、〈4-17〉に示す。</p>

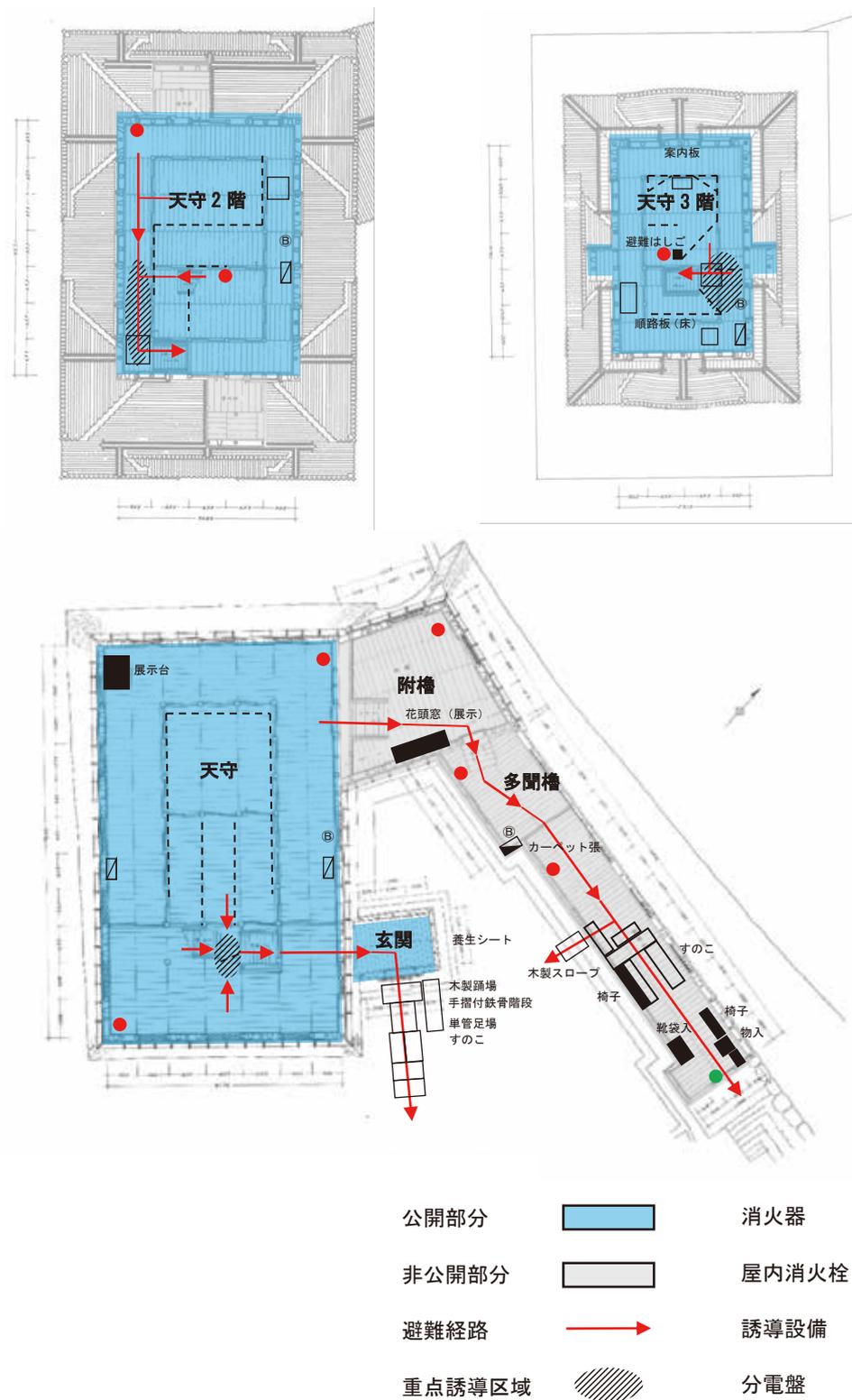
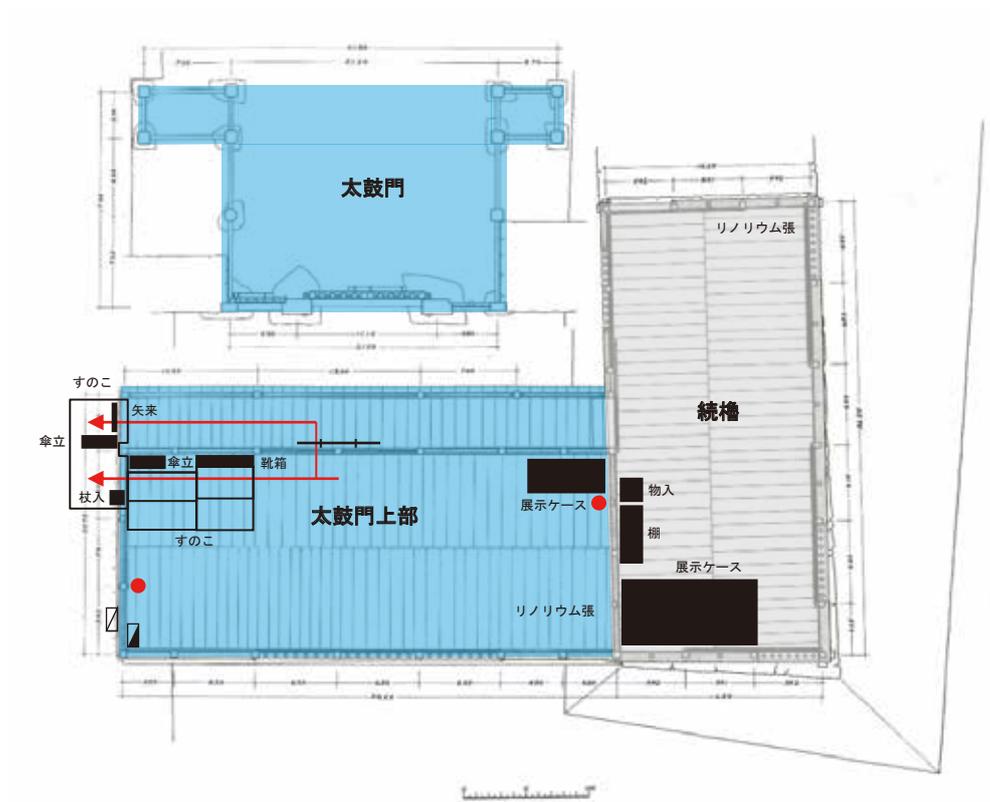
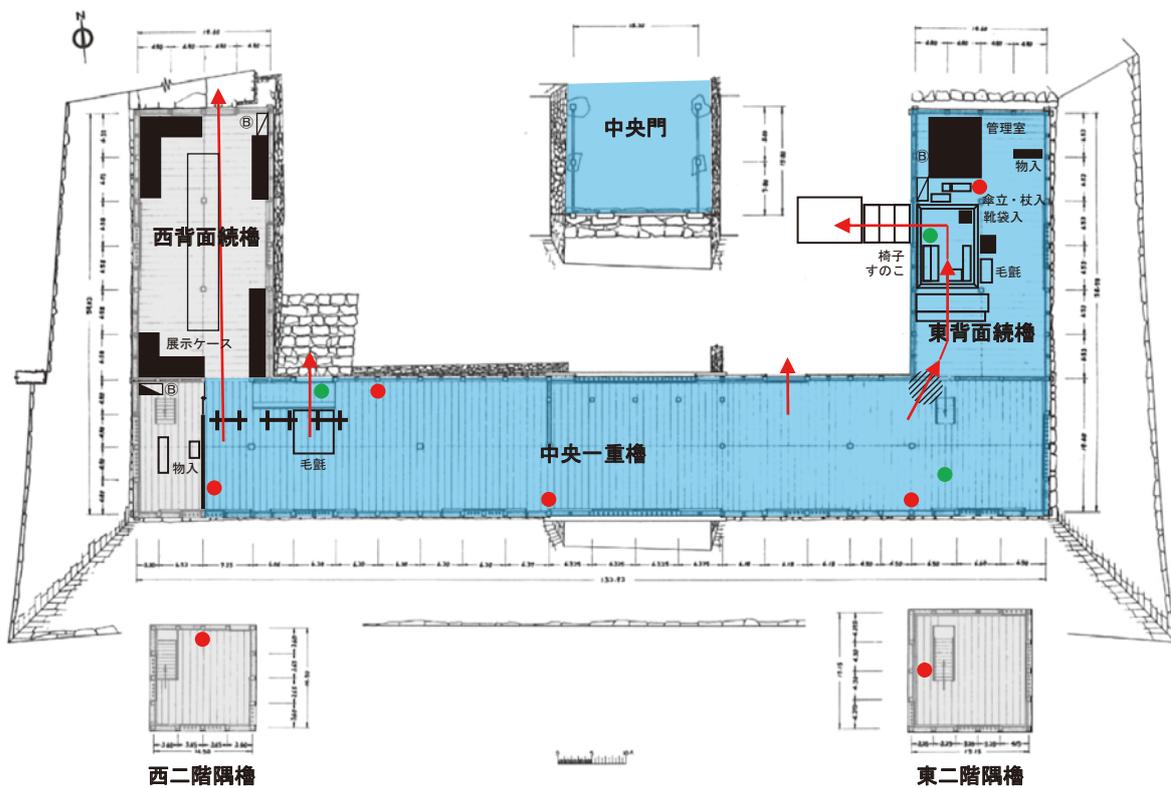


図 4.1.6 天守、附櫓及び多聞櫓 避難経路図



- | | | | |
|--------|---|-------|---|
| 公開部分 |  | 消火器 |  |
| 非公開部分 |  | 屋内消火栓 |  |
| 避難経路 |  | 誘導設備 |  |
| 重点誘導区域 |  | 分電盤 |  |

図 4.1.7 太鼓門及び続櫓 避難経路図



- | | | | |
|--------|--|-------|--|
| 公開部分 | | 消火器 | |
| 非公開部分 | | 屋内消火栓 | |
| 避難経路 | | 誘導設備 | |
| 重点誘導区域 | | 分電盤 | |

図 4.1.8 天秤檯 避難経路図

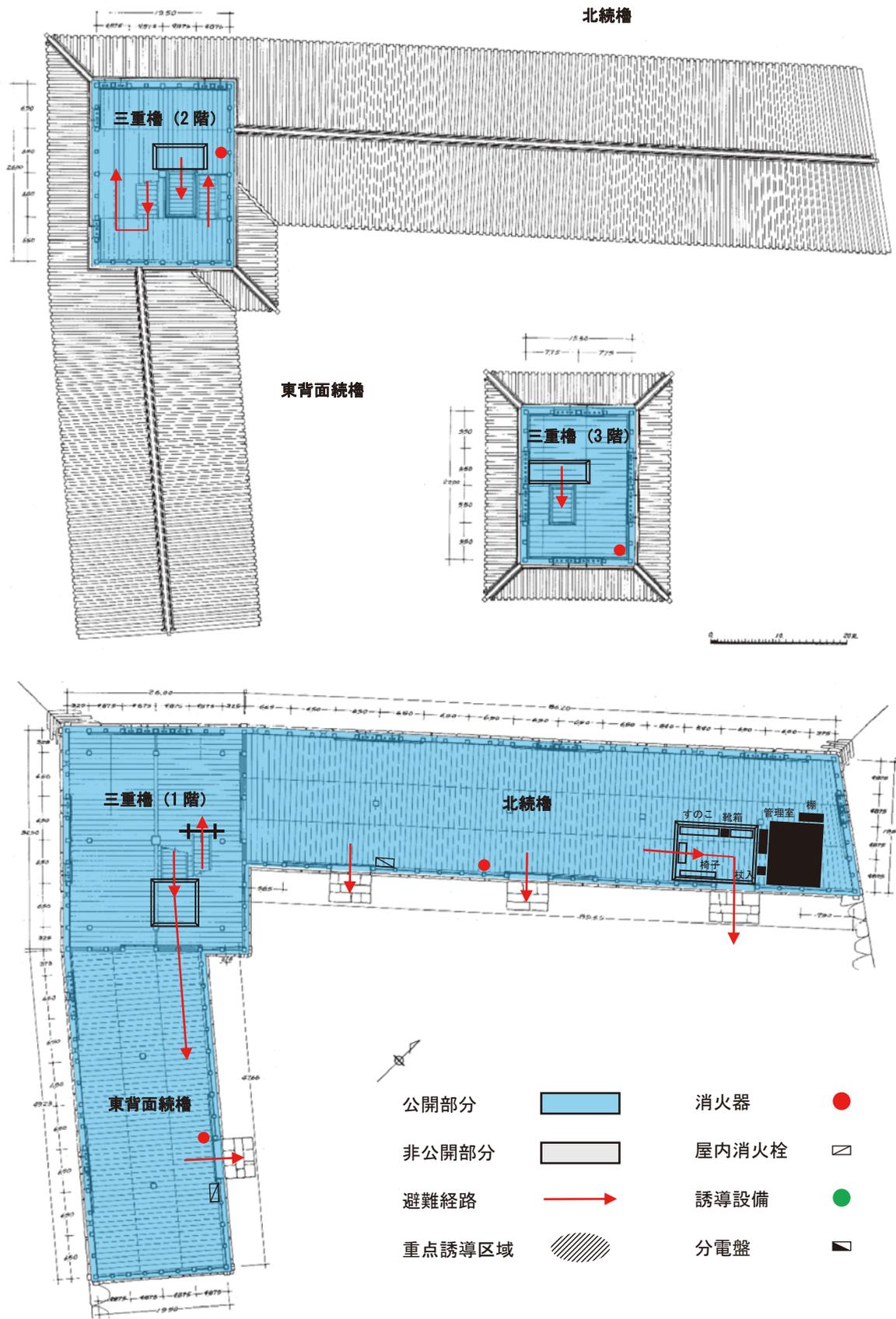
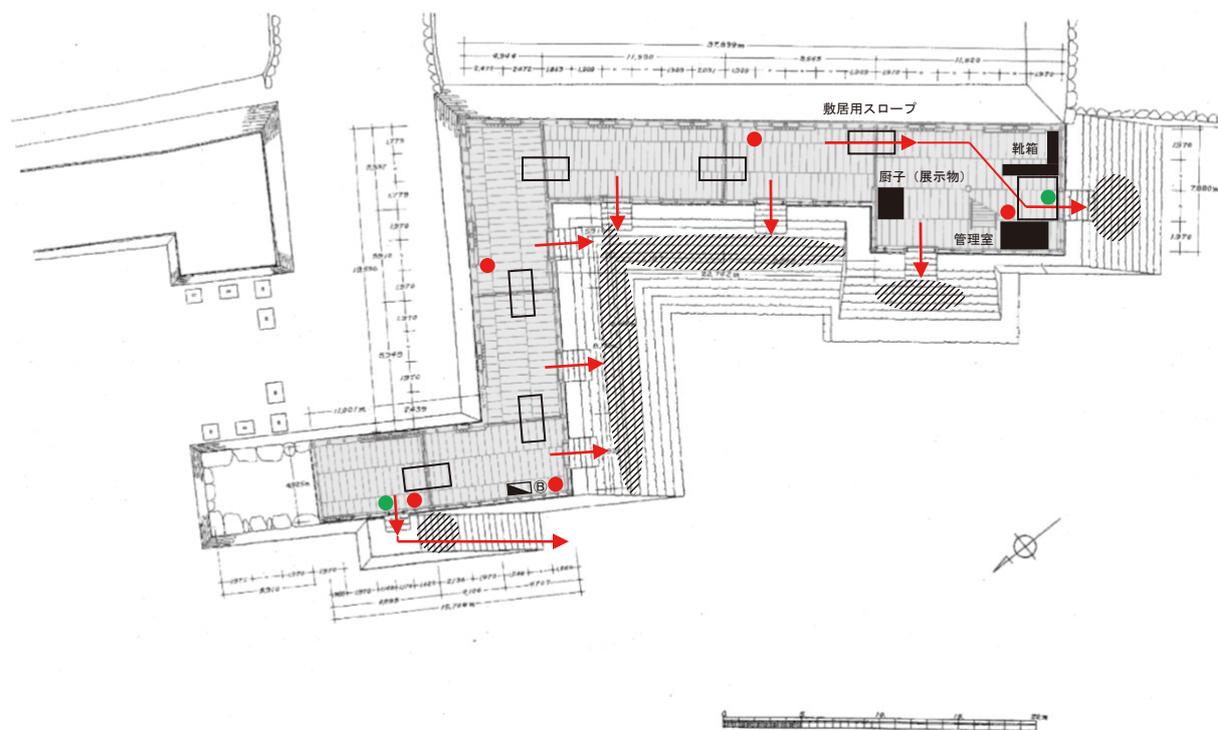
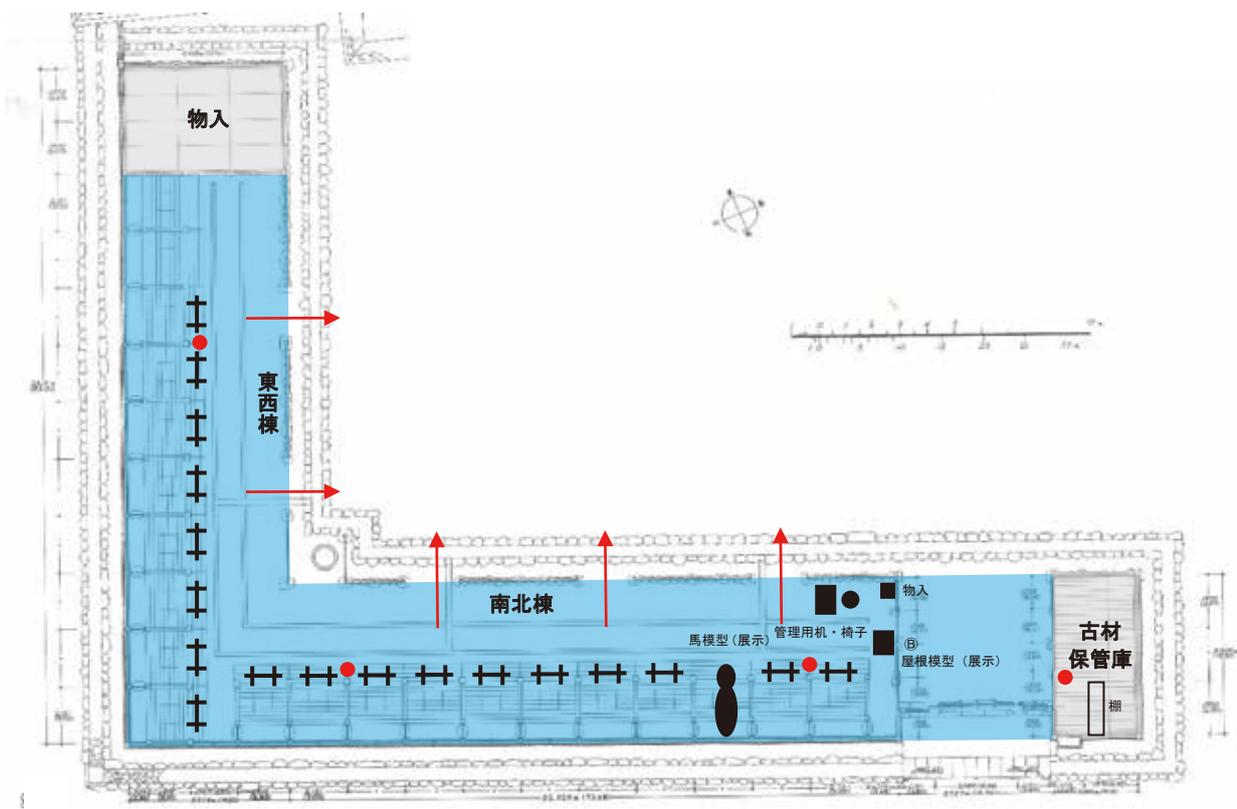


図 4.1.9 西の丸三重槽及び続槽 避難経路図



公開部分		消火器	
非公開部分		屋内消火栓	
避難経路		誘導設備	
重点誘導区域		分電盤	

図 4.1.10 佐和口多間櫓 避難経路図



公開部分		消火器	
非公開部分		屋内消火栓	
避難経路		誘導設備	
重点誘導区域		分電盤	

図 4.1.11 馬屋 避難経路図

2 防犯対策

(1) 防犯に係る現状

ア 防犯管理の現状

文化財建造物の人為的事故履歴としては、柱や引違戸等の部材への落書きや彫込み、閉城時間の早朝や夜間の本丸エリアへの部外者の侵入等の事故履歴はあるが、放火・盗難等の事故履歴はない。

文化財建造物の公開中は内部に誘導員を配置し、警備も兼ねている。観覧者は手荷物を自由に内部に持ち込んでおり、馬屋以外の文化財建造物では靴を脱いで靴袋に入れて持参して観覧している。観覧自由で可燃性の屋根を持つ馬屋内部では火気厳禁等の看板で注意喚起している。

閉城後、各文化財建造物は施錠し、本丸エリアは表門・大手門・黒門を閉門施錠して部外者は立入禁止としており、天守前広場の天守管理事務所に警備員が常駐して、本丸エリア及び二の丸佐和口エリアを警備員が2、3時間毎に巡回している。二の丸佐和口エリアは公道に接しているため、文化財建造物の外部には常時近接可能となっている。

イ 防犯設備の現状

(ア) 防犯センサー

過去に天秤櫓でパッシブセンサー及びマグネットセンサーが設置されていたが、現在は文化財建造物内部及び周囲で防犯センサー等は設置していない。

(イ) 防犯カメラ

平成28年度(2016)に史跡指定範囲内に防犯カメラ11台を設置し、現地にて記録媒体に録画を行い、必要に応じてモニタで確認している。

(ウ) 外灯

城内や内堀の道路沿いに外灯及びフットライトを設置している。

(2) 防犯に係る課題

ア 防犯管理の課題

文化財建造物の公開中、観覧者数が多い時は、誘導員の目が行き届いていない場合がある。また、観覧者による文化財建造物内への危険物の持ち込みを防止する対策が取られていない。注意喚起の看板等の意匠に統一感がなく、多国語表記も少ない。

閉城後、各門は施錠しているが、比較的容易に侵入が可能となっている。また、夜間の警備範囲が広域のため、一回の巡回時間が長く、各文化財建造物を監視していない時間も長くなり、巡回上の死角も多い。特に二の丸佐和口エリアの文化財建造物は常時近接可能のため、注意が必要である。

イ 防犯設備の課題

(7) 防犯センサー

閉城後の本丸エリアの各出入口や二の丸佐和口エリアの文化財建造物への進入を監視する方法がない。

(イ) 防犯カメラ

現状の防犯カメラの撮影範囲ではすべての文化財建造物や各入城門まわりを警戒できていない。また、防犯カメラの映像は録画式のため常時監視する体制が取れておらず、一元的に管理できていない。

(ウ) 外灯

夜間公開時に本丸エリアの経路上や文化財建造物周りで明るさが不足している場所があり、観覧者の懐中電灯の持ち込み等により対応している。

(3) 防犯対策

ア 防犯管理

出入口となる各門周辺を中心に、防犯センサーや防犯カメラ等の防犯設備と連携しながら、夜間の警備員の人員や巡回数を増やす等、適切な防犯体制をとり、防犯マニュアルを策定して関係者に周知徹底する。当面は巡回ルートの見直しや死角のチェックリストを作成して巡回を行う等の対策を取る。

注意喚起の看板等は案内表示や説明板等と合わせて意匠を統一し、多国語表記とする。文化財建造物の部材へ落書きや彫込み等を発見した場合は状況を記録し、必要に応じて警察に通報する。

危険物の持ち込み防止については、当面は各入城門周りで手荷物検査の実施を行いながら、既存施設内（休憩所・彦根城博物館内）への手荷物用ロッカーの増設を検討し、観覧者が文化財建造物内に手荷物を持ち込まないような体制をとる。

イ 防犯設備

防犯設備を整備する際は、その意匠を文化財建造物に調和したものとし、設置方法や色彩等を目立たないものとする。老朽化した外灯についても適宜更新し、景観に配慮した意匠に統一する。保守管理については、防犯センサーと防犯カメラを対象に、専門技術者による定期的な点検を行う。

(7) 防犯センサー

本丸の立入禁止エリアや二の丸佐和口エリアの文化財建造物への進入を防ぐために防犯センサーを設置する。

第4章 防災計画

(イ) 防犯カメラ

特に夜間の警備員による巡回と合わせて、死角なく十分な警戒が出来るよう、文化財建造物や各入城門の周囲への防犯カメラの増設を行い、警備員が常時監視できるシステムとする。特に天守周りは重点的に取り組む。防犯センサーや投光器やサイレン、放送設備と連動した抑止システムとする。

(ウ) 外灯

夜間公開時の観覧者の安全確保や防犯管理上、外灯が必要な個所には適宜増設する。

表4.2.1 防犯に係る課題と対策

	項目	課題	対策
ア 防災管理	警備	・観覧者数が多い時は、誘導員の目が行き届いていない場合がある。	・落書きや彫込み等を発見した場合は状況を記録し、必要に応じて警察に通報する。 ・防犯マニュアルを策定して関係者に周知徹底する。
	観覧者の手荷物	・危険物の持ち込みを防止する対策が取られていない。	・危険物の持ち込み防止については、当面の間、各入城門周りで手荷物検査の実施を行い、既存施設内(休憩所・彦根城博物館内)への手荷物用ロッカーの増設を検討する。
	注意喚起の看板	・意匠に統一感がなく、多国語表記も少ない。	・案内表示や説明板等と合わせて意匠を統一し、多国語表記とする。
	閉城後の警備	・閉城後、各文化財建造物は施錠し、本丸エリアは表門、大手門、黒門を閉門施錠して部外者は立入禁止としているが、比較的容易に侵入が可能となっている。	・各門周辺を中心に、防犯センサーや防犯カメラ等の防犯設備と連携し、夜間の警備員の人員や巡回数を増やす等、適切な防犯体制をとる。当面は巡回ルートの見直しや死角のチェックリストを作成して巡回を行う等の対策を取る。
	警備員	・夜間の警備範囲が広域であり、各文化財建造物を監視していない時間も長くなり、巡回上の死角も多い。特に二の丸佐和口エリアの文化財建造物は常時近接可能のため、注意が必要である。	
イ 防犯設備	(ア) 防犯センサー	・防犯センサーは設置しておらず、閉城後、各出入口や文化財建造物への進入を監視する方法が警備員の監視以外にない。	・立入禁止エリアや文化財建造物への進入を防ぐために防犯センサーを設置する。
	(イ) 防犯カメラ	・現状の防犯カメラの撮影範囲ではすべての文化財建造物や各入城門まわりを警戒できていない。 また、録画式のため常時監視する体制が取れておらず、一元的に管理できていない。	・特に夜間の警備員による巡回と合わせて、死角なく十分な警戒が出来るよう、文化財建造物や各入城門の周囲に防犯カメラの増設を行い、警備員が常時監視できるシステムとする。防犯センサー、投光器、サイレン、放送設備と連動した抑止システムとする。
	(ウ) 外灯	・城内や内堀の道路沿いに外灯、フットライトを設置しているが、夜間公開時に明るさが不足する。	・夜間公開時の観覧者の安全確保や防犯管理上、外灯が必要な個所には適宜増設する。

3 地震対策

(1) 地震時の安全性に係る課題と対処方針

ア 地震時の安全性に係る課題

彦根城では、「重要文化財（建造物）所有者診断実施要領について（通知）」（平成11年4月）に基づき、平成20年度（2008）に城内の指定文化財建造物の耐震予備診断を実施しており、その結果、馬屋以外のすべての文化財建造物で基礎診断が必要であるとの判定が出ている。

(7) 天守、附櫓及び多聞櫓

平成29年度～令和元年度（2017-2019）にかけて、「重要文化財（建造物）耐震診断指針」（平成24年6月改正）に基づき、現状実測調査、破損調査、仕様調査及び天守の地盤調査等を行い、各部位の仕様等の詳細なデータに基づいて解析モデルを作成し、時刻歴応答解析による耐震基礎診断を実施した。その結果、所定の耐震性能を確保する必要がある事が認められた。

天守については、一階の南北方向及び二階の変形が大きいため、柱が折損し、二階及び三階の柱梁接合部では破壊が生じる恐れがある。開口部を補強して鉛直耐力要素を付加し、一階下屋の水平剛性や柱梁接合部を強化する必要がある。天守玄関については、玄関が取り付く穴蔵（階段室）が崩れないよう補強する必要がある。

附櫓については、天守との取り付きを考慮した検証では耐震性能は確保されている。多聞櫓については、南北方向の変形が大きく、足固め位置で柱が折損する恐れがあるため、床下で鉛直耐力を付加し、柱と足固めの接合部を強化する必要がある。

(4) その他の文化財建造物

他5件の指定文化財建造物のうち、馬屋については平成26年度～平成27年度（2014-2015）にかけて、地盤調査及び耐震診断を行った結果、所定の耐震性能が不足していることが判明した。他の指定文化財建造物についてはまだ耐震基礎診断を実施していない。

(ウ) 文化財建造物下部の石垣

天守、附櫓及び多聞櫓については、平成29年度～令和元年度（2017-2019）にかけて、建造物と併せて石垣の安全性に関する検討を行った結果、所定の耐震性能を確保する必要がある事が認められた。天守は大きな変形は見られず、安定性（すべり、転倒）解析において一定の安定性が確認されたが、附櫓及び多聞櫓はともに部分的に変形が見られ、安定性（すべり、転倒）についても満足しなかった。

馬屋を除く文化財建造物の石垣については、まだ詳細な調査や安定性の解析は行われていない。

表4.3.1 耐震対策実施状況一覧

番号	名称	耐震診断※1			石垣の診断	観覧者の立入	耐震補強／対策	
		耐震予備診断 (平成20年度)	耐震基礎診断※2 耐震専門診断※2					
			年度	所定の耐震性能				
A01	天守	要耐震基礎診断	令和元	不足	済	有	実施予定 (令和4~6)	・天守1、2層の開口部補強 ・天守1層下屋の水平剛性補強 ・天守1、2層の柱梁接合部補強 ・天守玄関穴蔵(階段室)の補強
	附櫓	要耐震基礎診断	令和元	不足	済	無	未	補強するまで使用しない
	多聞櫓	要耐震基礎診断	令和元	不足	済	無	未	補強するまで使用しない
A02	西の丸 三重櫓 続櫓	要耐震基礎診断 要耐震基礎診断	未	未	未	有	未	診断結果による
A03	太鼓門 続櫓	要耐震基礎診断 要耐震基礎診断	未	未	未	有	未	診断結果による
A04	天秤櫓	要耐震基礎診断	未	未	未	有	未	診断結果による
A05	馬屋	健全	平成27	不足	—	有	平成27	南北棟柱頭等に仕口ダンパー設置
A06	佐和口 多聞櫓	要耐震基礎診断	未	未	未	無※3	未	診断結果による

※1：耐震診断の各名称は、「耐震予備診断」が「所有者診断」、「耐震基礎診断」は「基礎診断」であったが、平成24年6月21日に『重要文化財(建造物)耐震診断指針』が改正され、耐震診断の名称が変更されている。

※2：文化庁による「重要文化財(建造物)耐震診断・耐震補強の手引き(改訂版)」(平成29年)によると、「耐震基礎診断」は外形的な観察により得られる情報や既往の資料に基づいて実施するもの、「耐震専門診断」は根本修理時(解体修理、半解体修理等)に併せて実施する診断のことを指し、修理時に行う調査の知見を加え、診断を実施するもの、とある。

※3：現在は公開していないが、将来的には観覧者を入れて公開活用する予定である。

イ 改善措置

(7) 天守、附櫓及び多聞櫓

附櫓及び多聞櫓については、通常、内部公開をしていたが、令和元年度(2019)の耐震基礎診断の結果を受け、震度6強以上の地震が発生した際に石垣の崩壊とともに転落する可能性があるため、現在は公開を中止している。

(1) その他の指定文化財建造物

馬屋については平成26年度～平成27年度（2014-2015）の耐震診断を受けて、南北棟柱頭等に補強金物（仕ロダンパー）を入れて構造補強を行った。

ウ 今後の対処方針**(7) 天守、附櫓及び多聞櫓**

天守については、大地震動時に倒壊せず、生命に重大な危害を及ぼさない安全確保水準に耐震性能を設定し、構造補強計画及び保存修理に向けての基本設計書を作成し、令和4年度～令和6年度（2022-2024）に耐震補強工事を行う。

(1) その他の文化財建造物

馬屋を除く、その他の指定文化財建造物についても、建造物の公開・活用状況に応じた耐震性能を設定し、耐震基礎診断を実施する。性能不足の建造物には下部の石垣の安定性の評価と合わせて順次補強対策を施す。建造物の下部が天守までの経路や避難経路にあたる天秤櫓と太鼓門の門部については、優先的に安全性の確保を図る。

(ウ) 文化財建造物下部の石垣

天守については、今後も継続的に定点観測により経過観察を行い、安定状態にあることを確認する。

附櫓及び多聞櫓については、最優先で変形の進行と変形量を変位計による精度の高い計測方法により確認し、加速度的な進行があった場合には対策を検討する。

その他の文化財建造物については、できるだけ早い時期に変形の有無を確認するための計測を行い、診断実施まで継続的に観察、計測を行い、変形が認められる場合には安定性解析を実施し、その結果により対策を検討する。

以上については、「特別史跡彦根城跡保存活用計画」を踏まえ、史跡部門と協議の上、取り組む。

(2) 地震時の対処方針

「特別史跡彦根城防災計画（案）」に基づき、地震時に迅速に対処できる体制を整備し、関係者が防災に対する共通の認識を持つよう以下の点に留意する。

ア 準備

文化財建造物内外の展示物や物品、暖房器具や燃料タンク等の転倒防止措置をとる。

ヘルメット、ロープ、拡声器、携帯ラジオ、懐中電灯、工具、飲料水、医薬品等の非常用品や防水シート、支持材等の防災用資機材を常備し、点検する。

第4章 防災計画

イ 緊急地震速報及び地震発生時

正確な情報や状況を観覧者及び関係者に速やかに非常放送で伝え、観覧者の避難誘導、被災者の救助を優先して行うとともに、文化財建造物とその部材の保護に努める。

文化財建造物に延焼の危険性がある場合は、火元の消火活動に努めるとともに、できる限り天守や櫓等の窓をすべて閉め、新設の放水銃等により延焼防止の措置をとる。

彦根城の文化財建造物の多くは瓦葺のため、避難時の瓦の落下に注意する。

地震後に電気機器を使用する際は、通電火災の危険性があるため、通電前に電気機器や電源コード、周辺状況の点検を行う。

ウ 破損への対応

地震後、十分に安全確認をした上で破損調査を行い、破損を確認した場合は、速やかに滋賀県文化スポーツ部文化財保護課、文化庁文化資源活用課に報告する。破損が大きい場合は、状況に応じて、危険部分の撤去・格納保存、破損部分に対する防水シート被覆、支持材の補加、立入制限等の応急措置をとる。

4 耐風対策

(1) 被害の想定

文化財建造物はこけら葺の馬屋を除いたすべてが瓦葺で、風圧によって変形を生じる可能性は低い。過去に当地域を通過した台風や豪雨等については大きな被害はみられないが、き損の主たる原因となっている。以下の近10年の被害履歴の様に、今後も経年劣化による破損等と合わせて、強風時に漆喰壁の剥落、屋根瓦の落下等が生じる可能性がある。

表4.4.1 文化財建造物の台風による被害履歴一覧

き損 発生日	場所	被害状況	事故後の処理
平成25年(2013) 9月16日 台風18号	西の丸 三重櫓	各層西の窓及び狭間下の内壁が一部崩落 (図4.3.1)	崩落した壁土等は回収して保管。 内側に勾配のある狭間には蓋。
平成29年(2017) 10月23日 台風21号	天守 多聞櫓	天守3層目南及び東の外壁、多聞櫓北の外壁漆喰上塗が剥落(図4.3.2)	漆喰が剥落した下部はコーンとバーによって通行制限。 漆喰壁の浮きを応急的に押さえるため土嚢で養生。
	西の丸 三重櫓 ・続櫓	三重櫓2、3層目北の軒先及び3層目西の軒先の漆喰が剥落 続櫓の巴瓦が落下 三重櫓各層北の内壁が雨漏り	
平成30年(2018) 8月24日 台風20号	天秤櫓	天秤櫓東の外壁漆喰上塗が剥落 東側2層目東南隅の鳥衾が落下	漆喰が剥落した下部はコーンとバーによって通行制限。 落下した鳥衾は天秤櫓内に保管。
平成30年(2018) 9月4日 台風21号	天守 附櫓 ・多聞櫓	天守2層目南及び東、玄関西、多聞櫓南の外壁漆喰が一部剥落 天守2層目各面、玄関北及び東、附櫓東、多聞櫓南の外壁漆喰の一部に浮き (図4.3.3～4)	漆喰が剥落した下部はコーンとバーによって通行制限。 落下した瓦等は回収して保管。
	天秤櫓	天秤櫓1層目東及び北、2層目東、北及び南の外壁、軒先及び破風の漆喰が剥落 天秤櫓1層目北、2層目東及び南の瓦が欠落、割れ	
	太鼓門 ・続櫓	太鼓門北、続櫓南及び北の屋根丸瓦の落下、欠損 続櫓東の外壁漆喰上塗が剥落	
令和4年(2022) 9月20日 台風14号	天守	天守2層目東の外壁の漆喰上塗が一部剥落	外れた扉は現地にて養生保管。
	馬屋	門北側の扉が外れて破損(図4.3.5)	

第4章 防災計画

表4.4.2 文化財建造物の風雪による被害履歴一覧

き損発生日	場所	被害状況	事故後の処理
平成25年(2013) 1月21日	太鼓門・続櫓	太鼓門北及び東、続櫓東の巴瓦が欠損	
平成25年(2013) 3月29日	馬屋	こけら葺の一部が腐朽	一部所有者負担にてカラー鉄板により養生。
平成26年(2014) 2月17日	太鼓門・続櫓	続櫓南の外壁漆喰上塗が剥落	
平成28年(2016) 12月9日	太鼓門・続櫓	太鼓門北側懸魚の漆喰上塗が剥落	
平成28年(2016) 12月12日	西の丸 三重櫓・続櫓	三重櫓南西隅の外壁、1、2重隅垂木の漆喰が剥落 続櫓の巴瓦が欠損	
平成29年(2017) 2月21日	西の丸 三重櫓・続櫓	三重櫓南西隅の外壁、1、2重隅垂木の漆喰が剥落 続櫓の巴瓦が欠損(図4.3.6)	
平成29年(2017) 12月30日	天秤櫓	天秤櫓北の巴瓦が落下、欠損	
平成30年(2018) 2月2日	西の丸 三重櫓・続櫓	三重櫓2層目北の軒先の漆喰上塗及び砂漆喰が剥落	
平成30年(2018) 2月20日	天守 附櫓・多聞櫓	全体に床板の割れ、浮き、欠損及び釘の突出 天守1層目天井板の腐朽 天守1、2層目の建具の欠損、金具不良 附櫓・多聞櫓の外壁漆喰が一部剥落 天守2層目鬼瓦の落下	観覧区域は通行制限、誘導。 落下した鬼瓦は回収して文化財保護課で保管。
平成30年(2018) 5月28日	天守	天守1層目東の縦格子の根元が腐朽	突き上げ戸の開閉をせず、経過観察。
平成30年(2018) 7月10日	天守	天守玄関の外壁漆喰にひび割れ、浮き	漆喰壁の浮きを応急的に押さえるため土嚢で養生。

※表中の被害状況は文化庁及び県文化財保護課へ報告後、修理済

(2) 当面の改善措置と今後の対処方針

これまでの風害状況から「特別史跡彦根城防災計画(案)」に基づいて対応する。

被害箇所以外でも、見えない部分で経年劣化による破損が進行し、壁の剥落、屋根瓦の落下等のき損を生じる可能性があるため、当面は日常的に点検を行い、異常が認められた場合は観覧者が近づかないように制限し、速やかに修理を行う。

暴風、暴風雪等の警報(平均風速20m/s以上)が出た場合や台風の前路上に予想される場合は、観覧者の安全確保のため、入城中止や制限、観覧区域のコーンとバーによる通行制限、誘導等を行う。警報解除後も被害状況の確認、点検、安全確認をした上で制限等を解除する。



図 4.4.1 西の丸三重櫓一層西側 雨漏状況
(平成 25 年 9 月 16 日)



図 4.4.2 多間櫓 東面外壁 漆喰剥落状況
(平成 29 年 10 月 23 日)



図 4.4.3 天守二層 東面外壁 漆喰剥落状況
(平成 30 年 9 月 4 日)



図 4.4.4 玄関 西面外壁 漆喰剥落状況
(平成 30 年 9 月 4 日)



図 4.4.5 馬屋 門北扉 落下状況
(令和 4 年 9 月 20 日)



図 4.4.6 西の丸続櫓南面 屋根巴瓦落下状況
(平成 29 年 2 月 21 日)

5 落雷対策

(1) 被害の想定

過去に大きな被害はみられないが、彦根城天守も彦根山頂部に立地するため、落雷には注意が必要である。また、文化財建造物周囲の高木等に落雷し、着火、延焼する恐れもある。

(2) 当面の改善措置と今後の対処方針

すべての文化財建造物に直撃雷を防ぐ雷保護システム（LPS）を設置しているが、防災設備等への侵入雷サージを防ぐ雷サージ保護対策（SPM）は設置していない。引下導線及び軒先の止金物の一部に曲げや歪み等が見られる。

当面は劣化、破損した雷保護システム（LPS）の更新を行い、定期的に設置抵抗の測定、断線や損傷箇所等の点検を行う。今後は防災設備等への侵入雷サージを防ぐ雷サージ保護対策（SPM）の設置を検討する。

また、落雷の危険性のある高木等は、必要に応じて伐採も検討し、気象情報を確認しながら周囲に観覧者が近づかないように制限する。

第5章 公開活用計画

1 基本方針

- (1) 国宝及び重要文化財に指定されている彦根城の建造物は、江戸時代初期の城郭建築の空間を今に伝える貴重な遺産であり、特別史跡である彦根城跡、日本遺産である〈琵琶湖とその水辺景観―祈りと暮らしの水遺産〉の重要な構成要素でもある。これらの文化財建造物の価値を尊重し、その歴史と伝統を最大限に活かした保存と活用を図ることにより、持続可能な文化財としてその価値を後世に継承していく。また、そのために、これらの価値について彦根城に関連する貴重な史料等を学術的に検証、確認する作業を行い、その成果を公表し、彦根城の存在価値を高めるように努める。
- (2) 彦根城の文化財建造物の歴史上、芸術文化上の極めて高い価値を国内のみならず、世界の多くの人々に発信することを公開活用の基本とし、その機会の一環として、多様な主体と連携しながら彦根城に関連するイベントや展示会等を積極的に企画、運営する。
- (3) 彦根城は琵琶湖東岸の彦根山（金亀山）に位置し、その優れた歴史的環境のなかで、城下町の都市空間を総合的、複合的に見学・体感できる施設として、江戸時代の武家社会の文化や精神の理解・促進に寄与する。このことにより、風格ある、文化の香り高いまち、湖国の「水都」彦根のシンボル、ランドマークとして、地域の活性化のため、文化交流や観光による好循環を生み出す拠点となることを目指す。

2 基本計画

(1) 公開

ア 一般公開

一般の観覧者を対象として、文化財建造物の外観及び内部の公開を行う。

文化財建造物は、天守、附櫓及び多聞櫓、太鼓門及び続櫓、天秤櫓、西の丸三重櫓及び続櫓がある本丸（城山）エリアと馬屋、二の丸佐和口多聞櫓のある二の丸佐和口エリアに分かれている（「特別史跡彦根城跡保存活用計画」によるゾーニング）。本丸（城山）エリアの観覧者は表門、大手門及び黒門の券売所で入城券を購入して入城し、各建造物内では、入口で靴を脱ぎ、ビニール袋に入れて持参しながら順路に沿って自由に観覧を行う。二の丸佐和口エリアは馬屋のみ、土足での無料自由観覧となっており、現在非公開の二の丸佐和口多聞櫓についても今後、耐震診断及び保存修理工事、仮設階段の設置等を行い、一般公開、特別公開を目指す。なお、観覧者等による危険物等の持ち込みを防止するとともに、観覧者の快適性、文化財建造物の損傷防止の観点からも、当面は各入城門周りでの手荷物

第5章 公開活用計画

検査を実施し、観覧者が文化財建造物内に手荷物（危険物）を持ち込まないような体制をとる。

公開時間：8:30-17:00（最終入場は16:30）

入場料金：一般800円 小・中学生200円（彦根市城山観覧料徴収条例による）

（30名・100名・300名の団体割引、市内在住者や学生、障がい者等の免除制度あり）

休館日：なし

イ 特別公開・限定公開

一般の観覧者を対象として、通常非公開の建造物内部の期間限定公開（特別公開）や天守や櫓等の広さ及び構造、避難等の特性上、人数制限が必要な部分においては、対象者を限定した公開（限定公開）を行う。

夜間公開については、入城口や公開場所を限定し、建造物のライトアップと併せて実施し、天守内部は事前予約制で人数を制限して公開する。以前は大晦日に少数名が天守に登城できるだけであったが、「彦根城夜楽」（2014）というイベントから夜間入城（内部公開はなし）を可能としている。

修理工事の現場公開も事前申込や人数制限を行いながら、観覧者の安全を確保した上で、積極的に行い、情報発信を行う。

ウ 夜間の外観ライトアップ

常時ではないがイベントや記念日等に合わせ、天守や二の丸佐和口多聞櫓、石垣等のライトアップを日没から21～22時頃まで行っている。

春の「桜まつり」は内堀沿いの桜の開花に合わせて、また、築城400年祭（2007）のプレイベントとして始まった「ひこね夢灯路」（2006～）は秋の紅葉の時期に開催され継続している。平成28年度（2016）からは「光とアートで発信するブランディング事業」として開催している「城あかり」（令和2年度（2020）から「彦根 夜の陣」）等、プロジェクションマッピング等のアートイベントと連動したライトアップも行っている。

エ VR等のアプリケーションを活用した公開

近年のコロナ感染症対策から、現地に赴くことができなくても自宅等で疑似空間体験ができる方法を検討しており、（一社）近江ツーリズムボードによる「体感 国宝彦根城」アプリや「SAMURAI NINJA AIRPORT」HPのVR等の運用を始めている。車いす等で現地を訪れ

ることが難しい方々のためのバリアフリー対策の一助にもなるため、より一層の内容の充実、拡充を図る。

オ 彦根城関連史料（古材・模型・古図・古絵図・埋蔵物等）の公開展示

現状、附櫓（現在非公開）に花頭窓、開国記念館に鯨の古材を展示しているが、全体的にボリュームに乏しいため、各建造物の図面や修理時の写真、古材等を補足し、彦根城の文化財建造物の理解を促進する展示を行う。

また、大学等の研究機関、彦根市の歴史・文化に関する部署（歴史まちづくり部文化財課、彦根城博物館等）との連携を行い、彦根城の歴史・文化を検証し、成果を展示内容等に反映する。その際、観覧者の避難経路や展示物の燃焼特性には十分注意して展示計画を行うと共に、隣接する開国記念館には江戸時代の彦根城周辺を復元したジオラマ模型、彦根城博物館には江戸時代の幕府や大名の様子を知ることができる一級史料である重要文化財の彦根藩井伊家文書があるため、周辺施設と連携しながら一体的な展示を行う。

(2) イベント等での活用

ア 舞台、展示会場としての使用

文化財建造物の中でも、天秤櫓や西の丸三重櫓（櫓部を除く）、二の丸佐和口多聞櫓（仮設スロープを設けた場合）、馬屋等の十分な広さがあり、アクセスや避難上、問題のない場所を、収容人数や安全性を確認した上で、彦根市歴史まちづくり部文化財課が使用の許可を行う。

通常公開時にイベントを行う場合は、公開エリアとイベントエリアの区画をわかりやすく行う。イベントに使用する設備等は仮設とし、イベント毎に設置、撤去する。搬入搬出や設置にあたっては建造物を傷つけないよう養生し、十分注意する。イベントに必要な電気容量は事前に確認し、確保する。

イ 特別撮影

彦根城に関する取材や公開見学における私的利用以外の婚礼、七五三等の写真等の静止画撮影会場として活用する。また、彦根フィルムコミッション（彦根市観光交流課）を通して、映画やテレビ番組等の動画のロケ地としても積極的に活用する。ともに特別撮影として事前申請による許可制とする。

ウ 学術調査等による特別見学

学術的研究や調査のための見学は特別見学とし、事前申請による許可制とする。研究や調査の成果はできる限り報告書として提出を求め、彦根城の学術研究の蓄積とする。

(3) 運営に必要な機能としての活用

各文化財建造物の入口周りの一部は公開時の誘導員の常駐管理場所として使用し、他の非公開部分は古材や運営管理上必要な物品を保管する倉庫等として使用する。ただし、倉庫としての利用は、適宜物品を整理し、外部に新たな保管場所を設けることで段階的に減らし、できる限り公開施設としての利用を検討していく。

3 整備方針

公開活用に当たり、以下の4点に留意して整備を行う。

(1) 公開ゾーンの設定

各文化財建造物内部を公開ゾーンと管理ゾーン（非公開）に区分する（図5.3.1～5.3.6）。展示ゾーンは設けず、基本、公開ゾーンの一部を利用し、イベントゾーンはその都度、公開ゾーンとわかりやすく区画する。また、活用マニュアルを作成し、彦根市職員や運営管理・警備業務等の事業受託者及び使用者が共通の意識を持って活用に取り組めるようにする。

(2) 安全かつ快適な観覧環境の確保

軍事施設としての城郭建築の性格上、登りにくい石段や階段、方向感覚を失う折れ曲がり、大堀切のような大きな高低差等の空間構成の特性とバリアフリー対策が相容れない場合が多いが、可能な範囲でバリアフリーに配慮する。

また、各文化財建造物のうち、特に天守や西の丸三重櫓の内部は狭くて急勾配の階段があるため、注意喚起を行い、人数制限等の措置も含めて観覧者の安全確保のための整備を行い、観覧者による危険物の持ち込みやそれらによる文化財建造物等の損傷を未然に防止する。

また、夜間公開時の城内の観覧経路には十分な明るさを確保する。

(3) 分かりやすい案内設備の整備

国内外の誰にでも分かるように、案内設備や説明板を適切な内容や多国語表記に改善し、整備する。また、現在導入している音声ガイドシステムや無料Wi-Fi提供エリアの拡充、彦根観光協会、彦根ボランティアガイド協会等の市民ボランティアの活用を通して、案内業務の運営体制の充実を図る。

(4) 未活用空間の活用

現在非公開となっている附櫓及び多聞櫓、二の丸佐和口多聞櫓、天秤櫓の西背面続櫓や太鼓門続櫓についてもできる限り、今後の公開活用を検討していく。

4 整備計画

(1) 文化財建造物の活用マニュアルの作成

適切な運用を行うために各文化財建造物の活用マニュアルを新規に作成する。令和6年(2024)の天守の耐震補強工事完了後の公開活用に合わせ、作成を目指す。それまでの間は本計画の<6-5>～<6-6>に記載する注意事項を確認しながら運用する。

(2) バリアフリー対策

主要な文化財建造物への経路等については「特別史跡彦根城跡バリアフリー化整備基本計画」に基づき整備を行う。特に天守や西の丸三重櫓は内部の階段、二の丸佐和口多聞櫓は入口周りの石段が急勾配であるため、観覧者には注意喚起を行い、誘導員の増員、入場人数の制限、仮設スロープ、階段や手すりの滑り止め等の設置を検討する。また、城内のバリアフリーに関する情報は国宝・彦根城HP (<https://hikonecastle.com/>) や彦根市HP (<https://www.city.hikone.lg.jp/kanko/rekishi/6/3/index.html>) で事前の情報提供を行う。

アクセスが容易な隣接する開国記念館や彦根城博物館との連携強化や唯一車いすで観覧できる馬屋のガイダンス施設としての活用を検討する。引き続きVR等の疑似体験方法の拡充を図る。

(3) 展示計画・案内設備の見直し

各文化財建造物の空間特性や建築的特徴が理解しやすい展示や解説とし、展示物や説明板の配置や設置方法、記載内容、仕様等、展示計画の見直しを行う。特に天守や櫓部等の避難上不利な場所にはできる限り、展示物を少なくし、可燃性の展示物は設置しない。

建造物内部に暗い箇所があるため、主要動線や展示物周りの照度を見直し、必要に応じて補助照明を設置する。昭和の修理時の電気設備や配管・配線等が老朽化しており、また、露出配線等が美観を損ねている箇所があるため、展示や照明等の設備の意匠は素材や形状、大きさ、色彩に配慮したものとし、建造物の部材を傷めない方法で設置し、適宜、養生を行う。電気配線の埋設、仮設通路等の整備は、建造物の現状変更を伴わない範囲で、建造物毎に整備内容を計画、設計し、整備する。漏電防止のため分電盤を建造物外部に移設する際に、併せて各電気容量の見直しを行い、適宜容量の増設を行う。現在、馬屋には分電盤がなく、隣接の公衆トイレから露出配線しており、配電方法の検討が必要である。

案内設備や展示物等は「特別史跡彦根城跡サイン施設整備基本計画」、「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」等に基づいて多国語表記とし、整

備する。

(4) 未活用空間の活用

附櫓及び多聞櫓は下部の石垣の安定性が確保されていないため、現在非公開にしており、石垣の耐震対策後、多聞櫓の耐震補強を行い、公開を目指す。二の丸佐和口多聞櫓は、石垣及び建造物の耐震診断を行った上、仮設スロープの設置、案内・警備スタッフの配置等の検討を行い、公開活用していく。天秤櫓の西背面続櫓や太鼓門続櫓も石垣及び建造物の耐震診断を行い、内部の物品の新たな保管場所を確保した上で、今後の公開活用を検討する。

5 外構及び周辺整備計画

第3章の「環境保全計画」に基づき、文化財建造物及び観覧経路周辺の石垣や樹木、植栽の維持管理を行う。定期的に城内の見回りを行い、危険木の剪定、伐採を行う。危険と思われる石垣周りには立入禁止の保護柵、落石防止ネット等を設ける。

第4章の「防災計画」で述べた防災センター、防災用資器材保管庫、新規手荷物用ロッカー等の整備検討を行い、当面は既存の周辺施設を利用しながら、各入城口周りの手荷物用ロッカーの拡充に向けた整備を進めていく。

城内には屋根のある休憩施設や救護室等の便益施設が少ないため、整備を検討する。

6 運営管理計画

大正4年(1915)に彦根町が内堀より内側と付属の池及び堀を井伊家から借り入れ、公園としての利用を開始して一般公開が始まり、昭和19年(1943)からは彦根市が運営管理し、昭和29年(1954)から観覧料を徴収している。

令和2年度(2020)より民間委託し、彦根城運営管理センターが運営管理業務を担い、表門券売所に併設する事務所に常駐している。天守には各階に1名、入口周りには数名、各文化財建造物には各1名、天守前広場にある天守管理事務所にも最低1名の誘導員が常駐する。避難管理の難しい天守や櫓等については観覧者の人数制限や誘導員の増員を行い、また、イベント等の状況に合わせて適宜、誘導員の臨時増員を行う。

通常公開時にイベントを行う場合は、一般観覧者とイベント参加者を分けて入退城管理を行う。イベント事業者に対しては、事前に防災及び避難マニュアル等について説明し、イベントの準備から撤収までの間、建造物にき損や汚損が生じないように、指導、監督する。また、非常時の確認体制等を示す防災計画またはチェックリストを提出させる。

また、常駐する誘導員や警備員の巡回により、文化財建造物の部材への落書きや彫込み等

第5章 公開活用計画

を発見した場合には状況を記録し、速やかに本市や警察などに報告する。

台風や大雪、地震等の天災により、観覧者や文化財建造物の安全確保が難しいと思われる場合は速やかに入城を中止し、その旨を公表する。

昨今の感染症対策のため、各入口周りには検温・消毒設備、換気用扇風機等を設置し、夏の熱中症対策のため、換気用扇風機や屋外のミストシャワーを設置し、安全で快適な観覧環境を補足的に整備する。

7 実施に向けての課題

(1) 耐震診断及び補強（石垣を含む）（第4章 防災計画 参照）

天守、附櫓及び多聞櫓と馬屋以外の文化財建造物は耐震基礎診断が未実施のため、耐震基礎診断を実施する。特に天守への経路上にある天秤櫓及び太鼓門は、優先的に耐震基礎診断を実施する。また、附櫓及び多聞櫓の耐震補強は下部の石垣の耐震対策後に実施する。各建造物及び観覧経路上の石垣についても同様に耐震診断を実施し、安全性の確認を行う。

(2) 本丸・二の丸佐和口の管理体制の見直し（第4章 防災計画 参照）

本丸の表門・大手門・黒門や常時進入可能な二の丸佐和口の閉城後の防犯管理体制（施錠・防犯センサー等）の見直しを検討する。

(3) 二の丸佐和口多聞櫓の仮設階段設置

二の丸佐和口多聞櫓は、急勾配の石段がある入口周りに仮設階段を設け、「国宝彦根城・築城400年祭」（2007）で特別公開したのを機に平成28年（2017）まで特別公開していた。その後、入口の仮設階段は撤去され、現在に至るが、今後、公開に向けて再度の設置検討を行う（天守玄関、天秤櫓、西の丸三重櫓には仮設階段、太鼓門には仮設スロープを設置済）。

(4) 天守玄関をはじめとする入口周りの仮設覆屋設置

現在、天守玄関周りには靴の着脱やコロナ感染症対策のための備品が置かれ、雨天時に備えて単管とビニルシートによる仮設の屋根が設けられているが、美観を損ねている。各文化財建造物内部の入口周りにも靴の着脱場、誘導員待機用のパーティション等が設置されている。これらは活用上、運営上必要な設備であるため、あくまで仮設であるが、文化財建造物の景観に調和した意匠を検討する。

(5) 防災センター等の設置（第4章 防災計画 参照）

現在の天守管理事務所は下部の石垣の安全性に問題があり、また、売店が併設され、広さも不十分であるため、史跡との調整を図りながら、天守周りでの移転場所を検討し、新たな防災センターとしての再整備を検討する必要がある。また、本丸エリア内への消防車や救急車等の緊急車両の乗り入れが困難なため、消防隊や救急隊の到着までの応急措置に必要な消防用資器材保管庫や救護室等の整備や新たな車両進入経路の検討が必要である。

(6) 既存設備の取り扱い

文化財建造物内に後付の分電盤や床付・壁付コンセント、直付スポットライト、マグネットセンサー、カーペット・リノリウム、展示棚等があり、今後の取り扱いを検討する。

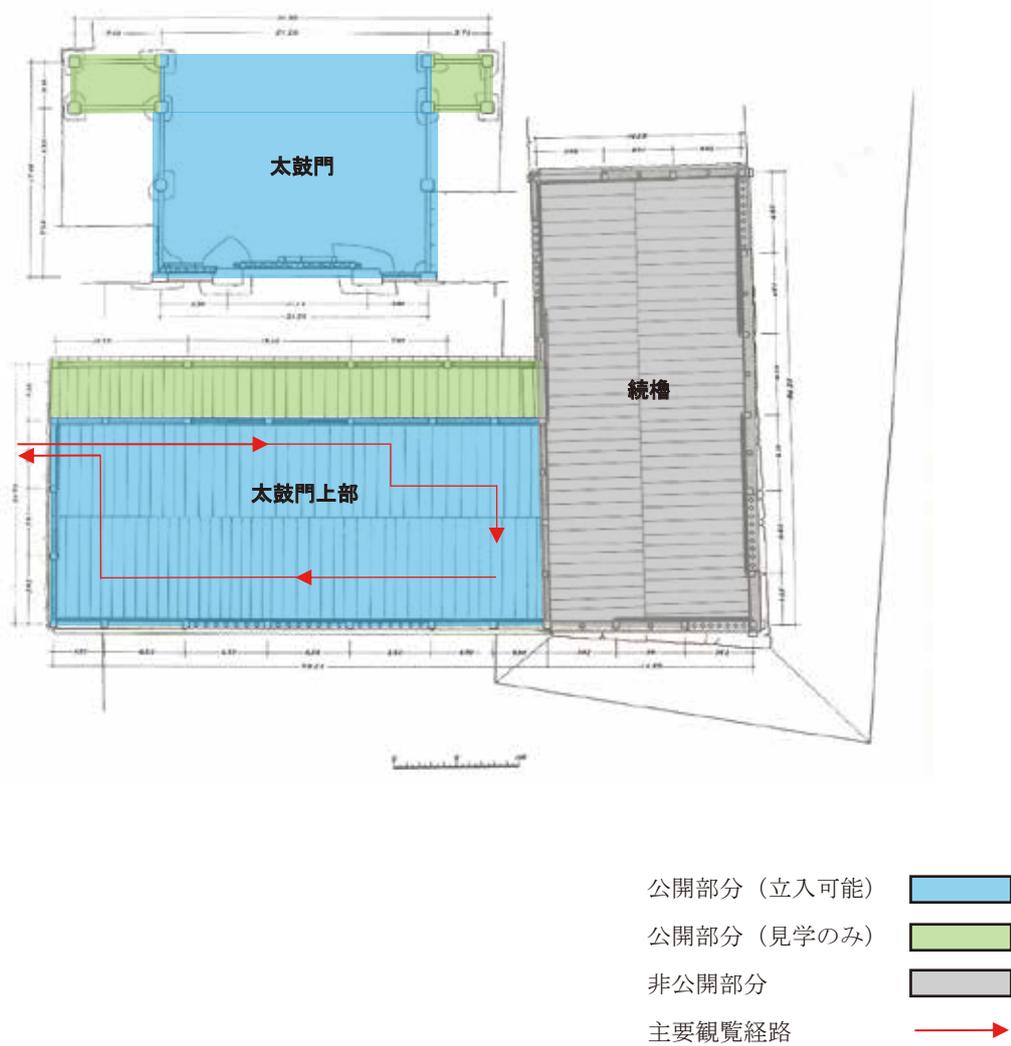


図 5.3.2 太鼓門及び続櫓 公開範囲及び主要観覧経路図

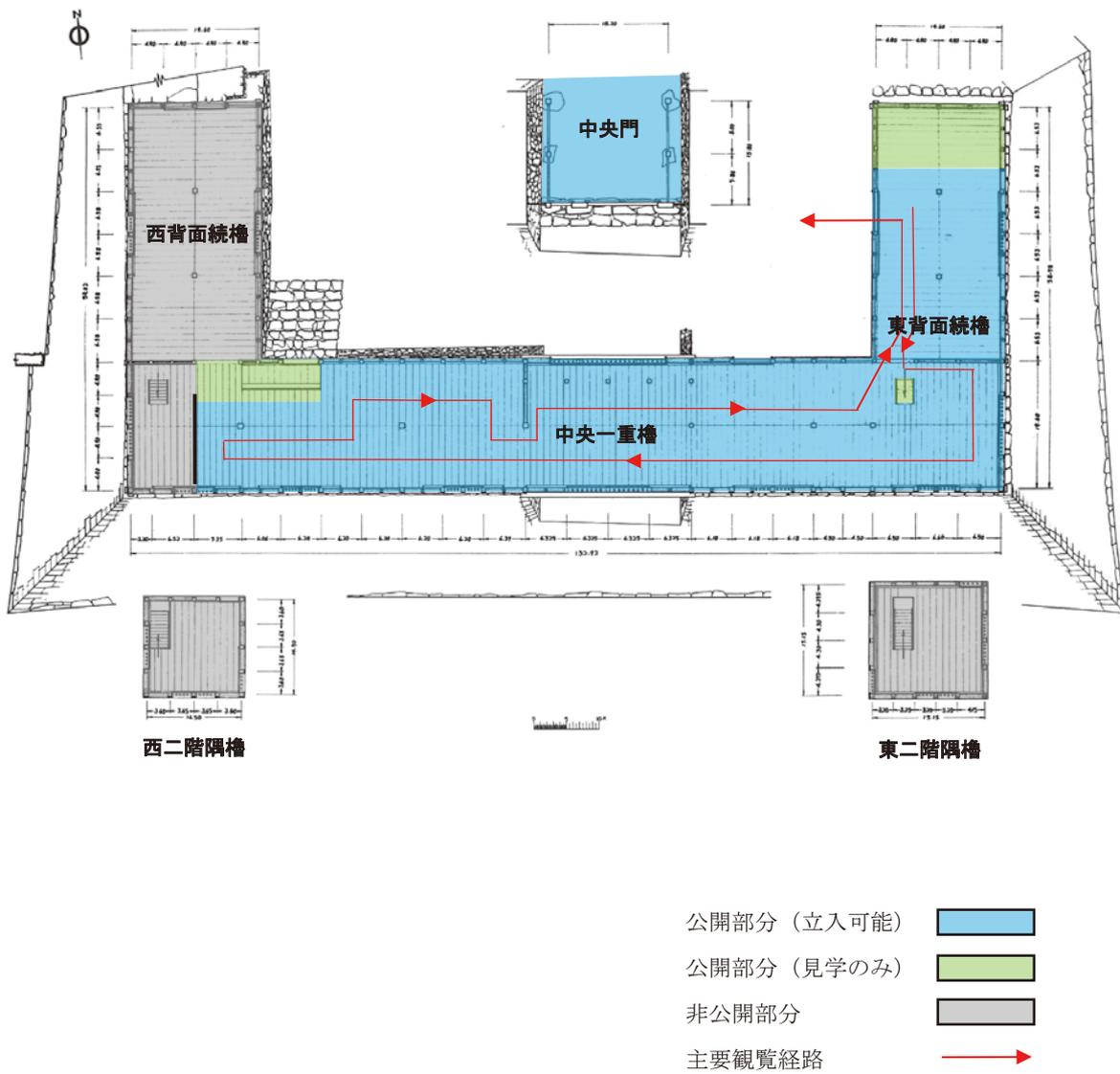


図 5.3.3 天秤櫓 公開範囲及び主要観覧経路図

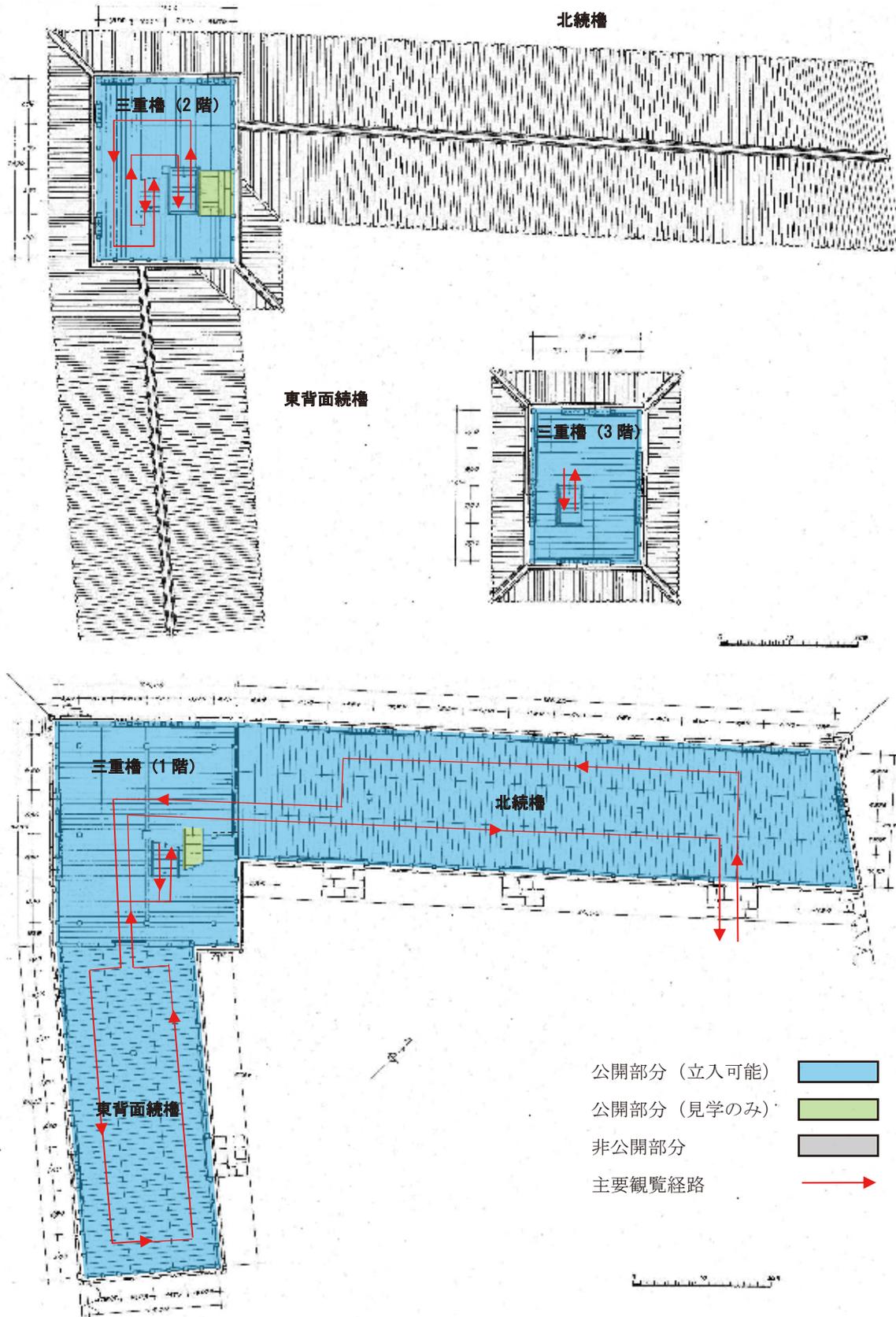


図 5.3.4 西の丸三重櫓及び続櫓 公開範囲及び主要観覧経路図

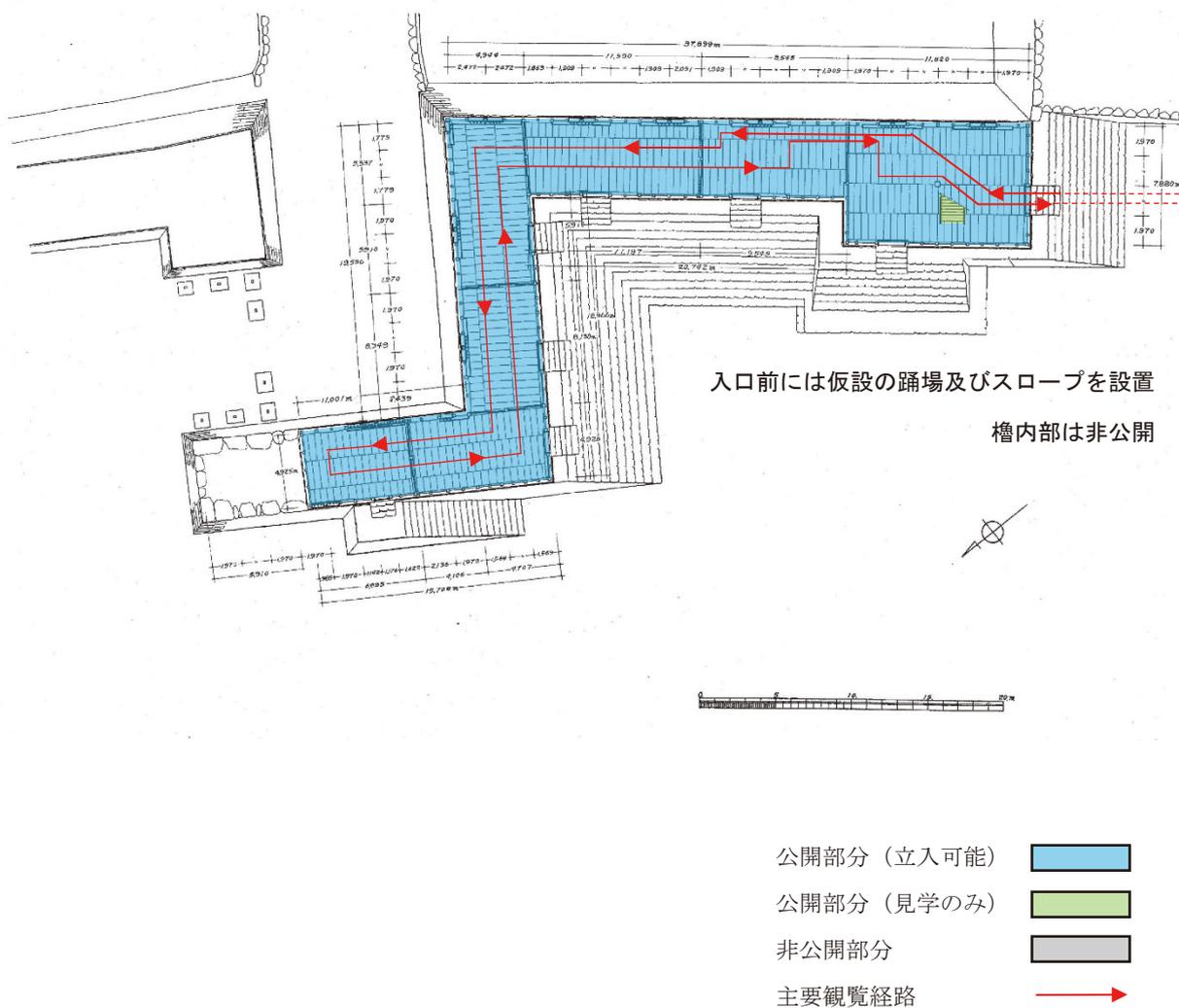


図 5.3.5 佐和口多間櫓 公開予定範囲及び主要観覧経路図

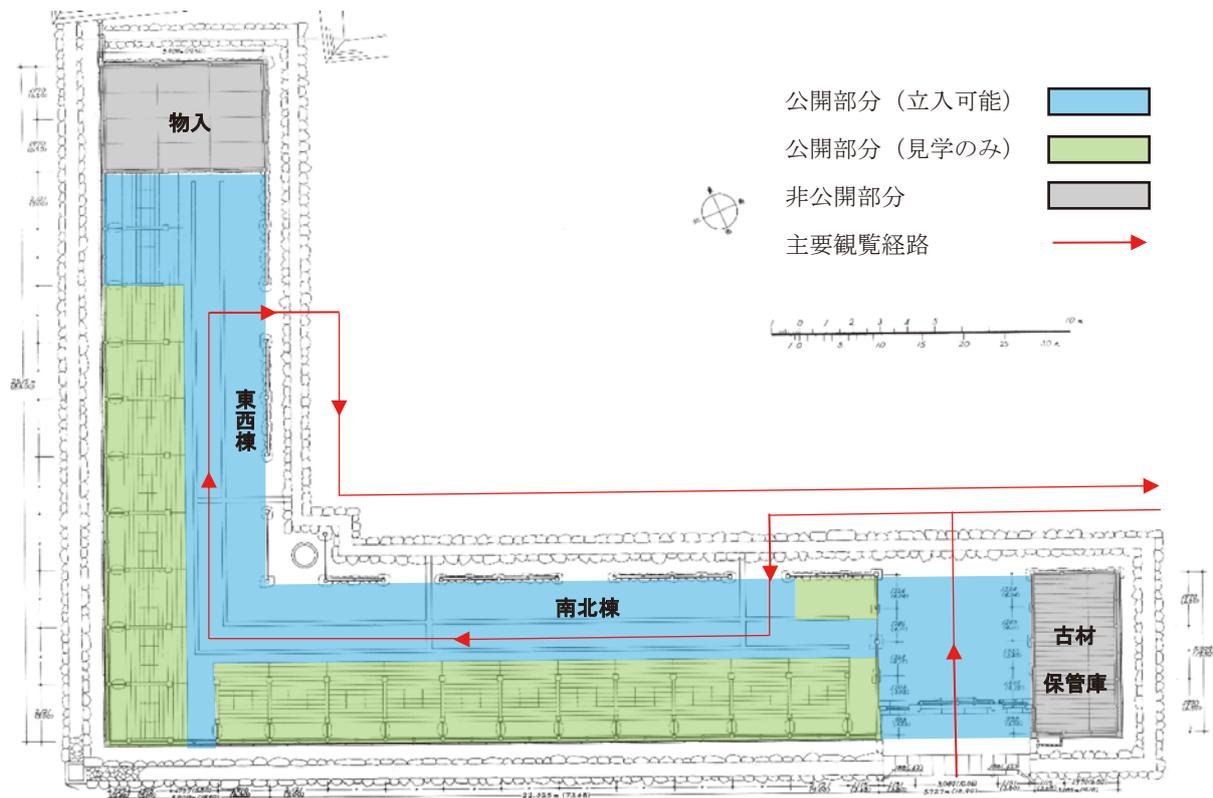


図 5.3.6 馬屋 公開範囲及び主要観覧経路図

第6章 保護に係る諸手続

1 文化財保護法に基づく必要な手続等

彦根城の国宝・重要文化財（建造物）の保存活用に当たり、文化財保護法及びその他の関係法令に基づく必要な手続等について記載する。

なお、(1)～(4)の手続等は、彦根市歴史まちづくり部文化財課、滋賀県文化スポーツ部文化財保護課を経由して、文化庁文化資源活用課に対して行う。特別史跡における現状変更申請については「特別史跡彦根城跡保存活用計画」を参照。

(1) 滅失、き損等

重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、その事実を知った日から10日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

（文化財保護法 第33条）

【記載すべき事項】

- 1 国宝又は重要文化財の名称及び員数
- 2 指定年月日及び指定書の記号番号
- 3 国宝又は重要文化財の指定書記載の所在の場所
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 6 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 7 滅失、き損、亡失又は盗難（以下「滅失、き損等」という。）の事実の生じた日時及び場所
- 8 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況
- 9 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度
- 10 滅失、き損等の事実を知った日
- 11 滅失、き損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

<添付書類>

- ・写真又は見取図その他き損の状態を示す書類

（国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則

昭和26年1月23日文化財保護委員会規則第1号）

(2) 修理の届出等

重要文化財を修理しようとするときは、所有者又は管理団体は、修理に着手しようとする日の30日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

(文化財保護法第43条の2)

【記載すべき事項】

- 1 国宝又は重要文化財の名称及び員数
- 2 指定年月日及び指定書の記号番号
- 3 国宝又は重要文化財の指定書記載の所在の場所
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 6 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 7 修理を必要とする理由
- 8 修理の内容及び方法
- 9 修理の着手及び終了の予定時期
- 10 修理施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 11 その他参考となるべき事項

<添付書類>

- 1 設計仕様書
- 2 修理をしようとする箇所の写真又は見取図
- 3 修理をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基く占有者の意見書

ただし、本計画の認定により「第2章 保存管理計画」に示す小規模な修繕等については、事前の修理届は必要なく、事後の修理完了届でよい。

規則により事前の修理届を必要としない行為は以下の通りである。ただし、事後に完了届等の届出が必要である。

- 1 文化庁から補助金の交付を受けて行う修理：実績報告書
- 2 文化庁長官の命令または勧告を受けて行う修理：修理完了届
- 3 文化庁長官の現状変更の許可を受けて行う修理：現状変更終了報告

(国宝又は重要文化財の修理の届出に関する規則 昭和29年6月29日文化財保護委員会規則第4条)

(3) 現状変更許可申請

重要文化財に関しその現状を変更しようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。

現状変更許可を必要としない行為は以下の通りである。

- ・維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合

(文化財保護法 第43条)

維持の措置の範囲は以下の通りである。

- 1 国宝又は重要文化財がき損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該国宝又は重要文化財をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等後の原状)に復するとき。
- 2 国宝又は重要文化財がき損している場合において、当該き損の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

文化庁長官の許可を受けるために、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

【記載すべき事項】

- 1 国宝又は重要文化財の名称及び員数
- 2 指定年月日及び指定書の記号番号
- 3 国宝又は重要文化財の指定書記載の所在の場所
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 6 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 7 現状変更許可申請者の氏名及び住所又は名称
- 8 現状変更を必要とする理由
- 9 現状変更の内容及び実施の方法
- 10 現状変更の着手及び終了の予定時期
- 11 現状変更に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所
- 12 その他参考となるべき事項

<添付書類>

- 1 現状変更の設計仕様書及び設計図
- 2 現状変更をしようとする箇所の写真又は見取図
- 3 現状変更を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料

(国宝又は重要文化財の現状変更等及び輸出並びに重要有形民俗文化財の輸出の許可申請等に関する規則 昭和29年6月29日文化財保護委員会規則第3号)

(4) 保存に影響を及ぼす行為の許可申請

重要文化財に関しその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。

保存に影響を及ぼす行為の許可を必要としない行為は以下の通りである。

- ・影響が軽微である場合

(文化財保護法 第43条)

文化庁長官の許可を受けるために、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

【記載すべき事項】

- 1 国宝又は重要文化財の名称及び員数
- 2 指定年月日及び指定書の記号番号
- 3 国宝又は重要文化財の指定書記載の所在の場所
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 6 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 7 保存に影響を及ぼす行為の許可申請者の氏名及び住所
- 8 保存に影響を及ぼす行為を必要とする理由
- 9 保存に影響を及ぼす行為の内容及び実施の方法
- 10 保存に影響を及ぼす行為の着手及び終了の予定時期
- 11 保存に影響を及ぼす行為に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所
- 12 その他参考となるべき事項

<添付書類>

- 1 保存に影響を及ぼす行為の設計仕様書及び設計図
- 2 保存に影響を及ぼす行為をしようとする箇所の写真又は見取図
- 3 保存に影響を及ぼす行為を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料

(国宝又は重要文化財の現状変更等及び輸出並びに重要有形民俗文化財の輸出の許可申請等に関する規則 昭和29年6月29日文化財保護委員会規則第3号)

(5) 保存に及ぼす影響が軽微な行為についての協議（現状変更等）

国宝・重要文化財（建造物）を活用する際、その行為が保存に及ぼす影響が軽微かどうかの判断をする必要がある。本計画では以下に示す行為は軽微とみなすことを取り決めた。アに示す行為を行う場合は、着手前に、その行為について、文化庁文化資源活用課、滋賀県文化スポーツ部文化財保護課、彦根市歴史まちづくり部文化財課と協議する。

また、その他の行為で、保存に及ぼす影響が軽微か明確でない場合には、彦根市歴史まちづくり部文化財課、滋賀県文化スポーツ部文化財保護課を経由して、文化庁文化資源活用課と協議する。

また、史跡の現状変更等は別途手続きを行う。

ア 舞台、展示会場としての使用

舞台、展示会場としての使用は、次の注意事項を守って行う場合、保存に及ぼす影響は軽微とする。ただし、設営物を床に置く以外の方法をとる（梁等から吊る等）場合や、設営物が大きい又は重い場合、生もの等である場合は、保存に及ぼす影響が明確でないため、文化庁文化資源活用課と協議する。

【注意事項】

- ・実施に際しては、事前に、収容人数や可燃物の配置等を示し、火災時及び地震時の防災計画または彦根市歴史まちづくり部文化財課が用意したチェックリストを提出する。
- ・防災設備の配置を確認した上で、その周囲は十分に間隔を取り、防災活動の支障となる物品は置かない。
- ・床の保護のために養生し、設営物の荷重が局所的にかからないように注意する。搬入搬出作業時に通過する部分も同様である。
- ・転倒等によって建造物をき損しないように、床を養生し、壁、建具、柱から十分な距離をあけて設営物を設置する。また、十分な転倒防止措置をとる。
- ・建造物に直接、釘、ねじ、接着剤、粘着テープ等を使用しない。また、設営物ののり付、塗装作業等は事前に実施し、十分に乾いた設営物だけを搬入する。
- ・設営物の機能点検を事前に実施する。特に電気配線等の被覆やよじれ、電気容量を確認し、電気配線等が観覧者の観覧動線に交錯しないように配置する。交錯する場合は、つまずかないように養生する。

イ 既存設備の保守及び更新

既存設備の保守及び更新は、次の注意事項を守って行う場合は保存に及ぼす影響は軽微

とする。

【注意事項】

- ・ 建造物の内外に一時的に仮設物を設置する際、接触する部分を十分に養生する。
- ・ 建造物の躯体等に新たな貫通を要しない範囲で、設備機器の更新を行う。

ウ 特別撮影

事前に許可された取材等における写真及び動画撮影（フラッシュや照明、三脚を用いた撮影を含む。）は、次の注意事項を守って行う場合は保存に及ぼす影響は軽微とする。

【注意事項】

- ・ カメラマンや照明スタッフは管理者が誘導し、文化財建造物にき損が生じないように注意する。撮影の規模や内容等により、必要に応じて、彦根市フィルムコミッション（観光交流課）の職員が立ち合う。
- ・ ドローン等の無人航空機による撮影は、事前に国土交通大臣の無人航空機の飛行に係る許可・承認を得た事業者のみ可能とし、事前に許可書及び承認書の写しの提出が必要である。万が一落下した場合でも建造物にき損が生じないように、建造物上空の飛行は行わない。
- ・ 照明、セット、レール等の設営を行う場合は「ア 展示、舞台としての使用」に示す注意事項を準用する。

エ 学術的な研究や調査

事前に許可された学術的な研究や調査のための特別見学が保存に及ぼす影響は軽微である。

- ・ 足場の設営を行う場合は「ア 舞台、展示会場としての使用」に示す注意事項を準用する。
- ・ 部材を一時的に取り外す必要がある場合は、彦根市歴史まちづくり部文化財課、滋賀県文化スポーツ部文化財保護課を経由して、文化庁文化資源活用課と協議する。取り外した部材は十分な保存環境を保つことができる場所に仮保存し、部材の名称、員数、保管場所等を記載する台帳を作成し、適切に管理する。

(6) 防災施設の機能低下等に係る報告

国庫補助により設置した防災施設に機能低下又は機能不能を発見した場合は、直ちに文化庁長官に報告する（文化財保存事業費関係補助金交付要綱（21））。

(7) 本計画の変更(文部科学省令で定める軽微な変更を除く)

認定を受けた重要文化財の所有者又は管理団体は、当該認定を受けた重要文化財保存活用計画の変更をしようとするときには、文化庁長官の認定を受けなければならない。

(文化財保護法 第53条の3)

本計画の変更を行う場合、事前に変更する内容について、滋賀県文化スポーツ部文化財保護課を経由し、文化庁文化資源活用課と事前に協議した上、変更申請を行う。

(8) 現状変更等の許可及び修理の届出の特例

本計画に記載の認定を受けた当該重要文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為及び修理は、その記載された事項の内容に即して行うに当たり、終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りる。

(文化財保護法 第53条の4、第53条の5)

ただし、本計画には現状変更等の許可の特例についての記載はない。

2 防災・防犯に係る諸手続

文化財建造物の活用においては、(5) 保存に及ぼす影響が軽微な行為についての協議(現状変更等)で示す注意事項を原則、遵守する。以下に活用に係る防災・防犯上の諸手続を示す。

(1) 管理者の諸手続

- ・消火、電気、防犯設備、防災用資機材及び文化財建造物の屋根材の乱れ、扉等の開閉について、自主点検ならびに専門技術者による定期点検を実施する。
- ・自衛消防隊は防災マニュアルに基づき、年1回の総合訓練を行う。
- ・彦根城の運営管理業務を外部委託する場合は、安全かつ適切な防災・防犯体制が遵守されるよう、第4章で定める防災・防犯マニュアル等も、契約図書に含めて、提出を求める。

(2) 活用事業者の諸手続

- ・収容人数等を示した消防計画書及び避難計画書(写し)、緊急時の連絡体制表を提出する(本書は、別途、彦根市消防本部へ提出する。)
- ・物品、可燃物の持ち込みを制限するため、展示物リスト及び点検表を提出し、使用期間には巡回点検を行う。
- ・電気機器を使用する場合は、容量及び配線計画を事前に提出する。臨時の火気使用については、事前に彦根市消防本部と協議し、防火管理者の承認を受ける。

3 関連計画

本計画に関連する計画としては、以下のものが挙げられる。本計画「国宝・重要文化財（建造物）彦根城天守ほか6棟保存活用計画」の位置付けは、図に示すとおりである。本計画の策定にあたっては、「特別史跡彦根城跡保存活用計画」、「特別史跡彦根城跡整備基本計画（案）」の内容を考慮し調整を行う。

表6.5.1：本計画と関連する計画

	計画名称	策定年	策定者	計画期間
上位計画	滋賀県文化財保存活用大綱	令和2年(2020)	滋賀県教育委員会	—
	彦根市都市計画マスタープラン	平成29年(2017)	彦根市	～令和12年(2030)
	彦根市総合計画前期基本計画	令和3年(2021)	彦根市	～令和7年(2025)
	彦根市総合計画基本構想	令和3年(2021)	彦根市	～令和15年(2033)
関連計画	特別史跡彦根城跡整備基本計画（案）	—	彦根市	—
	特別史跡彦根城跡保存活用計画	平成28年(2016)	彦根市教育委員会	—
	彦根市屋外広告物ガイドライン	平成27年(2015)	彦根市	—
	彦根城消防計画	平成21年(2009)	彦根市	昭和59年～(1984)
	特別史跡彦根城跡防災計画（案）	平成12年(2000)	彦根市	—
	彦根市地域防災計画	令和2年(2020)	彦根市防災会議	—
	彦根市歴史的風致維持向上計画（第2期）	平成30年(2018)	彦根市	～令和9年(2027)
	彦根市 立地適正化計画	平成30年(2018)	彦根市	～令和12年(2030)
	金亀公園再整備基本計画	平成29年(2017)	彦根市	—
	第12次鳥獣保護管理事業計画	平成29年(2017)	滋賀県	～令和4年(2022)
	彦根市都市交通マスタープラン	平成29年(2017)	彦根市	～令和12年(2030)
	特別史跡彦根城跡内樹木整備方針	平成28年(2016)	彦根市教育委員会	—
	彦根市観光振興計画	平成28年(2016)	彦根市	～令和7年(2025)
	彦根市景観計画	平成19年(2007)	彦根市	—
	特別史跡彦根城跡バリアフリー化整備基本計画	平成17年(2005)	彦根市教育委員会	—
	特別史跡彦根城跡サイン施設整備基本計画	平成16年(2004)	彦根市教育委員会	—